

令和元年 9月 2日開会  
令和元年 10月 10日閉会

# 令和元年西予市議会 第3回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

9月2日（月曜日）

令和元年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- |                              |                             |                       |         |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 令和元年 9月 2日                  | 生活福祉部長兼               |         |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場                     | 福祉事務所長                | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議                       | 令和元年 9月 2日                  | 教 育 部 長               | 宇都宮 裕   |
|                              | 午前10時00分                    | 明 浜 支 所 長             | 上 中 保 博 |
| 1. 散 会                       | 令和元年 9月 2日                  | 野 村 支 所 長             | 土 居 眞 二 |
|                              | 午後 2時44分                    | 城 川 支 所 長             | 篠 藤 義 直 |
| 1. 出 席 議 員                   |                             | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
| 1 番                          | 宇都宮 久見子                     | 消 防 本 部 消 防 長         | 佐 藤 克 也 |
| 2 番                          | 信 宮 徹 也                     | 総 務 課 長               | 山 住 哲 司 |
| 3 番                          | 宇都宮 俊 文                     | 財 政 課 長               | 宇都宮 明 彦 |
| 4 番                          | 加 藤 美 香                     | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
| 5 番                          | 中 村 一 雅                     | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 6 番                          | 河 野 清 一                     | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 7 番                          | 佐 藤 恒 夫                     | 議 事 係                 | 三 好 祐 介 |
| 8 番                          | 山 本 英 明                     | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 9 番                          | 竹 崎 幸 仁                     | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 10 番                         | 小 玉 忠 重                     | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 11 番                         | 源 正 樹                       |                       |         |
| 12 番                         | 井 関 陽 一                     |                       |         |
| 13 番                         | 菊 池 純 一                     |                       |         |
| 14 番                         | 中 村 敬 治                     |                       |         |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗                     |                       |         |
| 16 番                         | 兵 頭 学                       |                       |         |
| 17 番                         | 小 野 正 昭                     |                       |         |
| 18 番                         | 宇都宮 明 宏                     |                       |         |
| 19 番                         | 森 川 一 義                     |                       |         |
| 20 番                         | 藤 井 朝 廣                     |                       |         |
| 21 番                         | 酒 井 宇 之 吉                   |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員                   |                             |                       |         |
|                              | な し                         |                       |         |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員             |                             |                       |         |
|                              | 9 番 竹 崎 幸 仁                 |                       |         |
|                              | 10 番 小 玉 忠 重                |                       |         |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |                             |                       |         |
|                              | 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 |                       |         |
|                              | 市 長 管 家 一 夫                 |                       |         |
|                              | 副 市 長 宗 正 弘                 |                       |         |
|                              | 教 育 長 松 川 伸 二               |                       |         |
|                              | 総 務 企 画 部 長 三 好 敏 也         |                       |         |
|                              | 会 計 管 理 者 山 口 正 人           |                       |         |
|                              | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦         |                       |         |
|                              | 産 業 部 長 酒 井 信 也             |                       |         |
|                              | 建 設 部 長 清 水 昭 広             |                       |         |

議 事 日 程

- |   |   |         |                                     |                                       |
|---|---|---------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の氏名<br>(9番 竹崎幸仁、10番 小玉忠重)                  | 8       | 議案第143号                             | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)                 |
| 2 | 会期の決定<br>(9月2日～10月10日 39日間)                       | 9       | 議案第144号                             | 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)      |
| 3 | 承認第5号   | 議案第145号 | 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)      |                                       |
|   | 専決処分第5号の承認を求めることについて                              | 議案第146号 | 令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)         |                                       |
| 4 | 諮問第9号   | 議案第147号 | 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)        |                                       |
|   | 人権擁護委員候補者の推薦について                                  | 議案第148号 | 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)           |                                       |
| 5 | 議案第131号   | 議案第149号 | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)       |                                       |
|   | 野村復興住宅団地用地の取得について                                 | 議案第150号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)        |                                       |
| 6 | 議案第132号   | 議案第151号 | 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)         |                                       |
|   | 西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                 | 議案第152号 | 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)     |                                       |
|   | 議案第133号   | 10      | 認定第1号                               | 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            |
|   | 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                  | 11      | 認定第2号                               | 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
|   | 議案第134号   | 認定第3号   | 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |                                       |
|   | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について                  | 認定第4号   | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |                                       |
|   | 議案第135号   | 認定第5号   | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出            |                                       |
|   | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について  |         |                                     |                                       |
|   | 議案第136号   |         |                                     |                                       |
|   | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について                            |         |                                     |                                       |
|   | 議案第137号   |         |                                     |                                       |
|   | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について                |         |                                     |                                       |
|   | 議案第138号   |         |                                     |                                       |
|   | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について    |         |                                     |                                       |
|   | 議案第139号   |         |                                     |                                       |
|   | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |         |                                     |                                       |
|   | 議案第140号   |         |                                     |                                       |
|   | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について         |         |                                     |                                       |
| 7 | 議案第141号   |         |                                     |                                       |
|   | 市道路線の廃止について                                       |         |                                     |                                       |
|   | 議案第142号   |         |                                     |                                       |
|   | 市道路線の認定について                                       |         |                                     |                                       |

		決算の認定について			営状況について
認定第	6号	平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	13	発議第	6号
					西予市決算審査特別委員会の設置について
認定第	7号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		選任第	6号
					西予市決算審査特別委員会委員の選任について
認定第	8号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
認定第	9号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
認定第	10号	平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について			
認定第	11号	平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について			
認定第	12号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について			
12	報告第	8号			
		平成30年度西予市一般会計継続費精算報告について			
	報告第	9号			
		平成30年度健全化判断比率の報告について			
	報告第	10号			
		平成30年度資金不足比率の報告について			
	報告第	11号			
		西予市土地開発公社の経営状況について			
	報告第	12号			
		株式会社野村町地域振興センターの経営状況について			
	報告第	13号			
		株式会社エフシーの経営状況について			
	報告第	14号			
		株式会社城川ファクトリーの経営状況について			
	報告第	15号			
		株式会社どんぶり館の経営状況について			
	報告第	16号			
		あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について			
	報告第	17号			
		株式会社グリーンヒルの経営状況について			
	報告第	18号			
		一般財団法人宇和文化会館の経営状況について			
	報告第	19号			
		西予CATV株式会社の経			

本日の会議に付した事件

- |   |   |   |         |                                       |
|---|---|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の氏名  | 9 | 議案第144号 | 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）      |
| 2 | 会期の決定   |   | 議案第145号 | 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）        |
| 3 | 承認第 5号  |   | 議案第146号 | 令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）           |
|   | 専決処分第5号の承認を求めることについて                              |   | 議案第147号 | 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）          |
| 4 | 諮問第 9号  |   | 議案第148号 | 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）             |
|   | 人権擁護委員候補者の推薦について                                  |   | 議案第149号 | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 5 | 議案第131号   |   | 議案第150号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）          |
|   | 野村復興住宅団地用地の取得について                                 |   | 議案第151号 | 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）           |
| 6 | 議案第132号   |   | 議案第152号 | 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）       |
|   | 西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                 |   | 10      | 認定第 1号                                |
|   | 議案第133号   |   |         | 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            |
|   | 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                  |   | 11      | 認定第 2号                                |
|   | 議案第134号   |   |         | 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
|   | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について                  |   |         | 認定第 3号                                |
|   | 議案第135号   |   |         | 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について   |
|   | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について  |   |         | 認定第 4号                                |
|   | 議案第136号   |   |         | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
|   | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について                            |   |         | 認定第 5号                                |
|   | 議案第137号   |   |         | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |
|   | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について                |   |         | 認定第 6号                                |
|   | 議案第138号   |   |         | 平成30年度西予市介護保                          |
|   | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について    |   |         |                                       |
|   | 議案第139号   |   |         |                                       |
|   | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |   |         |                                       |
|   | 議案第140号   |   |         |                                       |
|   | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について         |   |         |                                       |
| 7 | 議案第141号   |   |         |                                       |
|   | 市道路線の廃止について                                       |   |         |                                       |
|   | 議案第142号   |   |         |                                       |
|   | 市道路線の認定について                                       |   |         |                                       |
| 8 | 議案第143号   |   |         |                                       |
|   | 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）                             |   |         |                                       |

		険特別会計歳入歳出決算の 認定について	の設置について
	選任第 6号		西予市決算審査特別委員会 委員の選任について
認定第 7号		平成30年度西予市農業集 落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	
認定第 8号		平成30年度西予市公共下 水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	
認定第 9号		平成30年度西予市簡易水 道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	
認定第10号		平成30年度西予市水道事 業会計決算の認定について	
認定第11号		平成30年度西予市病院事 業会計決算の認定について	
認定第12号		平成30年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計決 算の認定について	
1 2	報告第 8号	平成30年度西予市一般会 計継続費精算報告について	
	報告第 9号	平成30年度健全化判断比 率の報告について	
	報告第10号	平成30年度資金不足比率 の報告について	
	報告第11号	西予市土地開発公社の経営 状況について	
	報告第12号	株式会社野村町地域振興セ ンターの経営状況について	
	報告第13号	株式会社エフシーの経営状 況について	
	報告第14号	株式会社城川ファクトリー の経営状況について	
	報告第15号	株式会社どんぶり館の経営 状況について	
	報告第16号	あけはまシーサイドサンパ ーク株式会社の経営状況に ついて	
	報告第17号	株式会社グリーンヒルの経 営状況について	
	報告第18号	一般財団法人宇和文化会館 の経営状況について	
	報告第19号	西予CATV株式会社の経 営状況について	
1 3	発議第 6号	西予市決算審査特別委員会	

開会 午前10時00分

### ○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより令和元年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

### ○管家市長

令和元年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入り暑さも幾分か和らぎ、ここ1週間は雨が続きまして、めっきり秋を感じさせる季節となりました。

本議会では、議長よりジオパーク推進の機運醸成のため、ジオパークポロシャツの着用が提案され全員着用させていただいております。改めまして、ジオパーク活動が議員の皆様によりましてしっかりと支えていただいていることに感謝を申し上げます。今後も四国西予ジオパークの魅力や活動を広く発信し、西予市独自の地域振興施策に取り組んでいきたいと考えております。

さて、お盆には、超大型の台風10号が西予市を直撃し、大雨や暴風、高波・高潮等、大荒れの天気による甚大な被害が心配されておりましたが、大きな被害もなく安堵しているところであります。

しかしながら九州地方では、活発な秋雨前線の影響によりこれまでに経験したことのないような記録的大雨となっております。がけ崩れや河川の氾濫、冠水といった報道を目にするたびに、昨年の豪雨災害が思い出され、被災されました方々に対しお見舞いを申し上げる次第であります。異常気象が常態化している現在、常に想定外が起こることを念頭に、当市といたしましても防災対策をより一層進めていく所存であります。

さて、7月から市政懇談会を開催しているところでありますが、その中では、西予市復興まちづくり計画における復旧・復興の進捗状況と避難準備の情報提供等のあり方のほか、公民館を新たなコミュニティ活動の中心的役割を担う自治センターへ転換することについて説明し、市民の皆様へ事業の理解を深めていただくとともに、ご意見をお伺いしているところでございます。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますよ

うお願い申し上げます。

近年、市内にある県立高校の生徒数が減少傾向にあることから、高等教育が衰退しさらなる人口流出の悪循環に陥ることを危惧しているところでございます。本市では、市内県立高校の生徒数を確保し、人口流出の抑制や移住定住の促進を図るため、各校の学力向上と魅力ある学校づくりにつながる公営塾を開催することとし、公営塾の講師には地域おこし協力隊を活用して、全国から有能な人材を採用したいと考えております。公営塾では、地域とのつながりの中で学ぶことで、都会ではできない地域ならではの教育的付加価値を提供し、学力のほか、社会人としてのスキル、目的意識や志の醸成を行い、地域の将来を担う若者の育成を行ってまいります。

この夏、西予の若者たちが躍動しています。先般、全国高校野球選手権大会に愛媛県代表として愛媛県立宇和島東高校が9年ぶりに出場しました。チームには、主将の阿部颯稀君のほか、複数名の西予市出身者が在籍しておりました。甲子園では惜しくも初戦敗退となりましたが、若者たちの奮闘は私たちの胸を躍らせてくれました。

また、宇和中学校の女子ソフトボール部も四国中学校総体で初優勝を飾り、和歌山県で開催された全国中学校体育大会では見事ベスト8に輝きました。

さらに、広島県で開催された全国小・中学生箏曲コンクールでは、小学生団体の部で野村・城川小学校西予箏曲こども教室が銀賞、中学生団体の部では野村中学校箏曲部が銀賞、小学生個人の部では野村小学校の三好涼葉さんが銅賞に輝きました。災害から1年、ことしの夏、西予市の若者たちが全国の舞台で輝き、私たち大人を元気付けてくれていることを大変うれしく思います。

さて、本定例会でございますが、代表質問及び一般質問にお答えするとともに、専決処分の承認1件、条例制定3件、条例改正6件、補正予算10件等に加え、平成30年度決算認定12件や出資法人等の経営状況報告9件など、合計48件を上程しご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

**○議長**

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○議長**

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君の兩名を指名いたします。

(日程2)

**○議長**

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から10月10日までの39日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から10月10日までの39日間と決定いたしました。

(日程3)

**○議長**

次に、日程第3、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

改めましておはようございます。

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第5号は、「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」専決処分の承認を求めるものであります。

消防本部では、明浜地区における救急車の現場到着時間短縮を図るため、平成30年4月から旧高山診療所及び医師住宅におきまして、西予市消防

署明浜救急出張所の24時間運用を行っております。救急出張所の移転においては、通信機器関連工事や救急体制を検討する必要があることから調整などに時間を要しておりましたが、明浜支所の移転に合わせて、併設する明浜救急出張所の救急業務を同時に開始できる運びとなりましたので、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

**○議長**

次に、日程第4、諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

**○管家市長**

諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち1名が令和元年12月31日をもって任期満了となります。その後任につきまして検討いたしました結果、宇和町の兵頭伴廣氏を新任として推薦したいと存じます。

兵頭氏は、西予警察署の業務員として長年にわたり勤務されました。退職後は地元自治会長をされ、幅広い地域住民との交流があり、信頼も厚いものがあります。兵頭氏は、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じられており、人権擁護に深い理解があり適任者と考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、議会のご意見を聞くものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程5)

#### ○議長

次に、日程第5、議案第131号「野村復興住宅団地用地の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

改めましておはようございます。

議案第131号「野村復興住宅団地用地の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、野村地区2カ所におきまして、災害公営住宅の整備を進めております。本案件は、このうち西予市消防野村支署の西側に建設を行う災害公営住宅並びに定期借地の土地取得に関するものであります。本用地には集合型の災害公営住宅24戸分と定期借地14区画分の敷地整備を予定しており、野村町野村12号733番5ほか24筆、10名の地権者から、買収総面積9,850.15平方メートル、買収金額合計1億2843万3740円で土地売買仮契約の締結が完了しましたので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、配布しております議案の別紙につきましては、全て議決事項ではありますが、個人情報が含まれておりますので、取り扱いには十分ご留意いただきますようお願いを申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村議員。

#### ○14番中村敬治君

昨年の7月の大災害を受けまして、野村地区の野村復興団地、そして、太田地区の災害公営住宅が計画されておると聞いておりましたが、今回野村の復興団地につきまして、土地の買収を提案されたわけでございますが、25筆のうち合計金額が1億2800万と。そしてまた、買収面積が1万平米弱ということで非常に西予市にとっては大きな金額

となっております。そういうことで、25筆のうちの地目は宅地が1筆と、そして雑種地が1筆で、残り23筆は水田と聞いております。そういう中で単価を見ますと、水田の単価でございますが、坪当たり大体3万5000円から10万円弱と非常に幅があるわけですが、当然これらについては不動産鑑定士に鑑定評価を依頼されて価格を決定されたんじゃないかと推定されるわけですが、その辺かまわん範囲で、そういう単価の決定についての経緯をお知らせいただけたらと思います。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

今ほど買収用地の単価の決定についてお尋ねがございました。

この単価の決定につきましては不動産鑑定を入れております。前段で新野村保育所も買収しております。買収の不動産鑑定をやっていただいた同じ業者に不動産鑑定をいただいて、均衡を図った上で、金額を設定させてもらっていただいております。

以上でございます。

**○議長**

中村敬治議員。

**○14番中村敬治君**

不動産鑑定事務所はどここの事務所に依頼されたのかなと思ひまして。事務所によってそれぞれ鑑定というものは当然違ってくるわけですが、高いか安いかはいろいろ比較してみないとわからないわけですが、聞くところによりますと、野村地区は宇和島のほうじゃなかろうかなと、以前から鑑定評価の依頼先が固定化しておるような気がするわけですが、その辺、同じ、宇和は宇和でまたどっか別のところと聞いておりますが、やはりそういう固定化した一定のところ、そういう鑑定依頼をするということになりますと、どうしても安いところ、高いほうを買収はしよいのは間違いないわけですが、その辺どういう考えでそういう固定化されておるのかなという気がしておるところです。

ちょっとその辺かまわん範囲でご説明願ったらと思います。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

不動産鑑定の業者の選定につきましては先ほども申し上げましたように、新野村保育所の不動産をやっていた業者にやっていただいております。これは、近傍地なので近隣ということで業者のほうはお願いしております。業者ですけど、宇和島市の伊予高筑不動産鑑定事務所に鑑定を委託して単価を設定しております。

以上でございます。

**○議長**

ほかにありませんか。

小野議員。

**○17番小野正昭君**

まず、西予市の条例に不動産を購入、譲渡する場合には、そういう条例制定があったと思うんですが、その条例制定の名称と目的をまずお聞きします。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時23分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午前10時24分）

清水建設部長。

**○清水建設部長**

財産の取得に関しましては、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によって、今回の議会に提案をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長**

小野議員。

**○17番小野正昭君**

私の記憶では、取得とか譲渡する場合はまず財産処理委員会というのがあったと思うんですけども、そこの兼ね合いはどうなんですかね。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時25分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午前10時26分）

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ただいまの小野議員のご質問に総務企画部から回答させていただきます。

この財産処理委員会につきましては市長の諮問

に応じ開催することとなっております、今回、目的が災害復興ということで、目的が明確にされておりますので、今回の財産処理委員会は、必要に応じてということでございますので、開催をいたしておりません。

以上でございます。

**○議長**

小野議員。

**○17番小野正昭君**

部長の答弁は市長の権限だと。必要に応じて市長の判断というふうなことですけれども。これがややもすると全て市長の権限に基づいて市長の独裁的な感を生むわけですよ。そのために条例でそういう処理委員会をつくりなさいと、各関係者、いわゆる知識人ですかね、を市長が任命して、そこで委員会を開いて適当かどうかとまず審査をして、それで許可が出れば、承認が出れば、本会議場に上程する。こういう歯止めがあると思うんですよ。

今後そういうことで、幾ら災害とか緊急とか言っても、そういうことであればそういう条例はないのと等しいわけですから、やはり順序を経て、慎重に市の財産を購入なり処分はしていただきたい。

以上です。

**○議長**

答弁よろしいですかね。

**○17番小野正昭君**

はい。

**○議長**

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第131号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第131号「野村復興住宅団地用地の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第131号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

**○議長**

次に、日程第6、議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第140号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井福祉事務所長。

**○藤井福祉事務所長**

改めましておはようございます。

議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、旧三瓶授産場跡地において、就労、健康づくり及び交流の場を提供し、利用者の健康増進、社会参加及び自立支援の促進を図るため、その拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

当施設は、就労支援を目的とした作業スペースや健康増進を目的とした地域交流スペースのほか、地域の特産物などを販売し、利用者の交流を図ることができるオープンスペースを設けており、地域の相互扶助により、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を図るものであります。

なお、当施設の開館時期につきましては、指定管理者が決定次第、管理運営を行う予定としており、令和2年度に開館する予定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

議案第133号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、市民の健康増進と本市の観光振興及び交流促進を図るため、その拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。当施設は、市民に保養、休養など健康づくりの場を提供するとともに、明浜町における観光交流の拠点施設として、食事、入浴、宿泊機能を備えることで、四国西予ジオパークの魅力を生かした滞在型観光宿泊施設として、本市への誘客促進を図るものです。

なお、当施設の整備に伴い、老朽化の著しい民宿故郷及び塩風呂はま湯につきましては、来年1月に営業を終了することから、あわせて、関係条例の廃止をするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議案第134号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」、議案第135号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」関連がございますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

地方公共団体では、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加をしており、任用制度の趣旨に沿わない運用や適正な任用が確保されていない状況となっております。

そのような背景から「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、公民館長等の特別職非常勤職員の一部や臨時・非常勤職員として採用されてきた非正規職員につきましては、令和2年4月から全国的に統一された会計年度任用職員制度へ移行することとなりました。

まず、西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、本制度への移行に伴い、本市が任用する会計年度任用職員の任用形態をフルタイムとパートタイムに分け、当該

職員に給付する給与、手当、または報酬等に関して定めるものでございます。

次に、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、関係する13条例について所要の整備を行うものでございます。

なお、整備に関する条例のうち、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、従来、公務員の欠格要件であった被成年後見人の規定が削除されたことから、あわせて関係条例の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第136号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度の税制改正において、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設され、現行の自動車税を自動車税種別割、軽自動車税を軽自動車税種別割とし、令和元年10月1日から施行されることとなっております。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割に係る非課税対象車両の範囲を県の自動車税環境性能割の対象車両と同一の取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

議案第137号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年社会において、旧氏を使用しながら活動する女性が増えたことにより、さまざまな活動の場面で、旧氏を使用しやすくなるよう住民基本台帳法施行令の一部が改正されました。

今回の改正は、住民票の記載事項に旧氏が加えられることに伴い、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加える必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第138号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の

ご説明を申し上げます。

本条例は、市内における家庭的保育事業を実施する事業者が、事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が施行されたことから、その基準に基づき本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、家庭的保育事業者等による保育提供終了後の継続的な保育を実施する連携施設の確保について、猶予期間を10年間に延長するほか、著しく連携施設の確保が困難な場合は連携施設の確保を不要とするなど、基準等を緩和するものであります。

続きまして、議案第139号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が、市内で事業を実施する際遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

改正内容としましては、これまで放課後児童支援員は、都道府県が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要がありましたが、新たに政令指定都市においても研修が実施できるよう省令が改正されたことを受け、本条例の一部を改正するものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

議案第140号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の導入に伴い、水道事業で任用する会計年度任用職員の給与の種類とその基準を定めるほか、所要

の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程7)

#### ○議長

次に、日程第7、議案第141号「市道路線の廃止について」及び議案第142号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

議案第141号「市道路線の廃止について」、議案第142号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、市道蔵良駄馬線及び市道宇ノ瀬線の廃止及び認定について議決を求めるものでございます。

まず、市道蔵良駄馬線につきましては、当該路線に隣接する養豚団地の整備用地として、終点部付近の一部を利用したい旨の申し出がありました。当該付近においては、現在住宅もなく、周辺関係者の同意も得られたことから、現道の蔵良駄馬線を廃止し、該当する区間を除いた路線を新たな蔵良駄馬線として再認定するものであります。

次に、市道宇ノ瀬線につきましては、当該路線の終点部付近において、県営農地整備事業が計画されていることから、現道の宇ノ瀬線を廃止し、基盤整備事業の区域を除いた路線を新たな市道宇ノ瀬線として再認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止・認定につきましては、さきの7月22日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において、承認をいただいているものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

#### ○議長

次に、日程第8、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といた

します。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

### ○管家市長

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の説明に先立ちまして、国の令和2年度予算の概算要求の概要が各省庁により報道資料として公表され、当市においても、総務省の令和2年度地方財政収支の仮試算に基づいて、予算編成方針の策定に向けて取り組んでまいります。その中で、普通交付税と地方債について触れさせていただきます。

普通交付税は、議員の皆様ご承知のとおり、合併算定替の特例期間が本年度で終了となり、令和2年度から一本算定となります。国においては、合併市町村からの合併算定替終了後の財政支援を求める要望に基づいて、合併による市町村の区域拡大により生じた新たな財政需要を普通交付税に反映させる方針のもと、平成26年度の算定から段階的に見直しを行い、平成30年度の算定で見直しの内容が確定いたしました。

今後は、段階的に需要額に反映され、令和2年度までに約6700億円が需要額として算定されます。要望当時の資料では、合併算定替と一本算定との差額が約9500億円あり、約7割が新しく需要額として算定されます。

当市においては、平成25年の算定額で約27億円の差額があり、令和2年度においては、差額が約8億円になると試算をしておりましたが、令和元年度の算定額で約11億円の差額があります。

また、令和2年度の国勢調査の人口が令和3年度の算定から反映されます。算定額が急激に減少しないように、人口の急減補正が5年間措置されますが、算定額の大幅な減額が見込まれます。生産年齢人口の減少により税収は減少し、一方で高齢人口の増加により社会保障経費などの行政需要は確実に増大していきますので、歳入を見通した適正な予算規模を目標として、編成方針を策定しなければなりません。

次に、合併特例債についてでございますが、平成30年4月25日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正

する法律」が施行され、発行期間が令和6年度末まで延長となりました。

当市では、平成16年に市の将来ビジョンや施策の方向性について定めた新市建設計画を策定し事業の推進を行っておりますが、社会情勢の変化などにより事業の変更や追加を要することから、新市建設計画の変更を行うことといたします。当市の合併特例債発行上限額は226億4830万円であります。平成30年までの発行額と令和元年度の要望額とで179億5010万円となっており、46億9820万円が今後5年間の発行可能額であります。

今後、野村支所庁舎、消防庁舎建設の大型事業の財源に合併特例債を活用する予定でありますので、それ以外の合併特例債を活用した事業の実施に当たっては、より必要性を精査して実施していかなければなりません。市民の皆様、また議員の皆様のご理解、ご協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う経費、地方創生拠点整備交付金事業費の増額及び、平成30年度決算に伴う繰越金の調整のほか、緊急に要する必要が生じた事業費などを計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別にご説明を申し上げます。

総務費では、学校の魅力化事業として、市内3校と連携した公営塾の開設に向けたスタッフとなる人材の確保に要する経費を計上し、民生費では、せいよチャレンジ・スペース事業として、パン工房設備等に要する経費のほか、教育・保育給付費支給事業として、認定こども園等への給付費を計上いたしました。

農林水産業費では、畜産基盤施設再生支援事業として、施設の再生整備の支援に要する経費を計上し、商工費では、市観光PRとしてわらアートの普及・推進に要する経費を計上し、土木費では、河川維持事業として、明間地区の治山事業の流末水路の改修に要する経費のほか、ブロック塀等安全対策事業として、地震に対する住宅の安全性向上の支援に要する経費を計上しました。

消防費では、災害用資機材・施設整備事業として、三瓶地区の現地災害対策本部設備の整備に要する経費を計上いたしております。

また、地方財政法に基づき、平成30年度決算に

よる余剰金の一部を財政調整基金へ積み立てしております。

これらの経費の財源につきまして、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出の予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ11億5660万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額を344億7588万4000円と定めるものであります。

また、地方債補正では、災害公営住宅整備事業費の増額等により変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### ○議長

宇都宮財政課長。

#### ○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。予算書の16ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、高校魅力化事業198万円ではありますが、市内の高校の魅力化を図ることにより生徒数の確保に努めるとともに、人口流出の抑制と移住定住の促進につなげるために、高校と連携した公営塾の開設に向けて、公営塾のスタッフとなる人材確保に要する経費として、地域おこし協力隊採用支援業務委託料を計上するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、せいよチャレンジ・スペース整備事業2402万7000円ではありますが、三瓶授産場跡地に地方創生拠点整備交付金を財源として整備いたします地域共生型交流拠点施設の作業スペースにおけるパン工場の設置に要する機械器具費のほか、駐車場整備に要する土地購入費等を計上するものであります。財源として、地域福祉基金及び地域振興基金を充てています。

17ページをお開き願います。

2項児童福祉費、2目児童措置費、教育・保育給付費支給事業ではありますが、10月から子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の負

担軽減を図ることを目的に幼児教育・保育の無償化が始まります。無償化に伴います保育料軽減相当額として、民間保育所運営費負担金2321万8000円のほか、国庫負担金返還金として395万8000円を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、外国人材活用推進事業173万8000円ではありますが、地方創生推進交付金の交付決定通知を受けまして、市内での監理団体等設立に向けた講習会の開催に要する経費、外国人実習生の暮らしやすい環境整備のためのパンフレット作成等生活支援に要する経費を計上するものであります。

また、野村介護老人保健施設事業会計においては、施設運営事業費用を増額し、財源については事業会計への繰出事業において、地方創生推進交付金を充てています。

20ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産基盤施設再生支援事業2010万7000円ではありますが、市内の畜産業の持続的発展と体制強化を図るため、生産システムの効率化や分業体制の構築に向けた畜産施設の再生整備の支援に要する経費を計上するものであります。財源として、畜産基盤施設再生支援事業費県補助金を充てています。

7款商工費、1項4目観光費、市観光PR事業15万6000円ではありますが、わらアートを市内に普及させ、米どころ西予のPRを含めて、観光振興の目玉となる取り組みにつなげていくため、昨年、わらアートサミットを開催した自治体への研修に要する経費を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

8款土木費、3項2目河川維持費、河川維持事業2594万6000円ではありますが、宇和町明間の岡山地区と四道地区において、県が実施をしています災害関連緊急治山事業の治山施設下流の水路工事に要する経費を計上するものであります。

23ページをお開き願います。

6項住宅費、1目住宅管理費、災害公営住宅整備事業2億7989万8000円ではありますが、当初戸数30戸で整備を進めてまいりましたが、被災された方へのヒアリング等により、整備戸数が41戸に変更になったため、不足します設計委託料及び工事請負費を計上するものであります。財源として、

災害公営住宅整備事業費国庫補助金と災害公営住宅整備事業債を充てています。ブロック塀等安全対策事業300万円ですが、西予市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱に基づきまして、西予市地域防災計画、または耐震改修促進計画に位置づけをされた避難路と沿道などに面する住宅の倒壊の危険性があるブロック塀の除却や建てかえの支援に要する経費を計上するものであります。財源として、社会資本整備総合交付金とブロック塀等安全対策事業費県補助金を充てています。

9款消防費、1項4目災害対策費、災害用資機材・施設整備事業201万円ですが、三瓶地区において地震・津波災害時の現地災害対策本部を授産場跡地に設置します地域共生型交流拠点施設に設置するとき必要となります発電機等機械器具費等を計上するものであります。

25ページをお開き願います。

13款諸支出金、2項1目基金費、財政調整基金事業4億1900万円ですが、地方財政法第7条に基づきまして、平成30年度決算による剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。西予市地域振興基金事業2億5886万3000円ですが、指定管理施設の経営の健全化または改革に要する経費、地域経済の活性化及び振興に要する経費の財源として積み立てるものであります。

主な歳入につきまして、まず、自動車税などの車体課税の見直しについてご説明を申し上げます。10月1日からの消費税率10%への引き上げにあわせ、自動車の取得に対しては、自動車取得税が廃止をされ、新たに自動車の環境性能等に応じて課税されます環境性能割が導入をされます。また保有に対しては、自動車税の名称が自動車税種別割に変更され、税率の引き下げもあわせて行われます。今回の見直しによって減収する地方税につきましては、自動車重量税の譲与割合の引き上げ、揮発油税から地方揮発油税の税源移譲等により地方財源を確保することとされています。

それでは9ページをお開き願います。

1款市税、3項2目環境性能割、軽自動車の環境性能割として142万円新規に計上するものであります。

次に、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税の廃止により3662万9000円減額するもので

あります。

関連がありますので、14ページをお開き願います。

21款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金、自動車税の環境性能割交付金として871万7000円新規に計上するものであります。

予算書は9ページにお戻りください。

8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金6116万8000円ですが、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分について、令和元年度は消費税率引き上げに伴う地方の税収がわずかであることから、地方特例交付金として、子ども・子育て支援臨時交付金が創設をされ、全額国庫措置されます。10月以降の基礎数値に基づき交付額が算定され、令和2年3月に公布をされます。

関連がありますので10ページをお開き願います。

今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、11款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金、12款使用料及び手数料、1項7目教育使用料をそれぞれ減額し、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、14款県支出金、1項2目民生費県負担金をそれぞれ増額して各事業の財源調整を行っております。

12ページをお開き願います。

17款繰入金、1項特別会計繰入金ですが、平成30年度決算に伴います特別会計の繰越金の調整といたしまして3298万1000円を繰り入れするものであります。

13ページをお開き願います。

19款諸収入、5項4目雑入、民生費雑入2824万7000円ですが、後期高齢者医療広域連合へ負担をしました平成30年度療養給付費負担金の確定によりまして返還金として受け入れするものであります。

14ページをお開き願います。

20款市債、総額で2160万9000円の増額ですが、災害公営住宅整備事業債の増額のほか、臨時財政対策債を減額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

ただいまより暫時休憩いたします。（休憩 午前11時08分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）

（日程 9）

#### ○議長

次に、日程第9、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」から、議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ11万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を88万4000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

議案第145号「令和元年度西予市育英会奨学金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度決算による繰越金の確定によるものです。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ474万4000円増額し、歳入歳出予算の総額を3552万8000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず事業勘定補正予算からご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金の返還額が確定したことにより償還金を増額するととも

に、前年度決算による繰越金が確定したことから、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億5919万4000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を51億3538万円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定補正予算の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金金の調整を行うものであります。この補正につきましては、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

続きまして、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ246万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3098万1000円と定めるものであります。

続きまして、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定により剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるほか、前年度国県負担金等の過不足の調整を行うとともに、システム改修に係る介護保険事業費国庫補助金の内示額確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ8313万4000円増額し、歳入歳出予算の総額を60億6609万2000円と定めるものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

議案第149号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組み替えを行うもので、

歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第150号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う事業費の調整を行うものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ6万円減額し歳入歳出予算の総額を4億8514万4000円と定めるものであります。

続きまして、議案第151号「令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出にそれぞれ186万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5217万円と定めるものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、8月に国の地方創生推進交付金事業、補助率2分の1の採択を受け、一般会計での国庫補助金受け入れに伴う、それを財源にした一般会計補助金及び対象事業費の追加などを補正するもので、収益的収入では、一般会計補助金69万円、収益的支出では、外国人技能実習生受け入れに伴う監理組合への委託料や入国後の語学研修費用などの19万円を増額調整するものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、国の高齢者福祉施設防災対策事業、補助率2分の1の採択を受け、資本的収入では、国庫補助金47万3000円、予算書の2ページになりますが、資本的支出では、非常用発電機購入に伴う費用94万6000円を補正するものであります。

これらにより、予算書第3条の収益的収入及び支出の補正につきまして、施設事業費用を19万円増額し、支出の総額を5億5935万5000円とするも

のであります。

また、予算書第4条の資本的収入及び支出の補正につきまして、資本的支出を94万6000円増額し、支出の総額を4861万8000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程10）

#### ○議長

次に、日程第10、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

#### ○山口会計管理者

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく、平成30年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。資料は1ページをお開きください。

平成30年度は西予市合併15年目となり、これまで着実に築き上げてきたさまざまな分野の基礎基盤の上に、本市の最上位計画であります第2次西予市総合計画の実行とあわせて、新たな挑戦に自ら壁を作ることなく、挑戦・改革・前進を前面に掲げ、西予市の次なるまちづくりに踏み出す予算を編成し、人口減少のスローダウン、安全・安心の実感、四国西予ジオパークの推進、産業振興・雇用創出、地域力の活性化、魅力あふれるまちづくり、働き方改革・合理化の7つの分野に施策を大別しまして、それぞれの事業を展開いたしました。

一方、平成30年7月豪雨により、本市においても甚大な被害が発生をいたしました。発災以降は、被災者に寄り添ったきめ細やかな対応を行いながら、災害に関連して緊急に取り組むべき予算を切れ目なく編成し、被災者支援・生活再建、復旧・復興を最優先に事業を実施いたしました。

それでは、平成30年度一般会計の決算の状況とあわせまして、普通会計における財政指標等の状

況についてご説明し、主要な施策の成果につきましてもその概略をご報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。資料は14ページをお開きください。

平成30年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は339億9117万4000円、歳出決算額は324億2623万5000円、歳入歳出差引額は15億6493万9000円となり、翌年度への繰越財源7億2825万7000円を除きますと、実質収支は8億3668万2000円となります。前年度の決算規模と比較しますと、歳入で21.1%の増、歳出では20.1%の増となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明いたします。

平成30年度の決算額は、前年度に対しまして59億2530万6000円増加しております。その主な要因といたしましては、平成30年7月豪雨災害による財政需要への対応として取り崩した災害対策基金繰入金、財政調整基金繰入金の増額や各種災害復旧事業、社会教育複合施設整備事業等の大型建設事業の財源として借り入れした市債の増額によるものであります。

市税につきましては31億2947万6000円で、市民税所得割や固定資産税が減額となったことなどにより、前年度と比較し5962万5000円の減となっております。普通交付税は105億2533万8000円で、合併後11年が経過し、平成27年度より交付税算定上の財政的支援措置が5年間の段階縮減期間に入ったことにより、前年度と比較し3億1776万7000円の減となっております。

一方、特別交付税は、平成30年7月豪雨災害に係る経費の算入等により24億3209万9000円となり、前年度と比較し12億847万6000円の増となりました。

歳入のうち市税等の自主財源は28.4%で、残り71.6%は地方交付税や市債、国・県支出金等に依存する財政基盤が脆弱な本市におきましては、今後も国の歳出・歳入一体改革や国・地方が一体となって取り組む経費削減・財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定をされます。

また、合併による財政的支援措置が終了となること、平成30年7月豪雨災害に係る復旧・復興に係る事業も切れ目なく実施する必要があることを

考慮すると通常の前年度規模は縮小せざるを得ない状況となっております。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。資料は17ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較し全国総額ベースで2.0%減、全国市町村分で2.7%減、愛媛県内市町分で2.9%減という状況の中で、本市におきましては、基準財政需要額において、主に生活保護に係る需要額が増額となったものの小学校費に係る需要額が減額となり、基準財政収入額においては、地方消費税交付金が増額となったことから、交付額は、当初決定額105億1191万6000円に追加交付1342万2000円を加え、対前年度比2.9%減の105億2533万8000円となりました。

特別交付税につきましては、前年度と比較し全国総額ベースで5.2%増、全国市町村分では4.4%増、愛媛県内市町分では、平成30年7月豪雨災害関連経費の増によりまして32.5%増となりました。本市におきましては、前年度に比べて98.8%増の24億3209万9000円が交付されました。臨時財政対策債につきましては、前年度と比較し全国総額の発行可能額で1.5%減となり、本市においては5.0%減の6億417万4000円となり、これを含めた交付税総額は昨年度に比べ8億5876万円の増となりました。

次に、財政力指数の状況についてご説明をいたします。資料は18ページをお開きください。

本市の平成30年度財政力指数は0.25で、平成30年度の県市町平均が0.44でありますことから本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額に変化があるものの、人口の減少等により基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況についてご説明いたします。資料は20ページをお開きください。

市債の発行につきましては、平成30年度の決算額は44億5717万4000円で、災害復旧事業等の実施により、前年度と比較し38.6%の増、地方債残高は昨年度と比較し12億4544万7000円増の385億4295万8000円となりました。

次に、歳出決算の概要についてご説明をいたし

ます。資料は21ページをお開きください。

平成30年度の決算額は324億2623万5000円で、前年度と比較し20.1%の増となっております。その主な要因は、総務費で駅前エリア整備事業の増、衛生費で災害廃棄物処理事業及び被災建物等解体・撤去支援事業の増、教育費で社会教育複合施設整備事業の増、災害復旧費で平成30年7月豪雨災害による事業費の増、諸支出金で基金事業の増によるものであります。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費の合計は118億1556万3000円、昨年度と比較し、扶助費において災害関係の扶助費の増等により9.7%の増となっております。

また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせた投資的経費の合計は67億8342万6000円となり、昨年度と比較し35.1%の増となっております。普通建設事業費において、社会教育複合施設整備事業、野村学校給食センター建設事業等の大型事業の事業費増、災害復旧事業費において、平成30年7月豪雨災害による事業費の増によるものが主な要因であります。

目的別決算額では、増額科目においては主に、衛生費が27億4167万2000円となり、災害廃棄物処理事業及び被災建物等解体・撤去支援事業等の増により33.7%の増、教育費が39億6263万9000円となり、社会教育複合施設整備事業等の増により32.0%の増、災害復旧費が14億2647万1000円で、平成30年7月豪雨災害により455.6%の増となっております。減額科目においては主に、民生費が76億579万1000円となり、保育所等施設整備事業の完了により2.9%の減、土木費が20億2481万5000円となり、地域住宅交付金事業の減により6.0%の減となっております。

資料は41ページをお開きください。

平成30年7月豪雨災害の発災以降、西予市におきましては、復旧・復興に係る財政需要に対応するため、平成30年7月以降の補正予算に取り組んでまいりました。一般会計における復旧・復興予算は、7月臨時議会において議決されました3号補正予算から平成31年3月に専決処分されました12号補正予算までの補正予算額で、総額79億4138万5000円となりました。主なものとしましては、民生費において被災者生活再建緊急支援事業

2億3650万円、衛生費においてクアテルメ宝泉坊管理運営事業1億8653万7000円、災害廃棄物処理事業8億85万7000円、農林水産業において被災農業者向け経営体育成支援事業3億3000万円、商工費において西予市店舗リニューアル補助金事業4270万円、土木費においてがけ崩れ防災対策事業2億2780万円、災害復旧費において補正予算総額46億59万円などとなっております。

平成30年度における歳出決算額は33億2124万円ですが、42億698万7000円を翌年度に繰り越しているため、実質的な不用額は4億1315万8000円となります。

また、その財源として災害復旧費関連の国県補助金、地方債を充てております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明をいたします。資料は24ページをお開きください。

平成30年度の実質公債費比率は8.8%で、前年度より0.3%増となっております。これは元利償還金の額が増額となった一方で、普通交付税においては、合併算定替により大幅な減額となったことが主な要因となっております。

また、地方債の現在高は増額傾向であるとともに、普通交付税において合併算定替の特例措置分が段階的に縮減され、令和2年度からは一本算定となり大幅に減額となることから上記の比率は上がっていくと見込まれるところであります。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明をいたします。資料は25ページからになりますが26ページをお開きください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため該当ございません。

実質公債費比率は前年度に比べ0.3%増の8.8%、将来負担比率は前年度に比べ4.5%増の52.1%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後、実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計等への繰出金のうち元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等により上昇し、将来負担比率についても、特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少等により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められるところであります。特に、歳出総額と市債を除

く歳入との差が大きい場合は、市債で補っているということでありまして、多額の地方債発行が続きますと、地方債残高も増加の一途となり将来に大きな負担を残すこととなります。そのため、地方債発行につきましては、可能な限り財政上有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。

次に、主要な施策の成果についてその概略をご報告いたします。資料は2ページをごらんください。

政策別の主な事業といたしましては、しごとづくりでは、商工業振興助成支援や企業誘致促進など商工業振興対策関連事業、農林業担い手育成支援、農地・農村環境の保全、地産地消推進、森林環境基盤整備、市産材等活用促進、漁港海岸保全・整備など農林水産業振興対策関連事業、観光資源のPR、ブランド化や適正管理、イベント運営支援など観光振興対策関連事業を実施いたしました。

ひとづくりでは、結婚・出産及び子育て支援事業、健康増進事業、医療の確保、高齢者及び障がい者福祉、生活困窮者支援事業、火災・救急体制整備及び消防団活動推進事業、人権教育推進、生涯学習の場の提供やスポーツ及び文化振興事業、国際化・地域間交流促進事業を実施いたしました。

まちづくりでは、移住・定住体制整備事業、ジオパーク推進事業、中心市街地整備・まちづくり再編、地域主導の地域づくり推進事業、コミュニティ強化推進事業、地域防災力の強化等防災・減災事業、道路・水道・下水道等インフラ整備及び維持管理事業を実施いたしました。

行財政では、働き方改革の推進による効率的な業務遂行、市有土地・建物、公用車など市有財産の維持管理、市税の賦課徴収、ふるさと納税の推進を実施し健全財政の維持に取り組みました。

なお基本計画の主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の51ページから124ページに記載しておりますのでお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の

上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

ただいまより暫時休憩いたします。（休憩 午前11時59分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

（日程11）

#### ○議長

次に、日程第11、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

#### ○山口会計管理者

平成30年度西予市特別会計の決算につきましてご説明申し上げます。成果報告書の11ページをお開きいただいたらと思います。

公営企業会計を除きます特別会計の総額で、歳入決算額は131億6846万5000円、歳出決算額は128億8090万4000円、歳入歳出差引額は2億8756万1000円となり、翌年度への繰越財源3149万3000円を除きますと、実質収支は2億5606万8000円となっております。

それでは会計別にご説明を申し上げます。

まず認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は125ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額146万4000円、歳出総額134万6000円となり、形式収支、実質収支ともに11万8000円となっております。

続きまして、認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は126ページをお開きください。

平成30年度決算額は、歳入総額が4408万4000円で、前年度と比較しまして207万1000円の減、歳出総額は2774万円で、前年度との比較では139万8000円の減となり、形式収支、実質収支ともに

1634万4000円となっております。

なお、平成30年度貸付者は、継続28人、新規15人の合計43人で、貸付総額は1740万円。償還者は延べ626人で、償還総額は2706万7000円となっております。

続きまして、認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は127ページをお開きください。

まず国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が52億3852万円、歳出総額は50億9099万7000円となり、形式収支、実質収支ともに1億4752万3000円の黒字となっております。この繰越額につきましては、前年度精算による愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金の返還及び、財政調整基金積み立て等に充てるものであります。

当会計におきましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加に伴い、厳しい財政運営を強いられております。将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明いたします。

資料は132ページからになりますが134ページをお開きください。

市内5診療所の歳入総額は1億9761万6000円、歳出総額が1億9630万1000円となり、形式収支、実質収支ともに131万5000円となっております。診療所勘定におきましては、一般会計から4793万6000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医療材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は138ページをお開きください。

まず歳入総額は6億2083万5000円で、前年度と比較いたしまして1152万円の減、歳出総額が6億

1837万円で、前年度と比較して308万8000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに246万5000円となっております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億4070万2000円、繰入金2億5166万4000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1056万2000円が主なものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億8304万5000円となり、歳出全体の94.3%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第6号「平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は141ページをお開きください。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が58億2315万1000円で、前年度と比較しまして1億3232万円の増、歳出総額は57億5021万6000円で、前年度と比較しまして1億4427万1000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに7293万5000円となっております。今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者、または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監視し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第7号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は151ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億5700万8000円で、前年度と比較いたしまして2642万8000円、6.9%の減、歳出総額が3億5546万4000円で、前年度と比較いたしまして2744万2000円、7.2%の減となりまして、形式収支が154万4000円、実質収支が52万7000円となっております。本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在10処理場が稼働しておりますが、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

続きまして、認定第8号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」ご説明を申し上げます。

資料は157ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額7億2112万9000円で、前年度と比較いたしまして3322万円、4.4%の減、歳出総額が6億9036万8000円で、前年度と比較いたしまして5892万1000円、7.9%の減となり、形式収支が3076万1000円、実質収支が28万5000円となっております。事業内容につきましては、宇和処理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等、鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く、平成30年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして各担当部課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

認定第9号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は平成30年度決算における主要な施策の成果報告書147ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が1億6465万8000円で、主な収入といたしましては、給水収入6622万3000円、繰入金5334万2000円、分担金及び負担金540万3000円、市債2160万円などであります。

歳出総額は1億5010万2000円で、主な支出といたしましては、事業費1億2683万9000円及び公債費2326万3000円であります。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに1455万6000円の黒字を計上いたしております。

続きまして、認定第10号「平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず平成30年度の水道事業の概要を報告いたします。総括事項として、営業収益における給水収

益につきましては、7月豪雨災害により施設が被災したことが影響し前年度比2.9%の減となりました。また、業務量につきましては、給水人口が前年度から578人減少し3万372人、年間総有収水量は、前年度比3.1%減の327万1182立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億1273万2356円に対しまして、水道事業費用は7億37万2208円となり、前年度と比較しまして、収益は1.2%の減、費用は1.1%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、営業収益5億6538万5739円に対しまして、営業費用が6億3856万4703円となり、差し引き7317万8964円の営業損失となりました。

次に営業外収益は、水道加入金など8600万327円となっております、営業外費用は企業債の支払利息など3151万1973円を支出しております。

以上によりまして、経常損失1869万610円、当年度純損失911万3572円となり、当年度未処分利益剰余金が8454万5217円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は5億5024万7800円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額7759万4444円となっております。その内訳は、負担金158万7400円、補助金7600万7044円でありませ

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額3億2860万9262円で、建設改良費として2億1871万260円、企業債償還金として1億989万9002円を支出しております。建設改良費の主な工事は、西日本豪雨災害に伴う災害復旧事業、宇和給水区域の上松葉配水池更新事業などでありませ

また、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する2億5101万4818円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしまし

た。その他、決算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

## ○議長

山岡医療介護部長。

## ○山岡医療介護部長

認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の52ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、西予市民病院におきましては、常設科として、内科、外科及び泌尿器科の常勤医師を確保したものの整形外科の常勤医師が不在となり、野村病院の協力を初めとした非常勤医師による診療、非常設科として婦人科や皮膚科、脳神経外科などにおいては、非常勤医師による診療を行いました。

一方、野村病院におきましては、常勤医師や非常勤医師により、常設科として内科、整形外科、非常設科として、外科、眼科、耳鼻咽喉科、心療内科ほかの診療体制の確保を図ることができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の2次救急体制の維持に努めてきたところであります。今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関係機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。特に今年度は、整形外科につきましては、両病院それぞれ2名の常勤医師の確保ができたところであります。

次に53ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院患者数3万7030人、1日平均101.5人、外来患者数4万4556人、1日平均182.6人、野村病院では、年間入院患者数2万7128人、1日平均74.3人、外来延患者数5万1778人、1日平均212.2人となっております。

次に40ページの収益的収入及び支出についてご説明いたします。

病院事業収益39億7786万4190円に対しまして、病院事業費用は40億4871万9430円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

す。

その詳細につきましては44ページの損益計算書でご説明いたします。

医業収益31億1581万6633円に対し、医業費用は37億5081万6495円で、差し引き6億3499万9862円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費、医療スタッフ確保に伴う給与費の増などがございます。

次に、医業外収益は6億4634万5574円で、うち4億2608万6377円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。医業外費用は2億1073万9100円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及び、昨年度から新たに事業所内保育及び病児保育事業を実施したスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失1億9939万3388円、当年度純損失7245万1003円となり、当年度未処理欠損金は2億9848万6550円となっております。

続いて42ページの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の総額は1億6946万7268円で、内訳は、一般会計出資金435万円、一般会計負担金1億1816万7268円、企業債4680万円、固定資産売却代金15万円であります。

次に資本的支出につきましては、税込み支出総額は2億7016万9457円で、これは、医療機械の更新などの建設改良費7389万5544円、企業債償還金1億9567万3913円、奨学資金制度に係る投資60万円となっております。これにより、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億70万2189円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

79ページから西予市民病院及び野村病院の決算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

平成30年度西予市公営企業会計決算書の126ページをお開きください。

平成30年度は7月に西日本豪雨災害が発生したことで施設運営にも影響を受けました。建物等への被災は免れましたが、約2週間に及ぶ断水や停

電等により、発災から13日間にわたって通所リハビリテーションサービスを休止せざるを得なくなり、営業日数が減少することとなりました。業務量でございますが、年間施設入所延利用者数は2万5923人、短期入所延利用者数は2,594人、あわせて1日平均78.1人、通所延利用者数は6,410人、1日平均21.7人となりました。

次に112ページをお開きください。

まず収益的収入及び支出についてご説明いたします。施設事業収益は5億2340万5435円に対しまして、施設事業費用は5億2201万4851円となっております。なおこれらは消費税込みの金額であります。

このことを116ページの損益計算書でご説明いたしますと、施設運営事業収益は4億2926万3861円に対しまして、施設運営事業費用は4億9171万8684円となり、差し引き6245万4823円の営業損失となりました。主な要因といたしましては、平成29年度に完了した増築部分の建物や購入した備品に係る減価償却費が大幅に増加したことによるものです。

次に、施設運営事業外収益からは、市からの補助金などにより3966万8343円となっており、施設運営事業外費用は企業債の支払利息などで1670万9632円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は3949万6112円、当年度純利益は139万584円となり、当年度未処理欠損金は2848万7909円となりました。

次に資本的収入及び支出についてご説明いたします。

114ページをお開きください。

資本的収入につきましては3778万5347円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては3778万5347円となっており、企業債償還元金を支出しております。

事業の概要については121ページの貸借対照表及び125ページからの事業報告書等をご参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

### ○議長

理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

### ○正司代表監査委員

それでは決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から地方自治法の規定に基づいて審査に付されました、平成30年度西予市一般会計、特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました、平成30年度西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査し、決算審査意見書を去る8月16日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容についてご報告いたしますが、金額につきましては万円単位でご報告させていただきます。

お手元の平成30年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

第1 審査の対象は、平成30年度一般会計及び平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計ほか7特別会計の歳入歳出決算であります。

第2 審査の概要であります。まず審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係法令に準拠して正確に表示されているか。また予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを念頭に置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否等、通常実施すべき審査手続を全国都市監査委員会の「都市監査基準」に準拠して実施し、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査をいたしました。

次に審査の期間ですが、令和元年7月1日から令和元年8月7日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に決算の概要であります。2ページの(1)決算規模のA 総計決算額をごらんくださ

い。

アの総計決算額は歳入が471億5963万円、歳出が453億713万円であります。ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べ、歳入が51億8773万円、歳出が46億5302万円、それぞれ増加しております。

続きまして3ページの(2)決算状況をごらんください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は18億5250万円、実質収支は10億9274万円であります。

一般会計、特別会計に分けて見てみますと、一般会計の形式収支は15億6493万円、実質収支額は8億3668万円と黒字であります。単年度収支額では7240万円の赤字となり、また、この表にはありませんが、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支においても12億3999万円の赤字となっております。

次に、特別会計の形式収支は2億8756万円、実質収支額は2億5606万円の黒字であります。

また、単年度収支額でも2036万円の黒字、基金積立金を含めた実質単年度収支におきましても6825万円の黒字となっております。

なお、各会計決算審査の状況、意見につきましては4ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき詳細の説明は省略させていただきます。

次に55ページをお開きください。

まとめの中ほどをごらんいただきたいと思えます。事業面では、挑戦・改革・前進をポイントにおいた、四国西予ジオパークの推進、地域力の活性化、魅力あふれるまちづくりなど、西予市の次なるまちづくりに踏み出す予算として事業の遂行がなされておりましたが、平成30年7月の豪雨災害により、被災者への復旧・復興事業を最優先にした予算への組み替え、また、事業体制の調整等、行財政の事業・運営はこれまでに経験したことのない1年となりました。

財政状況では、4ページに記載の普通会計の財政指標のとおり、公債費負担比率は14.8%と改善されたものの財政力指数は0.25%と厳しく、経常収支比率では、一般財源の充当率で妥当とされて

いる70%から80%を大きく超え91.9%まで上昇するなど、依然として厳しい状況が続いております。

また、一般会計の歳出面においては、平成28年度以降毎年10億円を超える不用額が生じ、平成30年度においても11億4824万円が計上されるなど、予算管理の徹底化に努める必要も生じてきております。

今後の施策推進に当たりましては、復興元年を踏まえ、被災者の生活早期再建への「西予市復興まちづくり計画」の推進を最優先に「第2次西予市総合計画」の基本理念の遂行に向け、健全な財政運営、住民サービスの充実・向上に期待するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、56ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり適正に運用されているものと認められましたので報告とさせていただきます。

続きまして、平成30年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

第1 審査の対象は平成30年度水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の3事業の事業会計の決算であります。

第2 審査の概要であります。審査の方法につきましては、市長から提出されました3事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類が地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成され、かつ、これらの計数、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、あわせて、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査いたしました。また、審査に当たりましては、全国都市監査委員会の「都市監査基準」に準拠して実施いたしました。

次に審査の期間ですが、令和元年6月19日から令和元年8月7日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に総合意見について説明させていただきます。

6ページ(2)総合意見をごらんください。

経営の状況は、3事業会計全体の純損失が前年度の1億8257万円から8017万円に減少しております。これは、3事業会計の特別利益の増加と病院事業会計の医業外収益の増加が主な要因であります。

次に中ほどからやや下のところをごらんください。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を果たすことを目的としておりますので、経営の安定及び市民生活に対するサービスの向上が求められているところであります。決算書で経営成績や財政状況などを的確に分析し、分析結果を踏まえて優先的に行う事業を予算書等に反映することが大切であります。特に、現状では事業収益だけで費用を賄うことができず、一般会計からの繰入金収益の増減に大きく影響していることから、中長期的な視点に立って経営の効率化・健全化を図っていただきたいと考えます。当面、各事業会計は次の点に留意して取り組んでいただくよう望むものであります。

水道事業経営に当たりましては、平成30年7月豪雨の被災設備の復旧に努めるとともに、安定した給水ができるよう老化した設備の更新を計画的に進めていただきたいと考えます。

また、災害に強い施設への整備に取り組み、収入の確保及び維持管理費の削減にも努めていただくよう望むものであります。

病院事業経営に当たりましては、平成30年度に開設した事業所内保育所の開設が看護師不足の解消につながり、医業収益の向上に結びつくよう健全な病院経営に取り組んでいただきたいと考えます。

野村介護老人保健施設事業運営に当たりましては、定員に対する充足率の向上が安定的な収益につながると考えられますことから平常時から計画性を持って安定した利用者数の確保に努めていただきたいと考えます。

なお、各会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますのでお目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきますが、今後の指針となる経営分析の結果についてご報告申し上げます。

20ページ、水道事業会計の経営分析表をごらん

ください。

1番下の損益その他の比率欄を見ていただきますと、総資本利益率はマイナス0.25%で、前年度の0.08%から0.17ポイント下がって、収益性がさらに低下しています。

また、営業収支比率は88.5%で、前年度の91.2%から2.7ポイント下がり、平成30年度も損失が生じております。

総収支比率も98.7%と、収益で費用が賄われていないことから現在の経営は厳しいものになっております。

次に40ページ、病院事業会計の経営分析表をごらんください。

病院事業会計も1番下の損益その他比率欄を見ていただきますと、総資本利益率はマイナス2.15%で前年より0.7ポイント、総収支比率は98.2%で前年より3.8ポイント、それぞれ改善されてきておりますが、これは収益性のない一般会計からの負担金繰入額の増加によるものとなっております。

また、医業収支比率につきましては83.1%と医業収益で費用が賄われていないことから平成30年度も損失が生じ水道事業会計と同様、現在の経営は厳しいものとなっております。

最後に56ページ、野村介護老人保健施設事業会計の経営分析表をごらんください。

構成比率欄を見ていただきますと、固定資産構成比率は90.2%と高く、資本が固定化の傾向にあり経営が硬直化してきております。

次に、損益その他の比率欄の総収支比率は100.3%で前年より8ポイント減少したものの、施設運営事業外収益と特別利益によって辛うじて総収益で総費用が賄われております。しかし、施設運営事業収支比率は87.3%で、前年度より2ポイント減少し、施設運営事業収益で施設運営費用が賄われていないことから損失が生じ経営は厳しい状況にあります。

なお財務比率につきましては、3事業会計とも基準を満たして望ましい姿となっております。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで、決算審査意見についての報告を終わります。

**○議長**

以上で監査報告は終わりました。

(日程12)

### ○議長

次に、日程第12、報告第8号「平成30年度西予市一般会計継続費精算報告について」から、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗副市長。

### ○宗副市長

報告第8号「平成30年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度において、野村学校給食センター建設事業に係る本体工事、監理委託及び厨房設備機器導入の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「平成30年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どういう状態であるのかを見るためのものでございます。その比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計をとおしての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。いずれの比率につきましても早期健全化を必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第10号「平成30年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保

健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成30年度の資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものであります。一覽表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に9法人の平成30年度経営状況について報告するものであります。各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

### ○議長

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明申し上げます。

平成30年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却といたしまして、さくら団地7区画を販売し4630万780円の収入がございました。令和元年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち、残42区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残6区画

を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残12区画を、宇和町みどり団地におきましては残13区画の販売促進を行っているところでございます。

次に平成30年度の収支報告をいたします。歳入の部では、事業収益4630万780円、事業外収益5万6894円、繰越金4452万117円、事業借入金1億5250万円の合計2億4337万7791円でございます。

歳出の部は、販売費及び一般管理費494万6587円、事業外費用47万3373円、事業借入元金償還1億9670万円の合計2億211万9960円でございます。差引繰越金といたしましては4125万7831円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上、西予市土地開発公社の経営状況補足説明とさせていただきます。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況」につきまして補足説明を申し上げます。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、乳製品、繭製品、獣肉の加工製造、販売、農産物の加工管理を目的に、農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品の製造販売やシルク博物館の繭製品の販売、レストラン事業ほか、施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業に取り組んでおります。

平成30年度におきましては、地元団体とのイベント共同開催やしし肉を活用したジビエ料理提供などを行ったものの、7月豪雨災害による影響は大きく、年間利用者数は3万3000人余りと、前年度より1万5000人の減となりました。経営実績については、愛媛県のよろず支援拠点のアドバイスを取り入れ経営改善に取り組み、6月は目標であった売り上げ3割アップを達成したものの、7月の豪雨災害により大きな損失をこうむり、全事業の売上が約6320万円で、前年比83%、損益についても約1220万円の純損失を計上しております。雇用につきましては、正職員、パート社員を含め12名でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況」につきまして補足説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成などを主な目的に、林産物の生産、加工、販売及び農業基盤整備にかかる伐出、除伐、作業道開設と木質ペレット製造施設の指定管理者として、素材生産森林整備事業に取り組んでおります。

平成30年度は、積極的な技術研修による基幹林業労働者の育成とコスト削減に取り組んでまいりましたが、7月豪雨災害の影響などもあり、素材生産量は6,611立米と、前年度比約89%となりました。

また、森林整備面積においては、前年値の147ヘクタールを下回り114ヘクタールとなりました。木質ペレット等木材加工品の生産及び販売額は、ペレット223トン、おが粉422立米を生産、販売し、これらを合わせた売上総額は約9800万円となっており、昨年と比べて約500万円減少となり、当期純利益では1560万円余りのマイナスとなりました。

雇用者数は現在20名で、事業目的に林業者の人材育成が位置づけられていることから令和元年度は引き続き人材の雇用と育成、機械化による効率化と林家手取り向上等を目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組んでまいります。西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて、将来につながる経営の安定化と担い手の育成に努める所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況」につきまして補足説明を申し上げます。

城川ファクトリーは地域特産品を開発することによる市内農産物の振興のほか、市民の健康増進、観光交流などを通じて、多角的に事業を展開しております。

また、指定管理者として、地元農産物等を使った特産品の開発、生産、加工、販売や宿泊及び温浴施設の管理運営などを主な業務として、特産品センター、農作物加工センター、食肉加工センター、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジ、産地形成等促進施設の営業を行っています。これら6施設

の平成30年度売上高は、昨年度に比べ約4700万円減少した約5億2700万円となり、純利益は約2000万円のマイナスとなっております。

主な要因は、7月豪雨災害によるクアテルメ宝泉坊の10カ月間の長期休業とそれに伴う宝泉坊ロッジの宿泊客の減少が主な影響となります。

また、加工部門では、かつて経験したことのないクリの大凶作に見舞われたこともあり、全体として大幅な純損失となりました。

第三セクターの持つ重要な使命である公共性確保については、30年度は正職員を2名増やし、臨時、パート、期間雇用を含めた雇用人数全体では89名を確保いたしております。

令和元年度につきましては、経済状況、消費者ニーズの的確な把握と安心・安全志向に添えていくため、ネット販売の強化や小口取引先の開拓、委託による首都圏販売、販路開拓など進めるとともに、城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、海外への輸出事業の拡大を図るなど、お客様の視点に立った商品、サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

また、公共財産の適正な維持管理に努め、産業振興、人材育成、健康福祉、情報発信等、常に新しいことに挑戦する姿勢のもとに、信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りをしております資料をごらんください。

次に、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」補足説明をさせていただきます。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工品の製造販売を目的に、どんぶり館のふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売などの事業に取り組んでおります。

平成30年度は、昨年度とほぼ同じ48万人の方がどんぶり館を訪れていただき、売上高は、昨年比800万円増の約1億8800万円となり、最終的には約740万円の純利益がありました。

現在、正職員、臨時、パート職員も含め27人で運営をしており、全員西予市からの雇用となっております。青空市場へ出荷する農家の方は500名の登録があり、100%西予市民、95%以上が西予

市産の農産物となっております。特産市場についても230名の登録があり、80%以上が西予市の業者となっております。

また、近年問題視されておりましたレストランへの団体客受け入れにつきましては、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、団体昼食専用受け入れ施設ジオキッチンを建設し、現在、県内各所へ営業を行っております。

令和元年度は、販売促進とPR活動に力を入れ、オリジナル商品の開発を進めるとともに、今まで以上に西予市の情報発信基地としての役割を担い、四国西予ジオパークの窓口としての施設づくりを目指し、魅力ある施設づくりを努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りをしております資料をごらんください。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」補足説明をさせていただきます。

同社は、西予市指定管理者として、明浜ふるさと創生館、明浜塩風呂、明浜民宿故郷、明浜オートキャンプ場の4施設で、明浜地区の基幹産業であるかんきつ等の農林水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、漁村と都市間交流を図るマリノバージョン構想に基づく観光交流の推進、雇用確保を含めた地域振興を担う経営管理を行っております。

これら4施設、5部門の平成30年度売上高は約1億9000万円で前年度比88%となり、最終収支はマイナス2170万円となりました。

その主な要因といたしましては、7月豪雨による減収と塩風呂はま湯の老朽化による修繕費、経費の増加、創生館加工部門での個人搾汁の減少などが挙げられます。

また、施設利用者数では約7万5000人と横ばいになっており、平成29年度と同様かっぱ祭りが中止になるなど、豪雨災害を含めた夏季繁盛期の天候不順によるものが大きな理由となっております。

あけはまシーサイドサンパークは、明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など多岐にわたる部門を経営管理することが多くの人手を必要としており、令和元年度は昨年比9人

減の32人となった職員の募集と人材育成を進めることを計画しています。そのほかにも塩風呂はま湯、民宿故郷が一体となった仮称ジオリゾート施設を整備し、新たな明浜地域のまちづくり拠点として再生することを目指しております。そのためにも、本年を準備期間とし、中核的事業の強化と不採算部門の抜本的な改革を進めていきます。

なお、詳細につきましては、お配りをしております資料をごらんください。

最後に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」補足説明をさせていただきます。

同社は、農作物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として指定され、野村青汁工場の管理運営を行っています。

平成30年度につきましては約12億1600万円の売り上げを計上しました。対前年比179%で、純利益は約3800万円となりました。

その要因としましては、7月豪雨に見舞われたものの、その後は天候に恵まれ、県内産出荷率が計画比99.3%と3年ぶりに回復したことによります。また、産地を分散していることで工場がフル稼働することができたことが大きな理由となります。

平成30年度は、増設した新商品製造のための製造ラインにて濃縮青汁の1年を通した自社生産をスタートしましたが、2倍濃縮して販売することによる輸送コストの半減と冷凍庫のスペース半減は利益向上に大きな追い風となりました。

また、収穫量を増やしていくためにも、自社農園をつくることや新規契約農家を計画的に増やせるようJA東宇和を中心に連携をとりながら原料確保に努めてきました。

期末における雇用者数は35名となり、従業員の高齢化も進み、今後を見据えた若手人材の雇用、育成が急務となっております。求人募集をしても応募者が少ないことから、今後も人材確保のため、地域の高校への募集も継続してかけていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りをしております資料をごらんください。

以上、補足説明とさせていただきます。

## ○議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月から引き続き指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

平成30年度の芸術文化事業では、自主事業公演を6事業、その内訳として、宇和文化会館5事業、三瓶文化会館1事業及び共催事業として8事業を実施いたしました。

まず自主事業といたしまして、宇和文化会館でございますが、高嶋ちさ子12人のヴァイオリニスト音楽会を初め、多岐にわたるジャンルの催し物を実施し、幅広い年齢層から安定した集客を得ることができました。三瓶文化会館における自主事業では、沖縄出身の女性2人組みグループ、Kiroroのコンサートを開催し、ほぼ満席状態で大変好評でありました。

また共催事業としては、市民劇団もんたかなの結成5周年記念事業や演歌歌手の大月みやこコンサート等を実施するなど、市民要望に応えることにも心がけてまいりました。

今後も地域住民を巻き込んだ事業の展開や市民のニーズに合った取り組みを行い、利便性を高めることにより経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

貸館業務としましては、7月豪雨災害の影響もあり、平成29年度と比較しますと、利用件数については若干の減少はありましたが、延べ利用者数は4万4655人であり、ほぼ例年同様のご利用をいただいております。

次に収支の状況についてご報告をさせていただきます。

事業活動収入合計7500万4000円、事業活動支出につきましては、合計7077万9000円でございます。収入合計から支出合計を差し引き、さらに投資活動の収支差額を合わせた当期収支差額は227万5000円と黒字になりました。前期の繰越収支差額がマイナス306万4000円でしたので、次期繰越収支差額はマイナス78万9000円となっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についての説明

とさせていただきます。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝走路としたCATV事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などがございます。

平成30年度におきましては、さきの30年7月豪雨により222件の世帯が水害による影響を受けました。現在は復旧しており安定したサービスが提供できております。また、昨年度に引き続き営業活動にも力を注ぎ、既存の加入者への多チャンネル及びインターネット加入への営業を行うとともに、総合10周年キャンペーンを展開し、テレビの加入金をゼロ円とすることで加入促進を行いました。その結果、当初の加入目標180件に対し267件の加入をいただき、達成率148%となりました。

今後も安定した収益を得るため、引き続き営業活動を行っていく計画でございます。

平成31年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は54.1%、インターネットサービス加入率は33.2%となっており、ともに前年度と比較し増加いたしております。収支は損益計算書の当期純利益に示しますとおり3656万4991円となっております。また、金融機関への長期借入金の償還も29年度末をもって終了しており、大きな環境の変化がない限り、当面は利益が確保できる見通しでございます。

しかしながら、高齢化による解約、休止の件数は年々増加しております。現在、営業活動により加入者は増えてはいますが、今後、解約、休止件数が新規加入を上回ることが想定されるため、新たな事業の柱が必要であり、新規事業について研究を行っているところでございます。情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけではなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしております。今後も変化を見きわめ的確に対応し、市民に必要な情報、サービスを提供することで明るく安心・安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう努力してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上、西予CATV株式会社の経営状況補足説明とさせていただきます。

**○議長**

理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時17分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午後2時30分）

（日程13）

**○議長**

次に、日程第13、発議第6号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**

異議なしと認めます。よって、本案については、19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することに決定いたしました。

次に、選任第6号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に、1番宇都宮久見子君、2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、12番井関陽一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、17番小野正昭君、18番宇都宮明宏君、19番森川一義君、20番藤井朝廣君、21番酒井宇之吉君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時32分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午後2時44分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長

の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に小玉忠重君、副委員長に井関陽一君、以上のおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月5日は午前9時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時44分

第 2 日

9月5日（木曜日）

令和元年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

- |                  |          |                       |         |
|------------------|----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和元年9月5日 | 明 浜 支 所 長             | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場  | 野 村 支 所 長             | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議           | 令和元年9月5日 | 城 川 支 所 長             | 篠 藤 義 直 |
|                  | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会           | 令和元年9月5日 | 消防本部消防長               | 佐 藤 克 也 |
|                  | 午前11時50分 | 総 務 課 長               | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員       |          | 財 政 課 長               | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番              | 宇都宮 久見子  | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 2 番              | 信 宮 徹 也  | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 3 番              | 宇都宮 俊 文  | 議 事 係                 | 三 好 祐 介 |
| 4 番              | 加 藤 美 香  | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 5 番              | 中 村 一 雅  | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 6 番              | 河 野 清 一  | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 7 番              | 佐 藤 恒 夫  |                       |         |
| 8 番              | 山 本 英 明  |                       |         |
| 9 番              | 竹 崎 幸 仁  |                       |         |
| 10 番             | 小 玉 忠 重  |                       |         |
| 11 番             | 源 正 樹    |                       |         |
| 12 番             | 井 関 陽 一  |                       |         |
| 13 番             | 菊 池 純 一  |                       |         |
| 14 番             | 中 村 敬 治  |                       |         |
| 15 番             | 二 宮 一 朗  |                       |         |
| 16 番             | 兵 頭 学    |                       |         |
| 17 番             | 小 野 正 昭  |                       |         |
| 18 番             | 宇都宮 明 宏  |                       |         |
| 19 番             | 森 川 一 義  |                       |         |
| 20 番             | 藤 井 朝 廣  |                       |         |
| 21 番             | 酒 井 宇之吉  |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |          |                       |         |
|                  | な し      |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |          |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名   |          |                       |         |
| 市 長              | 管 家 一 夫  |                       |         |
| 副 市 長            | 宗 正 弘    |                       |         |
| 教 育 長            | 松 川 伸 二  |                       |         |
| 総務企画部長           | 三 好 敏 也  |                       |         |
| 会計管理者            | 山 口 正 人  |                       |         |
| 医療介護部長           | 山 岡 薫 彦  |                       |         |
| 産業部長             | 酒 井 信 也  |                       |         |
| 建設部長             | 清 水 昭 広  |                       |         |
| 生活福祉部長兼          |          |                       |         |
| 福祉事務所長           | 藤 井 兼 人  |                       |         |
| 教育部長             | 宇都宮 裕    |                       |         |

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

**○議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○議長**

日程第1、代表質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは発言を許可いたします。

こころざし井関陽一君。

井関陽一君。

**○12番井関陽一君**

おはようございます。会派こころざしの井関陽一でございます。

ただいま菊池議長より発言の許可をいただきましたので、会を代表しまして質問させていただきます。

まずは、早朝より傍聴にお越しいただきありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは本日は、仮設住宅からの退去について、南海トラフ地震の対策について、野村の河川改修について、生産年齢人口減少について、さきの国政選挙について、市長選の来期出馬についてのこの6点について質問させていただきます。

まず初めに、今年の豪雨災害から1年2カ月となりました。令和元年は復興元年と位置づけられ、行政、市民一丸となって取り組んでいるところでございます。仮設住宅も1年がたち、来年は退居の年となります。

そこで仮設住宅からの退居についてお伺いしたいと思います。退居するためには、当然、住宅が必要です。これまで私を含め、災害公営住宅については何人かが質問してきました。その答えは退居までには完成させますとの答弁であったと思います。その進捗状況をなるべく詳しくお答え願いたいと思います。

また、自力で再建される方の宅地の確保はできているのかどうか。本定例会に、宅地用の土地購

入が議案になっていますので進行していると思いますが、希望される面積の確保ができていますか。土地の造成が建築も含めまして退居までに間に合うのかどうか。建築業者の確保ができていますか。また、住居が完成しなかった場合の対応策も考えられているのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、南海トラフ地震の対策について3つお伺いいたします。

1つ目は、今年の豪雨災害にて、地域防災計画の風水害についてはことしの3月に改正をされたようですが、地震・津波・原子力災害についても、来年3月までに改定されるよう計画されているようでございます。現在の内容を見てもかなり細かく計画されているようで、改定の必要性があるのかどうか私にはちょっとわかりませんが、避難訓練なども不測の事態に備え想定をして行うようにと書かれています。いざというときにとっさの行動がとれるかどうか、訓練しかないと思いません。自主防災組織も市内の中100%できているとはいえ、温度差は大きく機能するかどうかは疑問なところではあります。

そこでお伺いしますが、近い将来高い確率で起こるであろうと言われている南海トラフ地震に対して対策チームをつくり、想定しうる災害に対して防災・減災に努めるよう避難訓練を初め、現状把握のためにドローン班の準備や避難路を確保するために、建設業者とのシミュレーションを行うなど、専門チームをつくることで被害を最小限にできるのではないかと考えます。理事者のお考えをお聞かせください。

2つ目ですが、鎌田・西区間のトンネル開設の陳情も出されているようでございますが、貝吹の道路は閉鎖されたままで開通の見通しが立っておりません。開通に向けての取り組みにつきましては、トンネル開設の要望もあることでございますので後日にさせていただきますが、今回は地震のときに、現在動いているとされている被災した貝吹の土地が崩落し、川をふさぎ、天然ダム、あるいは自然ダムと言いますか、それができ、野村町の町が浸水被害にあう可能性はないのでしょうか。また、その可能性があるとするれば対策は検討されているのかお伺いをいたします。

3つ目ですが、野村宇和間の幹線道路が遮断さ

れたときに、一般の物資の搬入も一時困った経験から、バイパス路の建設を質問した際に検討するとの答弁がありました。検討は実際なされているのかお聞かせください。

次に、野村の河川改修についてお伺いをいたします。

8月30日に野村地区河川整備促進協議会の設立総会が行われました。管家市長を初め、中島西予土木事務所長、兵頭県議立会のもと協議会を立ち上げることができました。8月2日に河川整備の説明会が開催され多数の意見が出されましたが、窓口をひとつにして要望を上げようということになり、8月19日の肱川学識者会議、8月25日の公聴会、8月26日のパブリックコメント締め切り、これらを待っての設立総会となりました。

協議会は設立されたのですが、9月13日までは大きな変更点について要望書を提出しなければなりません。早速、要望の取りまとめ作業を行うところなのですが、急を制しておりますので、まとまった内容になるかどうか不安なところもございます。これは住民主体の協議会であり、復興まちづくり計画との整合性を図りながら行っていく必要はないと考えております。

また、より安心・安全な河川整備を願うところでございます。西予市としましても、県・国へのパイプ役として積極的にこの協議会にかかわっていただきたいと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

次に、生産年齢人口の減少についてですが、西予市全体の労働力確保が困難になっているのではないのでしょうか。西予市はもともと第1次産業を中心とした地域でございましたが、人口が都会へと流れ、畜産農家や米農家も減少の一途をたどることが想定されています。企業誘致に成功しました「ちぬや」でも駐車場を見る限りでは、労働力の確保が難しい状況ではないかと思われま。

このような状況の中、西予市としては、核となる産業を育て生産年齢人口の流出に歯止めをかけなければなりません。観光、商業、畜産業、農業、全てが将来的にはつながるような産業おこしを考える必要があると思います。西予市としての対応策をお伺いいたします。

次に、先の参議院選挙についてお伺いいたします。先の参議院選挙においては、永江孝子氏が

33万5425票、らくさぶろう氏が24万8616票にて、永江氏が当選されました。西予市においても、永江氏が1万1616票、らくさぶろう氏が8,092票と永江氏が58%の得票を得られています。

今回、市長はらくさぶろう氏の応援を表明され応援されました。市長個人が個人的に応援されるのであれば、誰を応援されよう問題はありますが、応援者名を表明して応援されたので、今回はある意味民意と違う方を応援された形となりました。

この結果を受け市政運営に影響がないのか心配されることもあります。市民の皆様にも、市長がらくさぶろう氏の応援を表明された経緯を説明していただければと思います。

最後の質問となります。

先ほども言いましたが、令和元年は復興元年と位置づけられ、復興に向けてまさに一丸となって取り組んでいる最中でございます。また、小規模多機能自治につきましても足がかりの年となっております。来年5月には市長任期も満了を迎えますが、最初に質問した災害公営住宅の完成を初め、貝吹道路の件、特に力を入れて行っていただきたい小規模多機能自治や河川改修など、管家市長が手がけられた事業は完了いたしておられません。来期もしっかりとしたかじ取りをお願いしたいところです。

管家市長のお考えをお伺いしまして、代表質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

#### ○議長

管家市長。

#### ○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は代表、そして一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しいただきまして心から感謝を申し上げます。

きょうとあすにわたりまして、5名の議員の皆様から代表質問、一般質問をお受けすることとなっておりますが、それぞれのご質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

市政運営の根幹にかかわる質問に対しましては私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問に対しましては、副市長、各部

長を中心として回答させていただきたいと考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

おはようございます。

それでは、私から仮設住宅の退居につきまして、現在進めております災害公営住宅及び自立再建される方の土地造成等の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、野村町太田地区に戸建ての災害公営住宅17戸分、西予市消防署野村支署西側に集合型の災害公営住宅24戸分及び自立再建される方のため、定期借地14区画分の整備を進めております。

まず、太田地区の状況ですが現在、太田団地の古い公営住宅の解体工事を実施しております。終了後、引き続き敷地造成工事に取りかかる予定としており、戸建ての災害公営住宅につきましては、令和2年3月ごろに着工する予定としております。

次に、西予市消防署野村支署西側につきましては、敷地造成工事の入札を9月17日に予定しており、集合型の災害公営住宅につきましても令和2年3月ごろに着工する予定としております。今回、戸建・集合型とともに、多くの災害公営住宅の建築を予定しておりますので、建設業協会西予支部建築部会への協力要請を行っているところでもあります。また、定期借地の造成工事につきましては、令和2年3月ごろの完成を目指しております。

希望される面積の確保ができていかとのご質問でございますが、消防署野村支署西側の定期借地の区画は、個別の聞き取り調査等で、希望されている方々のご要望を反映して広い区画も確保しております。

一方、宇和町の岩木地区及び明間地区の仮設住宅入居者の皆様におかれましては、現在、愛媛県が進めております治山工事により、一刻でも早く避難指示が解除でき、退去できるように取り組んでいるところであります。

ご存じのとおり、仮設住宅の入居期限は2年間となっております。野村のつつじ団地及び明間の仮設住宅の1期分につきましては、令和2年9月が退

居期限となっております。

土地造成が建築を含めて、退居期限までに間に合うようにできるのかとのご質問につきましては、これまで用地の提供等、関係者の皆様には多大なご協力をいただき事業を進めているところではありますが、大規模な造成工事と多くの災害公営住宅の建築を計画しており、今後のスケジュールとしましても大変厳しいものがございます。

議員ご指摘のとおり、退居期限まであと1年という状況の中で、市の関係各課、また、地域ささえあいセンターなどの関係機関と連携して、被災された皆様の再建計画の状況把握に努めているところですが、退居期限までに住居の確保が困難である世帯も多いという実態がございます。

このような状況も踏まえ、現在、愛媛県、また、県内各市と連携し、国へ仮設住宅の供与期間の延長について協議を進めているところであります。住居の確保ができない状況のまま、仮設住宅の退居期限を迎えるようなことがないよう、おととい9月3日には中村知事が、山本順三防災担当大臣へ仮設住宅供与期間の延長を強く要請されたところでもあります。

1日でも早い住宅確保・生活再建へ向けた取り組みを積極的に進めてまいりますので、議員各位におかれましてもさらなるご支援、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

私からは、南海トラフ地震対策チームをつくり、想定される被害に対し、防災・減災を行うべきと考えるが、市の対応はとのご質問について回答させていただきます。

ご質問にありますとおり、昨年の豪雨災害を受け、野村ダム・鹿野川ダムの操作に関する情報提供等に関する検証の場での取りまとめ報告のうち、西予市が対応すべき事項を反映させるため、本年3月に地域防災計画（風水害対策編）を見直しました。

今年度に入り、引き続き西予市防災会議の専門委員で構成いたします西予市災害対策本部運用改善検討会において、平成30年7月豪雨における市

の災害対応について、課題の抽出や改善対策等を検討した報告書を10月頃をめどに取りまとめ、同報告書の内容及び国の関係法令等や防災基本計画等の上位計画の改定状況を反映させ、西予市地域防災計画の全面的な改定を今年度末をめどに作業を進めているところでございます。

ご提案のありました南海トラフ地震対策チームの設置につきましては、これまでも西予市において最大被害想定が出されております南海トラフにおける巨大地震に対応するための防災・減災対策を実施してきたところであり、現在のところ、特別チームを設置する考えはございません。

今後におきましては、先ほど述べました検討報告書で抽出した課題への対応・今後の方向性をもとに業務継続計画の見直し、各業務におけるマニュアル、受援計画等の策定を行うこととしており、危機管理課を中心として、各部局が連携した対応がとれるよう訓練等にも取り組み、行政における防災・減災力の向上に組みたいと考えております。

続きまして、防災計画の中でも避難訓練の重要性が書かれているが実施計画はとのご質問にお答えをいたします。

当市で実施いたします訓練といたしましては、市が実施する訓練として、平成26年度から毎年度対象地区を選定し、主に地震、津波災害に対応した防災訓練を実施してまいりました。

今年度は、内閣府と共催で三瓶地区全域における地震・津波防災訓練を11月24日日曜日に実施することといたしております。いずれの訓練も消防・警察・自衛隊・海上保安庁等の防災関係機関と連携した訓練となっております。市内全域での訓練も実施したいところではございますが、市域が広域である西予市におきましては、十分な支援体制確保も難しいことから、開催場所を選定し、その場所で想定される災害を対象とした訓練を実施してきたところでございます。

なお、市内全域を対象とした訓練としましては、平成27年度から毎年県下全域で実施しておりますシェイクアウト訓練が挙げられると思えます。この訓練は地震発生時に身を守る訓練で、誰でも短時間でどこでも参加できる訓練でございます。西予市では、防災行政無線で訓練放送を流し、多くの住民、学校、事業所等で参加をいた

いております。今年度は、12月17日火曜日に実施いたしますので、多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考えております。

しかしながら、これまでの訓練は、想定が地震による津波・土砂災害に特化した訓練になっていることから、昨年の災害を受けての風水害による洪水・土砂災害を想定した訓練の実施につきましても、今後検討が必要であると考えております。今後も、災害種別ごとに、より実効性のある訓練となるよう訓練実施計画を策定し、防災・減災対策に取り組みたいと考えております。

また、各地区におきましても自主防災組織を中心に訓練を実施していただいております。先ほどもありましたが、昨年7月7日にも野村上野地区におきまして、地震避難訓練が実施されました。多くの住民が参加し、消防団とも連携した訓練では、避難カードの作成等、他の地区のモデルとなる試みが実施されました。今後は、このような取り組みを他の地区にも紹介し、より実効性のある訓練となるよう積極的かつ継続的な支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

清水建設部長。

#### ○清水建設部長

地震対策のうち、河川に天然ダムができ、野村の町が浸水被害に遭う可能性はないのかにつきましては、議員がご心配されているとおり、県道宇和野村線栗木地区の地すべりは広範囲となっております。大規模な地震等で土砂が崩落し、河川にまで流入するような大量な崩落が発生した場合には、大きな影響が出るのではないかと心配しているところであります。地震が原因で崩壊することへの対策は非常に難しいことであると思われませんが、現在、道路管理者である愛媛県が災害箇所上部の土の塊を取り除いた後、下部の対策工事を実施し、1日も早く通行可能な状態にすることを目指しておられます。これにより崩落対策が進んでいくと思われまますので、各方面の皆様方にもご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

次に、宇和野村間のバイパス路の確保ですが、現在、市内での避難路等バイパス路線の確保につきましては、以前にも答弁しておりますとおり、国道378号線三瓶町有網代から蔵貫間と明浜町田

之浜から宮野浦間でトンネルによるバイパス整備事業の採択要望活動を行っております。また、議員ご質問のとおり、主要地方道宇和野村線の野村町鎌田から西区間につきましては、地元からトンネル開設促進の陳情も受けております。このように、市内各所において要望が出ており、宇和野村間のトンネル、バイパス整備についても、今年の7月豪雨災害という甚大な被害を受け、それを教訓とした中で、非常に大きな効果が期待できますが、トンネル、バイパス路線の整備となると莫大な費用が必要となることから、早期的な実現は困難であると考えられます。当面は現在の主要道路である宇和野村線が、救援活動や救援物資の輸送など、命の道としての機能が十分発揮できるよう、より一層の安全性確保を要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

答弁の前に先ほどの避難訓練の答弁の中で、昨年7月7日と答弁をいたしましたけれども、ことしの7月7日の誤りでございます。

訂正しておわびを申し上げます。

それでは、野村町の河川改修につきまして答弁をさせていただきます。

ご質問いただきました野村町の河川改修でございますが、議員の説明にもありましたように、肱川水系河川整備計画変更原案が7月23日に公表され、8月2日に野村町で説明会が開催されたところでございます。原案では、野村大橋右岸側について約30メートルにわたり引き堤を行い、上流部分につきましては、大橋から約600メートルにわたり両岸に高さ1メートルの特殊堤を築堤する計画となっております。また、大橋下流左岸側につきましては、今後、調査・検討の上、必要な対策を実施するということとされております。

示された原案につきましては、愛媛県がこれまでの住民説明会等でいただいた質問や意見などを考慮し、内容を検討してきた案でございますが、市民の意向は今後反映されていくものと理解をしているところでございます。市といたしましては、そこに住む地域住民の考えや経験値、さらには将来像などが受け入れられた河川改修になれば

と期待しているところでございます。

西予市復興まちづくり計画では、野村ダム下流部の河川改修について、次のように明記をしております。「国及び愛媛県の取り組みを含め、各種の検討や整備状況等について、市民に適切な情報発信を行うとともに、各種検討時において市民参画の機会を創出します」と明記いたしております。この計画の方針に基づいて、現在、野村住民の代表者を中心とした市民参画の2組織が活動しております。その1つが、愛媛大学・東京大学の連携のもと、5月から継続して話し合いを進めております「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」でございます。夢のある野村町の将来像を大学生や地元の高校生なども含め、5つの班に分かれ、ワークショップ形式で河川周辺部のまちづくりについても提案をしております。参加者がさらに新たな参加者を呼び、復興の輪が広がっているように感じているところでございます。

先ほど井関議員からもありましたように、もう1つが野村地区河川整備促進協議会でございます。こちらに関しましては、先般8月30日に設立総会が開催されたところであり、今後、河川整備の促進に係る地域住民の意識高揚や要望活動、進捗状況の確認等が行われていく予定でございます。総会では、役員選考が承認された後、河川整備方針の手法について参加者からさまざまな意見がございました。野村町民の暮らしに大きく影響する工事になりますので、一度役員が地区民の声を拾い上げた上で、再度理事会を開催し、方針をまとめることとなりました。野村住民の一番の願いは7月豪雨のような浸水被害が二度と起きないことであり、そのための対策として河川整備が安全性を担保された上で、着実に進められていくという部分であると承知いたしております。

西予市では市民の声を聞きながら復興まちづくりを進めていることを愛媛県に理解いただくよう働きかけており、愛媛県としても、同じ姿勢で進めていただく意向を徐々にお示しいただいているところでございます。市といたしましても、住民の生命と財産を守ることが行政の責務であり、安全でかつ、住民意向を反映させた肱川水系河川整備計画となるように引き続き、全力で愛媛県への働きかけを進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

井関議員お尋ねの生産年齢人口の減少については私からご回答をしたいと思います。

西予市の人口は、合併後14年間で9,356人の減少、生産年齢人口は8,072人の減少、老年人口は561人の増加となっております。西予市のみならず、日本全体が人口減少社会となってきた中で、人口減少が続く西予市の人口を増加に転じさせることは極めて困難であると考えます。そのため、人口の増加ではなく、人口減少の抑制を図るとともに、人口減少によって生じるさまざまな影響を最小限にとめながら、人口減少社会に適応していくことが必要となります。

また、第2次西予市総合計画では、全国的に生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、65歳以上の高齢者の割合が2025年には30.3%と予測され、本市においては45.1%と経験したことがない超少子高齢化社会をいち早く迎えます。こうした人口減少や人口構造の変化は、集落の消滅、社会保障の負担増加、税収の減少による財政収支の悪化など、さまざまな分野にマイナス要因となり、それが悪循環をもたらし、状況は一層悪化していく可能性が高いと思われます。

このため、対処療法ではなく、根本的な課題を解決していくための政策が必要ではありますが、一自治体での取り組みでこれを解決するには極めて厳しい状況にあります。国では、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、国を挙げての地方創生の取り組みが活発化しており、地方自治体に対し予算措置がなされる可能性があるなど、地方の成長につながる機会が出てくることが期待されます。

本年7月から操業開始いたしました、ちぬやホールディングス株式会社の人員確保につきましては、現在、三瓶町の愛媛ちぬやの改修工事を実施しており、令和2年4月の両工場稼働に向け、合わせて325名の人員確保を予定されております。現在、従業員259名で操業されておまして、今年度不足人員を随時採用していくと伺っております。また、大型工場が建設され、PR効果のある

ちぬやの看板を目にすることから、雇用の問い合わせもたくさんきているように思うというようなちぬやさんからのお話もあり、明るい材料もございます。

このような状況のもとで、当市におきましても健全財政を維持しながら、さまざまな施策による生産性向上、業務自体の見直しなどで対応することが必要になってきます。現在は、テクノロジーの進歩により、多様な働き方や業務効率化が実現しやすくなっています。その中で、事業者にはどのような方法が合うのか模索し、来る労働力の大幅減少に備えておく必要があります。

また、当市の核となります産業の育成でございますが、まずは現在直面している従事者の高齢化や耕作条件の不利な農地が多いことから、担い手の確保、育成に課題があります。担い手の農地の集積・集約化を促進するため、地域における農地利用の見える化をし、人と農地がマッチングすることが必要でありますので、人・農地プランの実質化に向け関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

今まで誰も経験したことのない局面に立ち向かうには、突き抜けるような大胆な発想が必要ではないかと考えます。未知の領域ですので試行錯誤は避けて通れませんが、挑戦なくして成功はありません。新たな核となる産業形成においても、当市の環境においてどのようなものが合うか模索しながらチャレンジ精神をもって取り組んでいくことが必要と考えております。大胆な発想で構想し、時代を先取りした政策を打ち込むことで、生産年齢人口が減少する中でも一定程度活力のある社会を築いていけるものだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

管家市長。

**○管家市長**

私からは国政選挙並びに来期の市長選挙についてのご質問がありましたので、そのことについて答弁させていただきます。

今回、参議院議員選挙の愛媛選挙区において、永江孝子氏が多くの県民からの支持を受けられてご当選されましたこと、まことにおめでとうございます。

今後の国政の場において、ふるさと愛媛、日本

国のためにご活躍されますことをお祈り申し上げます。

さて井関議員の質問の私がらくさぶろう氏の応援に至った経過についてのお尋ねでございました。らくさぶろう氏の政治に対する姿勢や考え方、人物性などを間接的、直接的に触れる機会を通じて、総合的に判断し応援させていただいたところであります。

次に、来期の市長選へむけての考えを聞きたいとのお質問でございますが、現在のところ白紙でございます。私の考えをご支持いただいております後援会の皆様方や市民の皆様のご意見に耳を傾けまして判断したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時43分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

（日程2）

#### ○議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、4番加藤美香君。

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

おはようございます。議席番号4番加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして、次の3点を一般質問いたします。

1点目は、会計年度任用職員制度導入に向けた取り組みでございます。2017年地方公務員法と地方自治法が改正され、来年4月より自治体の非正規職員の処遇改善及び任用根拠を厳格化する会計年度任用職員制度が導入されることとなっております。

総務省調査では、2006年から2016年までに自治体正規職員数は約26万人減少し276万人、非正規職員数は21万人増加し64万人となっております。全国の自治体では、行政コスト削減のため、職員の非正規任用が進み、任用根拠も更新方法もまち

まちになっている状態が生まれております。

そこで西予市における臨時・非常勤・嘱託職員の数、職種、所属別配置状況をお尋ねいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

それでは加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、令和元年7月1日現在、当市の臨時・非常勤・嘱託職員の数は、総数で728名となっております。正規職員数が851名でございますので、全職員数の約4割に当たります。内訳といたしましては、臨時・非常勤職員が368名、嘱託職員が271名、非常勤特別職が89名となっております。職種は、一般事務職に区分される職員が452名、保育士、介護士などの福祉職に区分される職員が92名、看護師などの医療職に区分される職員が29名、調理員、その他労務に従事する職員が155名となっております。部局ごとの内訳は、医療介護部を除く市長部局が312名、教育部局257名、病院・つくし苑などの医療介護部が159名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

今のご答弁で西予市の4割の方が非正規職員として勤務されておりますが、ではその方たちの任用根拠及び業務内容を現状把握されているのかお聞きいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

現行の臨時・非常勤・嘱託職員の任用の根拠につきましては、現行の地方公務員法上では、第3条第3項で定めます特別職非常勤、第17条の一般職非常勤、第22条の臨時的任用の大きく3つに区分をされております。

西予市の場合、臨時職員は繁忙期のみなどの一定の短い期間で任用される職員を臨時的任用といたしてございまして、1年を超えて任用する職員を一般職非常勤としております。一般職非常勤の職員には正職員よりも短い勤務時間で勤務するパー

トタイムの職員も含まれております。また、公民館等の館長及び報酬が支給されます不定期勤務の職員は特別職非常勤となります。

ただし、これらの任用根拠につきましては、あくまでも西予市におけます臨時職員等の任用の根拠として解釈される条文を適用しているものでございます。

また、臨時・非常勤・嘱託職員の職務内容でございますけれども、基本的には一般行政事務の補助であります。保育士、学校校務員など専門的な分野では、正規職員と同等の一部本格的な業務に従事している場合もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

今の任用根拠につきましては、西予市独自の任用根拠のようですが、今後全国統一することも含め、来年の4月より会計年度任用職員制度が導入されると聞いておりますが、導入の目的と概要を簡潔にお伺いいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

今回の会計年度任用職員制度の移行につきましては、先ほどご説明をしました任用根拠となる地方公務員法が大幅に改正することとなることによるものでございます。

全国の自治体で厳しい財政状況にあって、行政課題が多岐にわたる中、業務改善や組織のスリム化に取り組んでおられて、これに伴いまして職員数の削減が進んでいるところでございます。そうした中、現状において臨時職員は、さまざまな行政分野において重要な担い手となっております。臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが強く求められるようになりました。

これまで、臨時・非常勤・嘱託職員の任用根拠は、自治体によって異なり独自の運用を行っておりましたが、これにより勤務条件や待遇面において、当該職員にとって不利益な取り扱いをしていた事例も見受けられ、社会問題化しているところでございます。

そのため、全国的な任用根拠の統一化や職員の

処遇改善を目的に、会計年度任用職員制度が創設されました。会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受けることとなりますので、服務規程や懲戒処分等の対象になりますとともに、給与、手当、休暇等の勤務条件も条例、規則に基づくこととなります。

今議会に上程いたしております西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、これらを踏まえ、給与等を含む処遇・勤務条件の明確化を図るため、整備するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

会計年度任用職員制度が導入されますと、職員の処遇改善が行われるということなんですけれども、具体的にはどのような処遇改善が行われるのかお伺いいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

処遇改善でございますけれども、給与面につきましては、正職員と同様の給料表の適用であるとか、各種の手当の支給などが行われるようになります。また休暇につきましても、国の基準に合わせて、これまで整備されていなかった休暇が整備されるということになります。また社会保障につきましても、正職員と同様の勤務条件であれば、同様の保障が受けられるなどといった処遇改善が行われます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

それでは導入にあたり、臨時・非常勤・嘱託職員を会計年度任用職員へ移行する場合の振り分けのお考えをお聞きいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

現在の臨時・非常勤・嘱託職員は、正規職員と同じ勤務時間の方、また、勤務時間が短い方も含めて、基本的には全て会計年度任用職員へ移行するということとなります。

会計年度任用職員は、正規職員と同じ勤務時間の方をフルタイム、正規職員よりも勤務時間の短い方をパートタイムと区分することになり、いずれかに振り分けられることとなります。広く公募することが求められているため、現在の臨時・非常勤・嘱託職員が、来年度に改めて任用されることもございますけれども、原則、新たに一般公募することとなります。

具体的にどのような任用形態で募集を行っていくかにつきましては、今後、各所属へのヒアリングなどを行い決定していきたいと考えているところでございます。

なお、本市におけます会計年度任用職員につきましては、当市の財政状況も踏まえ、一部の専門職を除いて、パートタイムでの任用を基本の方針といたしております。その上で、現在フルタイム勤務の方は7時間のパートタイム勤務への移行、現在7時間勤務の方は6時間勤務への移行など、勤務時間の全体的な縮減を図ることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

来年より会計年度任用職員に移行されますと、その会計年度任用職員になられた方は1年ごとの任用更新になるのか、その辺をお伺いいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

任用期間についてのご質問でございますけれども、会計年度任用職員につきましては、その言葉のとおり、あくまでも一会計年度の任用となりますので、最大で4月1日から3月31日までの1年間の任用になるかと思います。

ただし、翌年度以降も同様の職の募集がある場合につきましては、今回の制度改正に合わせまして導入されます人事評価の結果をもとに、在職者の中から再度選考採用することもございますし、結果的に複数年継続して任用される方も出てこようかと思っております。人事評価によります再度の任用につきましては、2回を限度ということになっておりますので、つまり3カ年ごとに一般公

募を行うということになります。

なお、先ほど申しました保育士、看護師、調理員などの有資格者、資格職員につきましては、こういった専門職など人材確保が困難な職種でございますので、引き続き選考採用することも想定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

今のご答弁では、3年ごとの再任用ということでしたけれども、やはり働いている方の経済的基盤が失われるというのは、ちょっと大変なことになるのではないかと思いますので、その辺はもう少し検討していただけたらと思います。

最後の質問になりますが、制度導入までの具体的なスケジュールをお聞きします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

具体的なスケジュールでございますけれども、8月23日から30日にかけて計7回、臨時・非常勤・嘱託職員向けの説明会を行ったところでございます。

今後も県内市町の動向、職員組合との協議を踏まえつつ、制度運用の詳細部分の詰めを行い、11月から1月にかけて、来年度に任用する会計年度任用職員の募集・選考・採用結果の通知を行うことを予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

来年の4月より会計年度任用職員が導入されるわけですが、市役所が働きやすい職場になり、地域住民の行政サービス向上に寄与されますことを期待いたします。

では、2点目の質問に移ります。小規模多機能自治センターについてでございます。

全国的に市町村合併などにより自治体がより広範囲になり、一律平等な公共サービス提供ができなくなり、また、人口減少、高齢化などが進み、従来のままの体制が維持できなくなっております。それを解決するために、小規模多機能自治に

よる住民主体のまちづくりが進められております。西予市もことしの7月より、公民館の小規模多機能自治センター化に向けて、市政懇談会が始まっております。

では、この小規模多機能自治センター化の目的と概要についてお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

自治センター化の目的と概要についてでございますけれども、西予市では、平成23年度から「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念に地域発「せいよ地域づくり」事業をスタートさせ、小規模多機能自治を推進してまいりました。現在、本事業は9年目を迎えておりまして、その理念は着実に地域に浸透しつつあると感じているところでございます。

さて、公民館の地域づくりセンター化への目的でございますが、これはまさに人口減少対策でございます。これから近い将来、人口減少問題を起因としてさまざまな課題が押し寄せてきます。その課題に直面する前に、地域も行政も立ち向かうことのできる体制づくりが大切であると考えております。さきに述べました交付金事業では、地域づくり組織の地域課題へ対するさまざまな活動が行われ、地域づくりが実践されてきました。

そんな地域住民の姿から次の2つのことが見えてまいりました。

1つ目として、地域の主体性のある取り組みが地域活性化の原動力であること。2つ目として、その活動の多くが公民館を拠点として機能していること。このように公民館での活動実態とこれからの地域のあるべき姿を見据えた結果、社会教育を推進する場というよりも地域住民の自治拠点として移行することが自然であると判断した次第でございます。

人口が減っても疲弊することなく、将来にわたって持続可能な住民自治の基盤を形成する必要があると考えております。そして、地域づくり活動センターでは、多様な課題に対して住民と行政が知恵を出し合い、手を取り合い解決できる協働の場でもあり、地域づくり活動をより支援できる体制づくりが重要であると考えております。

さて、地域づくり活動センターは、現在、公民

館長、公民館主事、嘱託職員の3名体制であります。ここに1名増員し4名体制で臨みたいと考えております。その増員する1名は、地域が任用する職員として、主に地域づくりの事務局機能を担っていただきたいと考えております。これまで地域担当職員や公民館主事が担ってきた部分を専任として地域任用職員が携わっていただきたいと考えております。

また、ICTのテレビ電話などの環境も整備をいたしまして、地域づくり活動センターと本庁を直接結び、支所や本庁に行かなくても、地域の困り事が解決できるシステムを構築したいと考えております。

またもう一方で、行政のスリム化にも着手いたします。財政状況と人口規模を照らし合わせ、中長期的な視野で業務の見直し、職員数の見直し、組織再編を進めてまいります。

現在、市政懇談会のお借りしまして、これからの小規模多機能自治拠点整備事業の取り組みの概要をお伝えしているところでございますが、現段階では、その内容はたたき台でございます。

今後、市民検討委員会や説明会など市民から直接意見をいただく場を設け、詳細な制度設計につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

今のご答弁の中で、せいよ地域づくり事業によって、地域の主体性のある取り組みが地域活性化の原動力であり、また、その活動の多くが公民館を拠点として機能していることが見えてきたというようなご答弁でしたけれども、実際にはどの地域のどの事業のことを述べられているのかお聞きいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

お答えをいたします。

幾つか手上げ型交付金事業の事例を紹介したいと思いますが、まず1つ目でございますが、石城ロマンの里応援隊の取り組みでございます。石城平野のれんげ畑とわらぐろの昔ながらの里山風景を地域の魅力として残していこうという地域づく

り活動がございます。宇和わらぐろの会の活動休止によりまして地域が奮起し、その活動を地域づくり組織で継承し、地域の若者や地元高校生との活動の連携により担い手育成に着手しております。

また、れんげの咲く田園を広げようと、石城で咲いたれんげの種を採種し、メイドイン石城のれんげの花を石城平野いっばいに埋め尽くそうと頑張っておられます。少しずつではありますがその面積は着実に広がっております。

そして、現在ではその取り組みから派生し、地域ブランドの創出として、れんげ米の生産への取り組みやれんげを使った加工品開発に着手し、6次化への活動へと展開をしております。

もう1つございまして、田之筋地区地域づくり協議会の取り組みでございまして、地域の若い人材が中心となっていただきまして、地域の魅力を再発見することを目的として、数多くの勉強会が重ねられ、地元特産品でありますお米を活用した甘酒の商品化に着手し、現在では、市場調査や販路拡大に向けた具体的な取り組みへとつながっております。

以上が事例となりますけれども、この2つの取り組みの共通点は、まず地域の課題を抽出し、それを地域で共有をしており、その課題解決に向けた体制づくりが形成されているところでございます。

つまり地域づくりの根本であります地域での話し合いの場が数多く重ねられている結果が地域づくりの活性化につながっていると言えようかと思えます。そして、その活動は公民館を拠点として実践をされております。

以上、回答とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

今述べられた地域づくり事業は大変すばらしいものだと思いますが、そういう事業を今後は自治センターの構想につなげていかれるのは意味があるとは思いますが、片や8年間取り組んでもできてない地域があるということだと思いますが、その辺のことを考えると全ての地域で、今後公民館を自治センター化するのは無理があるのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでし

ようか。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

統一して進めることができるのかとのご質問でございますけれども、先ほど言いましたように、平成23年度に創設をしました地域づくり交付金、地域発「せいよ地域づくり」事業につきましては9年目を迎え、その目的であります「自分たちの地域は、自分たちの手で」の理念が着実に地域に浸透しつつあると考えております。手上げ型交付金事業につきましても、数多くの地域づくり事業が実践をされてきました。

しかしながら、ご指摘のように地域づくりへの活動には地域格差が存在することも承知をいたしているところでございます。その原因はさまざまではございますが、これからは、地域の底上げをしていく支援が必要であるというふうに考えております。地域づくりがより活発に実践されている背景の一つには、地域担当職員や公民館主事のサポート力に比例しているということが言えます。このようなことから、公民館を地域づくり活動センターへ移行するに当たり、より地域への支援体制を強化する必要があると感じているところでございます。

そこで、センター化に伴いまして、現在、公民館には若手職員を中心に配置をしているところでございますけれども、今後、自治センターを開設するに当たりましては、十分に経験を積み、さまざまな地域課題に対処できる主任、あるいは係長クラスの中堅職員を配属させる考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

今のご答弁のような方法で全地域自治センター化ができればそれはそれでいいのですが、私としては、テストケースとして2、3カ所実施し、そのあと順次進めていく方法もあるのではないかと思いますので、今後検討をしていただけたらと思います。

もう1点、今地域には地域づくり交付金などが使われておりますが、今後、小規模多機能自治セ

ンター化に向けて、西予市としてはどのような財政支援を行われるのかお聞きいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

財政的支援についてのご質問でございますけれども、今ほど言いました地域が任用します地域任用職員の人件費につきましては、今現在、基礎型交付金を交付しておりますけれども、その上に人件費分を上乗せいたしまして交付すると。それから地域任用職員におけます諸条件につきましては、地域の実情を考慮しながら制度設計に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

ちょっと今のご答弁がわかりにくい感じだったんですけども、今後もう少しわかりやすくまた説明をしていただいたらと思います。

最後に自治センター化までの具体的なスケジュールをお聞きいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

今後のスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

これからの取り組みにつきましては、令和4年度の運用開始を目指して進めてまいります。今年度1月には地域づくり活動センター化に向けまして、各旧町代表の公民館長、代表区長、代表地域づくりの会長、学識経験者、議会、代表公民館主事からなります市民検討委員会を設置したいと考えております。その答申におけます地域づくり活動センターの姿を令和2年度に市民の皆様に周知をいたしまして、直接意見をいただく機会を設けたいと思っております。

この取り組みにつきましては、市民と行政の大きな改革と言えますので、市民の皆様の声を反映させながら慎重に進めてまいります。また、本事業を進めていく上で議会との連携は大変重要でございますので、議会への情報提供も行ってまいります。また、先ほど申しました市民検討委員会には、委員として総務常任委員長のほか議員数名を

委員として委嘱し、企画の段階からともに連携を図り、検討していく体制を整備してまいりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

今のご答弁で、小規模多機能自治センター化を令和4年に実施されるということですが、この問題は各地域の身近な問題でありますので、市民の理解を得られるようしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

では、3点目の質問に移ります。

3点目は、部落差別解消推進法制定を踏まえてでございます。

今なお続く部落差別の解消のために、国や自治体に教育、啓発などの実効性のある施策が求められております「部落差別解消推進法」が2016年12月に施行されております。部落差別解消に向けた大きな一歩だとは考えます。

一方、近年はインターネット等情報化の進展に伴い、誤った情報が安易に拡散されており、形態を変えた新たな部落差別が生まれております。

これら現在ある問題を含め、理念の浸透、教育、啓発などを行っていくことが大切だと考えますが、市長のこの法律に対するお考えをお聞きいたします。

**○議長**

管家市長。

**○管家市長**

加藤議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

部落差別解消推進法、正式名称を「部落差別の解消の推進に関する法律」という法律でございますが、この中に「現在もなお、部落差別が存在する」ということを表現され、部落差別が現在に残り存在するということを法律として明言をするとともに、「部落差別は許されないものである」、「国及び自治体の責務を明らかにする」ということが明記され、部落差別解消に向けた国としての強い方向性と国と地方自治体の取り組みの重要性がうたわれております。本市としては、この法律は、同和問題の解決を大きく前進させるものと認

識をしております。

そして、このことにおきまして重要なものは、この法律を踏まえた取り組みの姿勢であると考えているところがございます。部落差別は許されないという強い意志のもと、本法律の趣旨を踏まえながら、法律に規定されております相談体制の充実、教育・啓発などの取り組みについて、国や県との連携のもとで、引き続き積極的に、なお具体的に推進をしていきたいと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

ではこの部落差別解消推進法が施行され3年目を迎えておりますが、地域の実情に合った独自の取り組み、また、市職員を初め、市民の方々へ法律の周知は進んだのかお伺いいたします。

#### ○議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

今ほどのご質問であります地域の実情に合った独自の取り組み、また、法律の周知は進んだのかということでもありますけれども、部落差別の解消を推進するには、市民一人ひとりにこの法律の制定された背景や趣旨を十分理解していただくことが重要だと考えております。

そのため、市では法律の施行について、広報せいよへの掲載、そして、啓発チラシの全戸配布、ポスターの掲示を行うとともに、集落ごとの小単位による地区別人権・同和問題学習会や各種団体の研修会などにおいて、法律の周知を図り、同和問題を中心とした学習を進めているというところでもあります。

また、宇和、野村、城川の3つの会場で毎年開催をしております人権のつどいには、多数の市民の方々が参加をいただきまして、同和問題を初めとしました人権問題についての理解を深めております。先般ありました8月31日に行いました宇和会場での人権のつどいでは、「寝た子はネットで起こされる～『部落差別解消推進法』と今後の課題～」と題して、山口県人権啓発センターの川口泰司氏に講演をいただいたところでもあります。

市職員に対しては、各部署に人権・同和教育推

進員を配置いたしまして、部署ごとに人権・同和問題をテーマとした研修を行っており、本年6月には愛媛県人権教育協議会会長代行を講師といたしまして、「部落差別解消推進法の具現化をめざして」と題した研修会を実施いたしました。

以上のように、市では、引き続き人権・同和教育推進体制の充実や指導者の育成に努めまして、学習機会の拡充や啓発活動のさらなる充実に取り組んでいるというところであります。

市民の方々の法律の認識についてでございますけれども、法施行後、約1年後となります平成29年10月に市教育委員会と愛媛県人権教育協議会西予支部が実施をいたしました「西予市人権に対する市民意識調査」におきまして、法律を知っていると答えた人は13.9%でありました。これは、市内の1,500人を無作為抽出いたしまして599人から回答をいただいたものでありますが、この調査は5年ごとに行うものでありまして、今回の調査は令和4年度になります。なお、先ほどご説明もしましたけれども、先般ありました8月31日の西予市人権のつどい宇和会場の参加者418人に対して行いましたアンケートでは283人から回答をいただきまして、法律を知っているとの回答が72.1%となっております。

また、同支部におきまして、市内の教職員と行政職員を対象に「部落問題に対する意識等の調査」を実施しまして、現在集計中でございます。

市としましてはさらに多くの市民に対して法律が周知できるよう引き続き努めてまいります。広くこの法律の趣旨を浸透させるためには、繰り返し繰り返し啓発をすることが大切であります。今後はアンケートや意識調査の結果を踏まえまして、より効果的な方法を検討し、継続して部落差別の解消の推進に向けた啓発活動を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤美香君。

#### ○4番加藤美香君

西予市も法律の周知を図るため、いろいろな取り組みを進められておりますが、今後、体制の充実を図るために、市長部局と教育部局に分かれております人権対策と人権教育の窓口の一本化の考えをお聞きいたします。

**○議長**

宗副市長。

**○宗副市長**

失礼いたします。

ただいまご質問のございました行政の窓口の一本化の考え方についてでございますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されたことによりまして、地方公共団体が行う責務、相談体制の充実、また、教育及び啓発が明確をされたところでございます。

このことによりまして、今まで以上に部落差別解消に向けた取り組みが求められております。現在、ご指摘のとおり、市長部局の人権対策と教育部局の人権教育が分かれていることによりまして、市民の皆様にはわかりにくい組織体制となっているのではないかと感じております。また、人権相談や人権教育についての窓口を一本化することによりまして利便性の向上も図られると考えております。さらに人権に関する相談及び人権啓発の推進などを一体的に行うことで、人権についての施策を総合的に進めることができますことから、必要な業務量に見合った組織体制の見直しが必要であるというふうに考えております。

今後、近隣の自治体の状況等も踏まえまして、また、関係部局と協議を行い、市の組織機構検討委員会等を経まして、来年令和2年度を目標に組織の統合を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

これからも国、県、市町村、各種団体などと連携をして、人権啓発にしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

以上、一般質問を終わります。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時42分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午前11時00分）

次に、5番中村一雅君。

中村一雅君。

**○5番中村一雅君**

改めましておはようございます。議員番号5番中村一雅です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いたします。

昨年7月に西日本を襲った豪雨は西予市においても甚大な被害をもたらしました。特に、野村町においては5名ものとうとい命が犠牲となりました。あのような大雨が短時間に降るとは誰も想定しておらず、備えができていなかったということが被害を大きくした一因ではなかったかなど、心を痛めつつ振り返っているところでございます。

さて今日は、南海トラフ地震を想定した西予市の防災計画、このこと1つについて質問をさせていただきます。

この地震につきましましては、30年以内に70%以上の確率で起こるとマスコミ報道等でもされており、国・県・市の行政が一丸となって立ち向かわなければならない重要な課題であります。

そこでまずお尋ねいたします。

西予市に係る国・県の指針と施策はどのようになっていますか。また、それを受けて、西予市ではどのような対策を講じておられますか。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

それではただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

我が国の防災対策に関する基本となります計画につきましては、災害対策基本法の第34条第1項の規定に基づきまして、中央防災会議が作成をします防災基本計画となっております。この計画には、国における防災・減災対策の基本的方針について定めてあるとともに、地方公共団体等が策定する防災業務計画、地域防災計画において重点を置くべき事項に関しても基本的方針が掲げられており、この防災基本計画に基づき、市町村等の地方公共団体においては、地域防災計画を策定するということとしております。

ご質問いただきました南海トラフ地震を想定した防災計画につきましても、国の定める防災基本計画に基づき、愛媛県地域防災計画との連携も図りながら、西予市地域防災計画「地震災害対策編」及び「津波災害対策編」において、西予市に

おける地震・津波災害対策について定め、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とし、本市における地震防災対策、津波防災対策の一層の推進を図ることといたしております。

また、国において南海トラフ地震対策に関しましては、最重要対策事項と位置づけをいたしまして、「南海トラフ地震特別措置法」を制定するとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が策定されているところでございます。この計画は、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画等の基本となるべき事項が定められておりまして、西予市も指定されております南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を目的とするものでございます。この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、的確に地震防災対策を推進しなければならないとされておりまして、西予市地域防災計画におきましても、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策の一層の推進を図ることといたしております。

また、愛媛県独自の取り組みといたしましては、南海トラフ地震による甚大な津波災害対策といたしまして、昨年度から3カ年事業といたしまして、愛媛大学・東京大学・愛媛県・宇和海沿岸5市町が共同出資して、宇和海沿岸地域南海トラフ地震事前復興共同研究を実施しているところでございます。この研究では、大規模津波災害に対する防災・減災対策の充実・強化を目指し、その中で、津波避難計画等の策定に向けたノウハウを地域はもちろんのこと職員も取得し、各地域に波及させていく取り組みを実施しており、当市におきましては、明浜地区をモデルに事業を展開しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

国・県における施策をお伺いしました。ありがとうございます。

地震といえば津波と言ってもいいというほどに被害が大きくなるということが想定されます。南海トラフ地震が起きた場合について、どこがどの程度被災するのだろうかということを西予市においても想定されると思いますけれども、ハザードマップも作成されているとお聞きしていますが、簡潔にご説明いただけますか。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

南海トラフ巨大地震によります被害想定につきましては、東日本大震災に匹敵するマグニチュード9.0クラスの巨大地震が発生した場合を想定し、まず国において、南海トラフにおける発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波についての被害想定として、平成24年8月に人的・物的被害について、平成25年3月に経済被害等の想定結果が公表をされております。

国におけます想定結果を受け、愛媛県におきましても、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、愛媛県に大きな被害を及ぼす可能性が高い中央構造線断層帯による地震など、愛媛県における最大クラスの地震発生に伴う地震被害調査が実施され、愛媛県地震被害想定調査最終報告が平成25年12月に公表されたところでございます。

この想定によりますと、西予市における被害想定は、マグニチュード9.0クラスの南海トラフ巨大地震が陸側を震源域に冬の夕方から深夜に発生した場合、死者が1,351名、建物の倒壊棟数が1万6719棟、1カ月後の避難者数が3万756人と甚大な被害が想定をされているところでございます。特に津波による死者数は634人と想定死者数の半数近くを占め、東日本大震災と同様、沿岸部における津波被害が甚大であることが想定をされております。

これら国・県の被害想定を受け、西予市におきましては平成26年3月に明浜・三瓶地区17地区において、津波ハザードマップを作成、配布するとともに、より視覚的効果を高めるため、津波浸水動画を作成いたしまして、市ホームページにおいて公表するなど、国・県とも連携した津波防災・減災対策を推進してまいりました。

その後、近年全国各地で頻発する巨大災害の現状を鑑み、ハザードマップのみだけでなく各種災害における防災情報等も掲載した総合防災マップを平成29年3月に作成し配付させていただきましたとともに、GIS版の総合防災マップも市ホームページに掲載しているところでございます。

今後も市民の皆様への危険箇所の周知、防災・減災対策に役立てていただきますよう、国・県の計画の改定及び新たな想定が行われた場合につきましては随時改定を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

津波ハザードマップについては、西予市のホームページでも公開しているということで私も拝見いたしました。三瓶・浜地区におけるハザードマップでは人口密集地は、ほぼ津波に飲み込まれて全滅に近い形に建物についてはなるということで相当な危惧をしております。ご高齢の方につきましては、西予市のホームページを見るということに結構抵抗があるというか、ハードルが高い面もございますので、やはり支所なり公民館なりに大き目のマップを紙ベースで掲載して、周知徹底を再度促していただきたいとそのように希望いたします。

質問を続けます。

発災後には西予市外からの救援体制が望まれますけれども、それは具体的にどのようなものになると想定されていますか。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

失礼をいたします。

中村議員の支援体制に係るご質問につきましては消防の立場からお答えをさせていただきます。

南海トラフ地震の被害想定では、その範囲は愛媛県のみならず四国全域、近畿、東海、九州地方まで及ぶ場合があるというふうな想定がございます。中でも被害が大きいとされる愛媛県を含む10県は重点受援県に指定されているような状況でございます。国の各種計画の中で、政府が令和元年5月に発表した「救助、救急、消火活動等にか

かる具体的な計画」におきまして、警察の災害派遣隊、緊急消防援助隊、それから自衛隊の災害派遣部隊、国土交通省のTEC-FORCEの初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定めております。応援部隊の最大規模は、警察が1万6000人、消防が2万人、自衛隊員が11万人、国土交通省が1,360人と想定されておりまして、人命救助のために重要な72時間というものを意識したタイムラインが作成されているというところでございます。

計画では、重点受援県である10県にそれぞれ対応する応援部隊をあらかじめ定めておりますので、政府の指示により直ちに進出拠点に向けて出発することになる、到着後に派遣市町が決定されるということになります。

我々受援側といたしましては、正確、迅速に市内の被害状況を収集して、どこにどのような応援が必要かを見きわめるということが重要になると考えております。市の災害対策本部は119番の入電情報、消防団や自主防災組織などからの情報を整理分析して、的確な応援部隊を要請することが必要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

発災後72時間が肝であるということをお伺いいたしました。

特に自衛隊から11万人もの多数の方が派遣されてくるという大変ありがたいということも感じております。

続けてまいります。

南海トラフ地震のみならず大規模な火災や水害など、被害が単独の市町では対処できない場合に備えて、近隣市町と広域災害協定が結ばれると聞いていますが、南海トラフ地震に対しては、この場合、具体的にどのように機能するのかお尋ねをいたします。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

近隣市町と結んでいる災害協定はどのように機能するかということでございますけれども、消防署及び消防団では、近隣の消防署や消防団との管

轄境、管轄境界の付近の火災など災害に対して、その対応を協力してやるということを目的に応援協定を結んでおりまして実際に協力活動を行っております。最近では平成29年に発生した野村町予子林の火災であるとか、昨年の7月豪雨における近隣の消防団や消防署が応援に駆けつけていただいたということは記憶に新しいところでございます。

ただし、これらの応援協定は南海トラフ地震などの大規模災害で県内全域が被害を受けるような広域災害の場合には、それぞれの管轄の災害対応が優先されるということになるので、有効な相互応援を望むことはできません。

広域災害の場合には、先ほど説明しましたように、県外からの緊急消防援助隊や自衛隊、警察などの応援を想定しておりまして、これらについては、愛媛県の総合防災訓練、また、中四国ブロック緊急消防援助隊訓練などで連携強化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

南予全域にダメージを受けるような広域な災害については、支援協定は余り当てにできないのだということをお聞きしました。

仮定の話になりますけれども、今後、常備消防が広域された場合につきましては、南海トラフ地震に対してはどのような効果が想定されますでしょうか。

また、その前段として、通信指令台の共同運用が検討されていると聞いておりますけれども、これが南海トラフ地震に間に合った場合にはどのような効果が期待できますか。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

常備消防の広域化、それから共同運用についてお答えをさせていただきます。

大規模な災害時に円滑な応援体制や受援体制を整えるためには、その被災地において今何が必要なかを的確に伝えることが重要であると先ほど述べさせていただきました。小規模な消防本部では、現場要員に人員を割くということで、少ない

人員で多くの災害を差配するということになりません。よって他機関への報告であるとか、調整というものに支障を来す場合が考えられます。事実、平成30年7月豪雨では、余りにも災害が集中したため、市内全体の被害状況を把握するのに苦慮したというような経験をいたしました。

愛媛県を一つにするような、また南予地区を一つにするような広域的な常備消防になれば、災害状況を一元的に把握することができて、応援の要否判断や受援体制の早期確立が図られるということは大きなメリットになると考えております。

一方で、通信指令センターなどに機能を集中することによって、センターが被災した場合には、全ての機能を失ってしまうといったようなことも、そういった危険もはらんでいるのでバックアップの方法も課題ではございます。

また、通信指令台の共同運用というところでございますけれども、これまで常備消防の広域化についてはさまざまな組み合わせで検討をしてまいりましたが、進んでいない、進まないというのが現状でございます。

そこで、広域化した場合の不安材料というものの部分は統合せずにメリットの部分だけを統合しようというのが通信指令業務の共同運用でございます。共同運用によって、先ほど答弁いたしました災害情報の一元化、応援の要否判断や受援体制の早期確立などのメリットは同様に生まれてくるというふうに考えております。

現在、南予地区の5つの消防本部で通信指令業務の共同運用について調査、検討をしているところでございますが、この結論につきましては、今年度中に報告することができると考えております。また、これが実現することになれば、将来的な広域消防のきっかけにもなるのかなというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

昨年12月の定例会一般質問で佐藤議員が管家市長にお尋ねになられました。

管家市長のお考えは、やはり県で一つの広域消防が望ましい。それが無理ならばやはり南予で一つの広域消防が望ましいのではないかというお考

えをお聞きいたしました。私も考えとしては同様でございまして、やはり広域化に向けては、ハードルがあっても、前に向けて歩んでいただきたいなど行政側にも要望したいところでございます。

南海トラフ地震のような大規模災害が起こった場合に単独の市町で対応できないことは明らかなことであります。広域化して情報収集を一元化することが最も有効だということも先ほど佐藤消防長の答弁にございました。一元化するためにはやはり本部センターを一つに集約しなければならないと考えます。これに向けては、いつやるのだという期限のことを切ることにはできないのですけれども、通信指令台の共同運用についてはメリットもお伺いしましたし、先ほど今年度中に結論が出るのではないかとというようなこともお聞きしましたので、ぜひ前向きなことになるように期待しているところでございます。

質問を次に進めます。

南海トラフ地震のような大規模災害に対しては、消防署のみならず地元消防団、つまり自治消防の活動が大きく期待されているところであります。消防署と消防団の連携についてはどのような想定になっていますでしょうか。特に三瓶地区におきましては、八幡浜地区施設消防事務組合の管轄、第三分署の管轄となっておりますので、西予市の声の及ばない範囲があるということも危惧されているところでございます。三瓶地区における連携についても同様にお尋ねをいたします。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

消防署と消防団の連携についてお答えをさせていただきます。

大規模災害時における対応は、市の地域防災計画に基づき対応を行うこととなりますが、消防団は原則、消防長の指揮下に入って消防署と連携して災害現場活動を行うこととなります。

しかしながら、大規模災害時には地元で構成しています各地域の消防団の活動が最も有効であると考えられることから、初動期においては各分団等の単位でそれぞれ命を守る活動がなされるであろうと。それから数時間後には、組織としての統制された活動に移行することになるというふうに考えております。そして消防団にしかできないこ

とや消防署にしかできないことを組み合わせて、災害対応に当たることが重要というふうに考えております。

このような中で消防団と消防署の連携訓練を定期的実施しているところでございます。

また、三瓶地区における消防団と消防署の連携ということにつきましては、これは西予市消防の管轄ではなくて、議員ご指摘のとおり八幡浜地区消防の管轄というふうになっておりますので、法律上は、三瓶方面隊は八幡浜地区消防長の指揮下に入る。八幡浜消防署第三分署と連携して活動するということとなります。

しかし、三瓶町や明浜町の沿岸部、そして、八幡浜市などにおいても、先ほどもございましたが、甚大な津波被害が予測されておりますので、現場サイドといたしましては、八幡浜地区消防と西予市消防団、そして西予市消防署が連携して対応に当たることも想定しなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

三瓶における第三分署の活動と消防団の連携ということにつきましては、私は以前去年ですか、第三分署の分署長ともお話しする機会をいただきまして、この質問を投げかけたことがございます。分署長は非常に信頼厚く責任感のある方で、私どもは第三分署の使命に従って粛々と三瓶の町を守るんだというようなことをお聞きいたしまして、あ、大丈夫なんだなというふうに安心したところでございます。

ただやはり、津波は宇和島市、西予市の沿岸部、そして八幡浜市を飲み込んだ場合につきましては、やはり八幡浜市もひとどころではないという状態になるということは十分に考えられると。そこにつきましては、西予市消防本部は津波の被害を受けない場所に位置してございますので、本部センターが機能すればある程度明浜、三瓶の海沿いに対しても迅速な対応が図られるのではないかと。このように期待しているところでございます。こういったことも含めまして、ぜひとも南海トラフ地震が起きる前に広域化あるいは通信指令台の共同運用につきましては前向きに実現に向けて進

めていていただきたいと、このように切望いたします。

次に進めます。

消防団とともに各地に設立されています自主防災組織につきましても、行政側からも大いなる期待がかかっていると思います。支援体制も含めまして、日ごろの避難訓練など対策はとられていますけれども、発災後におきましては、自主防災組織等に対しましてはどのような連携がとられるのでしょうか。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

ただいまの自主防災組織との連携・協力について答弁させていただきます。

今回のご質問でございますような広域かつ巨大な地震災害が発生した場合、市内の公的防災機関も著しく被災をし、初動対応をとることができなくなるとともに、広域な救助、支援体制にも十分に期待できないということが想定されます。特に、人命に多大な影響を与える発災後72時間の間の十分な公的支援を望むことはできないというふうに考えております。

そこで、一般的に災害初動期につきましては、自助、共助での対応が求められておりまして、過去の災害におきましても、自助、共助が機能し多くの命が救われてまいりました。当市といたしましても、自分の命は自分で守る自助、地域のことは地域で守る共助に重点を置きまして、公的支援が開始されるまでの期間は、自助、共助において乗り越えていただく期間が必ず存在するということを念頭に置いた対策・啓発等を実施してまいりました。

そこには、当然市が公的機関としての早期回復への計画、マニュアルの整備、訓練の実施に平素から取り組みを行うことが大前提でございまして、公的機関の早期の機能回復による支援開始、それまでの間の自助、共助の機能維持が必要であるということになるとの考えでございます。これまで自主防災組織への支援につきましても、活動活性化のために自主防災組織活動育成補助金等での支援や訓練への支援を実施してまいりましたが、平素の取り組み次第で災害後の活動に影響が出てくると考え、今後も自助意識のさらなる啓発

とともに、9月補正予算に計上させていただいておりますけれども、愛媛県の自主防災組織活性化支援事業補助金も積極的に活用いたしまして、自主防災組織の活動・訓練支援に努めてまいりたいと思います。

あわせて、広域で災害種別の異なる西予市の現状を考え、共助を支えていく上では、地域防災リーダーとしての防災士のさらなる養成及び西予市防災士連絡協議会のさらなる育成・活動強化並びにふだんから訓練を積み重ね組織化された消防団との連携も大変重要になると考えております。

自主防災組織と消防団どちらも地域防災の核となる組織であり、それぞれの組織における対応がより明確となるよう地区防災計画の策定に向けた取り組みも進め、自助・共助・公助が連携した巨大災害への防災・減災対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

自主防災組織の協力なしにはなかなか広範な救助対策金は組みにくいということがわかりました。避難をしなければならない、地震による家屋の倒壊なんかもそうでしょうけど、津波に対しては広範囲で緊急な避難が求められるという事態が容易に想定されるわけでありまして。

先ほど防災士のという言葉が答弁の中にございました。9月1日は、防災の日で政府が東京都内で防災訓練を行ったというような記事が愛媛新聞に9月2日付けで掲載されておりました。その下の段に、防災士増17万人登録という囲み記事がございまして、愛媛県は東京都に続いて全国で2番目に防災士の多い県だということが報道等ではございました。人数も東京都とさほど差がない、1万4000人と1万3000人ぐらいの差だと。そうすると人口密度を考えると、愛媛県は密度的にいうと全国で1番防災意識の高い県ではないかと思われまます。自主防災組織の精度を高めるとか、防災組織のみならず、一般的に防災士が多ければ、やはり避難にかかわることもそれなりに手際よく迅速に行われるということが考えられますので、今後もその防災士の養成あるいは増加につきましても、西予市でも積極的に取り組んでいただけたらと思

います。

避難という言葉で関連で申し上げます。

市内各地に発災後は避難所が開設されると思いますが、道路が寸断されるあるいは通信機能が寸断される、そうすると、防災行政無線が最大音量でわーっと鳴ってさあ避難しようと言われてたときにすぐに緊急にすっと避難できる方というのは比較的に限られるのではないかなということも想定されます。自力で走れる、歩けるあるいは車の運転ができるという方についてはそれぞれみずからの命を助けるために走られると思うのですが、自力で避難が困難な方が、やはり西予市にもいらっしゃると思います。

例えば、高齢者のみの世帯でありますとか、障がいのある方を抱えている世帯など、このような自力避難困難な方に対する支援対策はどのようになっていますでしょうか。

#### ○議長

藤井福祉事務所長。

#### ○藤井福祉事務所長

自力避難が困難な住民への支援策についてお答えをいたします。

高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人といった災害時要配慮者のうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者の救援対策につきましては、西予市のみならず全国的に課題を抱えている現状にあります。

避難行動要支援者の避難支援につきましては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われるよう取り決めがなされました。

突然の災害が発生した場合、高齢者や障がいのある方にとって自力での避難は大変困難なものとなります。そこで市は、こうした方々の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、災害が発生した場合は直ちに避難支援を行わなければなりません。実際の災害時における避難行動要支援者の避難支援は、災害発生直後の情報提供や避難誘導、安否確認・避難状況の把握に対する支援が主なものとなります。

西予市では、避難行動要支援者の対象となる方のうち、自分自身の情報を地域の関係者と共有することに同意いただいた方については、平常時に

地域支援者などの要求により情報を提供して、発災に備えできる範囲での支援を行っていただいております。

この場合に連携するのは、西予市の関係部署のほか、市社会福祉協議会や警察、消防団、民生委員・児童委員、地元区の役員さんとも名簿や情報のやりとりを通して連携し、非常時に対処していくことになります。

しかし、基本的には避難行動要支援者のうち、事前に情報提供について承諾をいただいた方のみの名簿情報を提供することになりますが、より深刻な大災害が発生したような場合には、避難行動要支援者名簿の情報共有に意思表示されていない方であっても、全ての方の安否確認が必要になりますので、避難行動要支援者全員の名簿を避難支援協力機関に開示し、避難行動要支援者の避難支援に全力で取り組むこととしております。

現在、西予市では避難行動要支援者のうち、名簿情報の提供に同意をいただいている方は21.5%にとどまっており、大変少ないと認識しているところでございます。より実効性のある避難行動要支援者名簿を作成するため、市役所内の関係課と協議し、業務体制の見直しを行い、より多くの方に名簿を提供することについて同意していただき、避難支援関係機関と名簿を共有できるよう取り組んでまいります。

また、地域においては、区の役員さん、自主防災組織の方々、消防団、民生委員・児童委員といった方々が中心となっていただき、市が提供した名簿登録者の情報とともに、要支援者となりうる方と具体的な避難方法等について話し合っていたかと災害時により迅速な避難支援が行えるのではないかと考えております。

いずれにしても、大規模災害には個人の力で対応することはできません。各ご家庭での防災対策はもちろんのこと、地域における自主防災活動等、地域防災力向上への支援等の充実には、それぞれの公的機関や市役所内の関係部局との連携を一層密にして今後も取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

避難行動要支援者名簿というものを作成されて

いると。ところがこの情報を開示することに同意されている方は25%しかおられないということをお聞きしました。非常に危惧されるところであります。

日ごろの自主防災組織、年に数回ある避難訓練等で自分で坂をかけ上がれる方はいいのだけでも、自力避難困難な方はやはり誰かに運んでもらわないといけないというふうに思うのでありますけれども、それに対して名簿の開示に同意されないということは、ちょっとどうしてかなあというようなことを思います、正直。

個人情報保護は非常に大事なことではあると感じておりますけれども、やはり命にはかえられないので、それは日ごろからやはり開示していただいて、いざというときには、誰が誰を助けに行くというきめ細かいところまで設定されていることが望ましいように思います。

再質問になりますけれども、これはなぜそのように低い数字にとどまっているのか。住民の協力が得られないのか、その難しい部分について行政が感じていることがありましたらお教えいただきたいと思っております。

#### ○議長

藤井福祉事務所長。

#### ○藤井福祉事務所長

なかなか同意していただけないというところで、どうしてかということでご質問をいただきました。

私どももいろいろとそういった情報提供をお願いしているところなのですが、やはりどうしても周知不足というところもあろうかと思っております。また、昨今は個人情報の遵守というところもございまして、なかなかそういったところの同意をしていただけないというところもございまして。私どもも今後はこういった同意していただける方をなるべく多く100%になるように今後も努力をしていきたいと考えておりますが、地域のほうでも自主防災組織とかございまして、そういった先ほど言われた避難訓練とかもございまして地域の皆様にもご協力をいただいて、何とか同意していただく方を増やしていけるように、行政また地域の皆さんと協力して進めていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

地域住民の1人として、やはりそこは住民側でも行政の差し伸べる手に向けて素直に応じないといけないのではないかなというふうに感じた次第であります。少しずつでも努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

本日最後の質問になりました。

地震により多数の方がけがをされると。人命救助が一番でございますから人命がなくすことがないように懸命に救援に走らないといけない、あるいは自分も生き延びなければならないという信念を持って行動しなければならないということはおくわかるのですけれども、実際上げがをされた方、あるいはもともと病気で自宅療養されていて避難所あるいは救護所へ行っても、やっぱり医療は必要だなどということは、ある程度準備しておかなければならないことだというふうに感じておりますが、そういう方々への発災後の医療対策はどのようになっていますでしょうか。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

中村一雅議員のご質問についてお答えいたします。

大規模災害時には、さまざまな症状の異なった多数の傷病者の発生する一方で、被災により人的・物的医療資源が損なわれ、通常の医療対応ができなくなることが予想されます。限られた医療資源で最大多数の傷病者に対して最良の結果を得るために、迅速で適切な医療活動が行えるよう関係機関や団体との連携体制を構築する災害医療体制の整備が重要だと考えております。

傷病者は、救護所、救護病院、災害拠点病院等、症状に合った医療施設で受診していただき、寝たきりなどの在宅療養中の方には、公助・共助の体制づくりによる迅速に適切な施設への搬送が必要となってまいります。さまざまな症状の方に対応するために、情報を収集・集約することで、必要な医療へとつなぐことができる体制づくりを進めたいと考えております。

このような災害時の医療救護活動の体制の確立と活動内容を明らかにし、関係機関の役割等を明

確にしたのが本年3月に策定しました「西予市災害時保健医療救護活動要領」であります。このほか、市内の道路、医師の確保ができれば、平成30年度に導入しております移動診療車により、被災地の救護活動を可能な範囲で行うこととしております。

また、大規模災害時には、市内医療機関で対応できない可能性も高いため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報発信や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害支援ナースの派遣要請を迅速に行うこととしております。1人でも多くの命を救うため、市内においては、公立病院災害コーディネーターである西予市民病院の末光院長を中心とし、両市立病院や西予市医師会、消防本部、八幡浜保健所等と連携を密にし、平時から研修や訓練を重ねて、災害時における実効性の高い協力体制を構築してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

さまざまな医療支援体制が日ごろから組み立てられていて、本年3月に策定されているとお聞きしました。

ちょっと1点、EMISあるいはDMATという言葉そのものについては、なかなか一般の市民にはわかりにくいところがございます。よろしければ、もう少しかみ砕いて簡潔にそれはどのようなものなのかご説明いただいたらと思います。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

お尋ねのありましたEMISですが、EMISとは、災害発生時に被災した都道府県を越えて医療機関の活動状況など災害医療にかかわる情報、例えば、発災時の医療機関の稼働状況及び必要となる支援情報、こういったものですが、こういった情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する各種情報を集約・提供していくための広域災害救急医療情報システム、インターネットを通じて入力したり閲覧できるものでございます。

また、DMATとは、大体通常の編成で医師1

名、看護師2名、業務調整員1名、計4名で基本的には構成されまして、大規模災害などが発生した場合に現場に急行する、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った災害医療チームのことでございます。ちなみに県内には25チーム編成されております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村一雅君。

#### ○5番中村一雅君

わかりやすく説明していただきありがとうございました。

結びに、想定される死者数1,351名、先ほど三好総務企画部長の答弁がございました。うち津波による死者が634人と推定されていると。建物については避難することはかないませんので、全壊する、半壊するという建物については、これは耐震基準に頼るしかない。あるいは、どこまで強度を発揮するのかはちょっと起こってみないとわからないということもございますでしょうけれども、人的被害については、今公表されている数値をどれだけ下げられるかということが今後の課題であらうかと思えます。

防災という言葉を目にしない日はない、目にしない日はないほど防災についての意識は今高まっております。そういう意識が高まっているときにやはりきちっと対策をとって、将来に備えていくということが非常に大事なのだなというふうに感じました。

防災はゴールのないマラソンのようなものだというふうに感じております。管家市長の言われる「安心して暮らせるまちづくり」西予市においては、やはり防災に対する対策がなされないとなかなか安心して住めるまちづくりということが標榜しにくいようなこともあらうかと思えます。

さらなる精度の向上を求めて、あるいは被災者を1人でも少なくできることを祈念して、今回の私の一般質問を終わります。

#### ○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす9月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時50分

第 3 日

9月6日（金曜日）

令和元年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |                  |                     |                       |         |
|------------------|---------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和元年 9月 6日          | 明 浜 支 所 長             | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場             | 野 村 支 所 長             | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議           | 令和元年 9月 6日          | 城 川 支 所 長             | 篠 藤 義 直 |
|                  | 午前 9時00分            | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会           | 令和元年 9月 6日          | 消防本部消防長               | 佐 藤 克 也 |
|                  | 午前11時58分            | 総 務 課 長               | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員       |                     | 財 政 課 長               | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番              | 宇都宮 久見子             | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
| 2 番              | 信 宮 徹 也             | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 3 番              | 宇都宮 俊 文             | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 4 番              | 加 藤 美 香             | 議 事 係                 | 三 好 祐 介 |
| 5 番              | 中 村 一 雅             | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 6 番              | 河 野 清 一             | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 7 番              | 佐 藤 恒 夫             | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 8 番              | 山 本 英 明             |                       |         |
| 9 番              | 竹 崎 幸 仁             |                       |         |
| 10 番             | 小 玉 忠 重             |                       |         |
| 11 番             | 源 正 樹               |                       |         |
| 12 番             | 井 関 陽 一             |                       |         |
| 13 番             | 菊 池 純 一             |                       |         |
| 14 番             | 中 村 敬 治             |                       |         |
| 15 番             | 二 宮 一 朗             |                       |         |
| 16 番             | 兵 頭 学               |                       |         |
| 17 番             | 小 野 正 昭             |                       |         |
| 18 番             | 宇都宮 明 宏             |                       |         |
| 19 番             | 森 川 一 義             |                       |         |
| 20 番             | 藤 井 朝 廣             |                       |         |
| 21 番             | 酒 井 宇之吉             |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |                     |                       |         |
|                  | な し                 |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |                     |                       |         |
|                  | 説明のため出席した者の職氏名      |                       |         |
|                  | 市 長 管 家 一 夫         |                       |         |
|                  | 副 市 長 宗 正 弘         |                       |         |
|                  | 教 育 長 松 川 伸 二       |                       |         |
|                  | 総務企画部長 三 好 敏 也      |                       |         |
|                  | 会 計 管 理 者 山 口 正 人   |                       |         |
|                  | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 |                       |         |
|                  | 産 業 部 長 酒 井 信 也     |                       |         |
|                  | 建 設 部 長 清 水 昭 広     |                       |         |
|                  | 生 活 福 祉 部 長 兼       |                       |         |
|                  | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 |                       |         |
|                  | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕     |                       |         |

議 事 日 程		
1	一般質問	保険特別会計補正予算（第2号）
2	議案第132号 西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第147号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第133号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第148号 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第134号 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	議案第149号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
3	議案第135号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第150号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第136号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第137号 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
	議案第138号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	7 認定第 1号 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第139号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	8 認定第 2号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第140号 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第141号 市道路線の廃止について	認定第 4号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第142号 市道路線の認定について	認定第 5号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第143号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）	認定第 6号 平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第144号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	認定第 7号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第145号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	認定第 8号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出
	議案第146号 令和元年度西予市国民健康	

- 決算の認定について
- 認定第 9号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第11号 平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第12号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 9 請願第 1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書
- 請願第 2号 野村町に温浴施設の存続を求める請願書
- 陳情第 3号 愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について
- 陳情第 4号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について

本日の会議に付した事件

1	一般質問				保険特別会計補正予算（第2号）
2	議案第132号	西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第147号		令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第133号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第148号		令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第134号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	議案第149号		令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
3	議案第135号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第150号		令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第136号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号		令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第137号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号		令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
	議案第138号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	7	認定第 1号	平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第139号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	8	認定第 2号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第140号	西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第141号	市道路線の廃止について		認定第 4号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第142号	市道路線の認定について		認定第 5号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第143号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）		認定第 6号	平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第144号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）		認定第 7号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第145号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）		認定第 8号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出
	議案第146号	令和元年度西予市国民健康			

- 決算の認定について
- 認定第 9号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第11号 平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第12号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 9 請願第 1号 山田薬師巨石の保存を求める請願書
- 請願第 2号 野村町に温浴施設の存続を求める請願書
- 陳情第 3号 愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について
- 陳情第 4号 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について

開会 午前9時00分

**○議長**

おはようございます。

本日は、たくさんの皆様に傍聴に来ていただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

おはようございます。会派こころざし宇都宮久見子です。

議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今定例会ではジオパークのポロシャツを着用しています。先日8月21日に愛媛県市議会観光振興議員連盟総会及び広域観光推進研修会が西条市で行われました。その際、議員間で相談をして、参加議員はそろいのジオパークのポロシャツで参加しました。議会としても、四国西予ジオパークを全面的にアピール、推進に努めているところです。市内でも、事業者の方や個人の方も着用されているのをよく目にします。持続可能な四国西予ジオパークの推進には、一丸となって盛り上がっていくことが大切だと思います。

それを踏まえ、まずは、ジオパークについての質問をさせていただきます。

甚大な被害を受けた昨年の西日本豪雨から1年余りが経過しましたが、復興元年ということで、まだまだ生活やなりわいなどの復旧・復興に取り組んでいる最中ではありますが、西日本豪雨によるジオサイトの被害と復旧状況をお尋ねします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

改めましておはようございます。

ただいま宇都宮久見子議員からのご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず初めに、宇都宮議員初め議員各位におかれましては、ジオパークの推進につきまして日ごろから格別のご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

今ほどありましたとおり、市内でも多くのジオサイトが被災をいたしました。被災の主なものとしては、宇和町の名水100選観音水と明浜町の狩浜の段々畑におきましては、土砂流入や斜面崩壊などがありましたが、現在はほぼ復旧いたしまして、観光客の受け入れができるようになってございます。

しかし、城川町の三滝溪谷と野村町の桂川溪谷につきましては、遊歩道が被災をいたしまして、いまだ復旧ができていない状況でございます。三滝溪谷につきましては、復旧工事の発注は終了いたしておりますけれども、今年度中には完成の予定となっております。また、桂川溪谷につきましては、大規模な工事となることや生活再建が最優先と考えていることから、復旧の見通しは立っておらず、現在は、防災学習の視点等で、職員やガイドとともに、安全を確認しながらのツアー以外は、原則として一般客の立ち入りを禁止しているという状況でございます。

一方、被災後には、専門家によります現地調査を通じてさまざまなアドバイスをいただき、昨年の豪雨災害を今後の防災や減災に活かすため、ジオパークはどうあるべきかという新たな課題に取り組む必要性を感じているところでございます。

また現在、桂川溪谷では、定点撮影を愛媛大学が行っておりまして、今後、大雨による増水などで変わっていく桂川溪谷の姿を継続撮影し、研究に用いられる予定でございます。市といたしましても、桂川溪谷における貴重な研究資料となることを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

今後の防災や減災に活かすということですが、災害後のジオパーク活動の変化を具体的にお伺い

いたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ジオパーク活動の変化についてのご質問でございますけれども、被災後、日本ジオパークネットワーク所属の専門家が現地調査に入ってくださいまして、今回の災害経験をジオパークの視点を加えた防災・減災に活用する仕組みづくりをともに考えていただきました。

その後、6月には、ジオの視点での防災・減災学習を進めるためのプレゼンテーション資料もほぼ完成をいたしまして、要請のある学校や地域に出向くことも可能な状況になってございます。7月1日には学校関係者が集まります西予市防災教育推進協議会、8月30日には公民館職員研修において報告をいたしまして、今後、いろいろな組織や団体向けに出前学習の機会をいただくようお願いをしたところでございます。

また、今月発行されます広報10月号には、市内での減災出前講座の募集記事を掲載しているところでございます。また、ことし10月には、復興支援課とともに名古屋市で開催されます「ぼうさいこくたい」というイベントに参加をいたしまして、西予市復興まちづくり計画やジオの視点での防災への取り組みについて、四国西予ジオパークから全国に向けて情報発信をする予定といたしております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

今ほどご答弁いただきました中に「ぼうさいこくたい」というものがありましたけれども、その概要を説明願います。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

「ぼうさいこくたい」でございますけれども、内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議が主催する国内最大級の総合防災イベントでございます。2016年より毎年実施をされておまして今回4回目になろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

次に、ジオパークの認定は4年に1度の審査があり、前回の平成29年に初めての再認定審査が行われましたが、その際の講評はどのようなものであったのか。よい点や改善点など改めてお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

再認定の講評とのご質問でございますけれども、ジオパークに認定された地域は、日本ジオパーク委員会によりまして、4年に一度行われる再審査によって、その適性或活動が定期的にチェックをされ、常にその品質と維持と向上が求められております。

本ジオパークでは、平成29年11月に現地審査が行われました。

課題とされた主なものにつきましては、地域に分散したジオパークの見どころを束ねるテーマとストーリーは構築されてはいるものの、関係者との共有が進んでないといった指摘ございました。

しかしながら、景観条例の制定やジオ認定ブランドの創設、学校と連携した教育活動、地域のデザイナーを登用したブランド戦略など、多くの先進的な取り組みが行われていること。ボトムアップを重視した組織の改編や手上げ方式によります地域への補助金制度などを創設して、住民主体のジオパーク活動を促進する動きがあることなどを高く評価いただいたところでございます。

平成29年に再認定となりましたのは、市民団体の活動や学校教育、ジオパーク推進協議会などによります積極的なジオパーク活動が評価されたものだと感謝をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

今ほどの結果を踏まえ、ジオパーク活動がどのように変化したのかお尋ねします。

**○議長**

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

日本ジオパーク委員会から提出をされました審査結果報告をもとに、今後解決すべき課題といたしまして、ストーリーや推進体制、サイトの保全、有形無形文化財遺産の活用、拠点施設の整備、ジオパーク活動への参加の広がりなどを15項目に整理をいたしました。

それをもとに、次回の審査までにどういったスケジュールで行うかを一覧表といたしました4年間のアクションプランを作成したものを日本ジオパーク委員会に提出し、それに基づいた行動を行っております。

具体的に申し上げますと、昨年度から座学とフィールドワークを交えて、さまざまな角度からジオパークについて学び考える講座、せいの自然と暮らしのカレッジを開催し、ジオパークに関心を持つ地域人材の育成やガイド養成を行っております。

また、四国西予ジオパーク推進協議会では、保全・教育・観光・物産といった4つの部会がそれぞれ定期的に開催され、各種事業の検討と推進を行っているところでございます。

具体的には、ジオブランド四国西予ジオの至宝やジオパーク応援店制度、ジオ学習のための教材づくり、ジオガイド認定制度など、ジオパークが市内で広がる仕組みづくりと推進を行っております。さらに、市内の学校でも積極的にジオ学習に取り組んでいただいております。ジオガイド組織や団体等の協力を得ながら出前講座やジオ体験学習を進めております。

こういった活動は地味であり、なかなか外に見えにくいもので、可能な限りジオパークのホームページやフェイスブックで、この活動報告を行うように心がけているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮久見子君。

### ○1番宇都宮久見子君

4年に一度の再認定ということで、次回の再認定まで残り2年とちょうど折り返しの時期となりましたが、この2年間の成果をお伺いします。

### ○議長

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

成果についてでございますけれども、このアクションプランの1年目に発生をしました豪雨災害によりまして、拠点施設の整備やジオサイトの拡充、第2次ジオパーク推進計画の策定など、先送りや遅延となったものもございます。

しかしながら、先ほどの答弁でもご紹介しましたとおり、昨年の豪雨災害を受けまして、この経験をジオパークの活動の中で、防災や減災に活かす取り組みを加えることで、ジオパーク活動をより身近に感じていただく市民が増えるのではないかとこのように感じているところでございます。

以上でございます。

### ○議長

宇都宮久見子君。

### ○1番宇都宮久見子君

現状の課題をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

### ○議長

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

現状の課題はというご質問でございますけれども、昨年度の豪雨災害以降、ジオツアー客が大幅に減少したことに伴いまして、ガイドの対応の回数も落ち込んでおります。特に、桂川溪谷では、実施していたガイドツアーが以前のようになるまでには、まだまだ時間がかかると思っておりますので、防災や減災といった視点でのジオツアーなどの可能性を探っている状況でございます。

また、ジオパーク認定後6年が経過し、出前講座の依頼や市民参加のジオツアーなども近年減少している傾向がございます。ジオの視点での防災・減災学習を加えた出前講座やジオツアーなどで、再度市民の皆様方がジオパークにも関心を持っていただけるような取り組みも進める必要があるというふうに感じているところでございます。

このようなことから、今年度は、以前に実施しておりました市民ジオツアー支援事業も復活をさせまして、上限5万円ではございますけれども、市民の皆様を対象にジオツアーに係る経費の2分の1を補助いたしますので、ぜひご活用いただけたらというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮久見子君。

**○1 番宇都宮久見子君**

支援事業が復活したということであれしく思います。もっと周知をお願いしたいと思えます。

次に、西予市にとって、観光面でもジオパークはかなめとなりますが、誘客数はどれくらいあるのかお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ご質問がございました誘客数でございますけれども、数値化できるものとしたしましては、ガイドの案内者数になると考えられます。

平成29年度につきましては1,814人となっておりますが、30年度につきましては、災害の影響を受けまして1,115人と激減しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1 番宇都宮久見子君**

では、令和3年に迎える再認定へ向けての取り組みをお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

再認定に向けての取り組みでございますけれども、4年に一度の再認定の審査は、前回の審査時に指摘されました問題点に対応できているかどうかをチェックされるのはもちろんでございますけれども、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとしてその地域に合ったやり方で、住民、行政、研究者などの関係者がともに考え続けているか。

また、活動に伴って明らかになっている問題点についてどのように対処し、解決に向けて具体的な努力をしているかという点が評価のポイントとなっております。

平成30年7月の豪雨災害を受けた本市におきましては、教育委員会とも連携をしながらジオパーク活動として、防災・減災教育に取り組むことも再認定に向けた重要な活動だと認識をしているところでございます。

現在策定中の第2次ジオパーク推進計画の中に、防災・減災への取り組みといった項目を新設

し、計画的かつ継続的に実施する予定でございます。平成27年度には、ジオパークがユネスコの正式プログラムとなってからは、SDGsを意識した活動がジオパークでも求められるようになってまいりました。17のゴールが設定されているSDGsの中の13番目には、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」という目標が掲げられていることから、この8月には、自然災害後の調査を日本ジオパークネットワークの専門家や周辺地域のジオパーク事務局員とともに、自然災害や災害時の対応、防災・減災教育の進め方について他の地域のジオパーク間で情報共有する取り組みも行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1 番宇都宮久見子君**

平成29年3月議会で、同じくジオパークについての一般質問をさせていただきました。

その際にも、一般社団法人西予市ジオサービス、SGSについての質問をいたしました際に、公共性の高い窓口業務を年間を通じて委託する仕組みであると答弁をいただきましたが、いまだにどのような組織でどのような役割なのかかわかりにくいので、改めてSGSの説明を求めます。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

SGSについてのご質問でございますけれども、このSGSにつきましては、一般社団法人西予ジオサービスという会社でございます。多くの方に四国西予ジオパークを総合的に楽しんでいただくことで、持続可能なまちづくりに貢献していくことを目的として、平成28年3月4日に設立をされまして、ジオパークの案内窓口について、平成28年4月1日から委託をしております。この会社の前身は、平成26年4月1日に発足をしました四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会であります。

これまでは、市役所まちづくり推進課ジオパーク推進室にて窓口業務を行ってございましたけれども、勤務時間内の窓口対応になるということから委託により夜間や休日等でもジオパーク全般に関するお客様対応を実施していただいております。

また、ジオガイドの手配に関しましてもSGSが行っておりますので、ジオツアーに関心を持っていただいた皆様への利便性が增大していると感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

ジオツアーとはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ジオツアーでございますけれども、残念ながら現在は、市民の皆様が自主企画で行っていただくジオツアーしかございません。募集型のツアーは現在のところ準備ができていないという状況でございます。

以上でございます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

平成29年の質問の際、SGSに着地型旅行商品の造成やジオガイド養成講座などを実施していただいていると答弁いただいていたのですが、募集型はないということで残念に思います。自主企画となるとハードルが高くなると思いますので、募集型ツアーがあれば参加しやすいのではないかと思います。今後、ご検討いただければと思います。

次に、SGSに対して行政はどのようにかかわっておられるのかお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

行政のかかわりについてのご質問でございますけれども、四国西予ジオパーク推進計画におきましても、策定の目的の中で、地域住民、調査・研究機関、行政及び民間団体等が協働で推進し、持続可能な社会の実現を目指すことといたしております。SGSに限らずジオパークを活用していただく事業者が今後も増加するよう、市としてさらなる支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

ジオパークを活用する事業者を増やすとのことでしたが、昨年度、ジオパーク応援店の募集がありました。市内にどれくらいの応援店があるのかお伺いします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

現在53店舗が登録をいただいているところでございます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

ではその53店舗の応援店はどのような活動をしているのかお尋ねいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

協力の点でございますけれどもポスターや応援店フラッグの掲示、またジオマップを配布いただいております。あわせてジオパークイベントの案内等を送り参加をいただいているという状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

ポスターやブルーの旗、ジオマップの配布やイベントの案内ということですが、それだけでは応援店というには少し弱いように思うのですが、今後どのような活動を推進していく予定かお伺いします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

今後の活動をどのように推進していきたいかというご質問でございますけれども、現在、補助事業の中に、ジオブランド推進事業というのがございまして、この事業はジオパークのロゴマークやネーミングを活用した地域特産品等の販売促進に係る経費やブランド化を図るための調査研究及び

開発等に係る経費となっております。

今後は、このジオの恵みであります地域の特産品を用いたレシピの開発など、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1 番宇都宮久見子君**

応援店としても、何かしたくてもなかなか行動しにくい部分もあると思いますので、せっかく応援店登録したお店が気軽に参加できるような仕組みづくりで、関係者との連携が進んでいくことを期待しています。

最後に、今後ジオパークの拠点施設となる建設予定のジオミュージアムの概要をお尋ねします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

建設予定のジオミュージアムの概要についてでございますが、まず、建設に至った背景についてからご説明をさせていただいたらと思います。

ジオパークの学習拠点施設として位置づけております西予市城川地質館は、平成4年に開館した施設でございますが、老朽化とともに、立地場所や展示内容も含め、さまざまな課題を抱え、ジオパーク認定時にも指摘を受け、移設を含めた施設の見直しが必要となりました。

また、支所に隣接する社会教育施設総合センターしろかわも昭和47年度に建設をされ、既に45年以上経過している建物であり、耐震性がなく、建物の長寿命化も難しく、さらに施設のバリアフリー化といった問題も残るといった状況にございました。

そこで、これらの施設を一体的に整備し、博物館の機能だけではなく、市民や来訪者等が交流できるジオパークの拠点施設として機能強化を図ることになりまして、平成29年10月に四国西予ジオミュージアム基本計画を策定し、それに基づき事業を進めてまいりました。

しかしながら、昨年7月豪雨で甚大な被害を受けた西予市では、まずは復旧・復興事業を優先することとなりまして、ジオミュージアム整備事業は2年先送りし、令和4年度にオープンさせる予定で準備を進めております。敷地につきまして

は、総合センターしろかわ取り壊し後の用地を予定いたしております。国道沿いにも位置して、周辺には城川支所を初め、ギャラリーしろかわや城川歴史民俗資料館、道の駅きなはい屋が隣接しているため、施設整備による相乗効果も期待されま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1 番宇都宮久見子君**

では次に、ジオミュージアムの展示物などの内容はどのように検討され、どのような施設になるのかお尋ねします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ジオミュージアムの展示の内容等についてでございますけれども、大学教員や博物館学芸員などの専門家と構成をいたします展示内容検討委員会を設置いたしまして、平成29年に実施した市内の中学生と保護者へのアンケートや市民へのパブリックコメントなどの意見も参考にしながら、魅力的でリピーターの多い施設にしたいと考えてございます。

展示におきましては、写真やグラフィック、映像などを用いてビジュアルでわかりやすい展示方法や遊びながら学べる展示構成とし、また、気軽に立ち寄り休憩でき、ジオツアーのための情報収集などに活用できるエリアを配置することで、単にミュージアム展示を楽しむだけではなく、コミュニティ施設としても機能する施設にしたいと考えております。

多目的に使える企画展示室を設け、西予の自然やジオパークに関連する特別展示の開催はもちろん、ステージを活用した地域イベントなども開催できることから、話題性・集客性を高める事業展開も可能になると思います。さらには、敷地内に屋外展示や簡易な実験・体験ができるスペースも確保して、施設と一体的な屋外の活用も行う予定でございます。

いずれにせよ、詳細な展示方法などにつきましては、予算措置がなされ、展示工事を行う事業者が決定した段階で、今後さらに詳細を詰めていくことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

すばらしいジオパーク拠点施設ができるよううれしく思いますが、あわせて、公共交通の結節点となる卯之町駅の駅舎や複合施設も新しくなるようですので、西予市の目玉となるジオパークとの連携をして、ますますの推進につなげていただきたいと思えます。

2つ目の骨髄等移植ドナーについての質問に移ります。

本年2月に競泳の池江璃花子選手19歳が白血病であることを公表されたことは記憶にも新しいことと思えます。日本骨髄バンクによると、2月の月間登録者は、前の月より約9,000人多い1万1662人で、その後も登録者数は増えているようです。同じ時期に、私自身も若くして白血病で亡くなった方の話を聞き、移植すれば助かったのかもしれないとつらい気持ちになりました。

そこでまず、西予市内の骨髄等ドナー登録者の人数をお尋ねします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

改めましておはようございます。

宇都宮議員からご質問のありました西予市民のドナー登録人数についてお答えをする前に、骨髄等移植について少しご説明をさせていただいたらと思えます。

議員もご存じのとおり、骨髄は赤血球や白血球、血小板など血液のもとをつくる大切な器官でございます。白血病や再生不良性貧血など血液の病気になると、正常に血液をつくることができなくなることから、患者の造血幹細胞を健康な方の造血幹細胞と入れかえて造血機能を回復させる治療が必要です。これを骨髄移植といい、同様なものに末梢血幹細胞移植もございます。

この健康な方の造血幹細胞は患者と適合する造血幹細胞を使う必要があることから、提供側の造血幹細胞を事前に検査し、備えておくドナー登録などの事業が、日本では1992年から骨髄バンク事業として開始され、多くの患者が救われているところでございます。

ご質問のありました西予市内におけるドナー登録人数は、令和元年7月末現在で101人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

西予市民がドナー登録をする場合はどのような方法があるのかお伺いします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

ドナー登録の方法についてお答えをいたします。

ドナー登録できる方の条件は、年齢が18歳以上54歳以下の健康な方で、骨髄、末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方、また、体重が男性45キログラム、女性40キログラム以上の方が登録の条件となります。

西予市民でドナー登録を希望される方は、まずは八幡浜保健所に登録希望日時を電話予約し、予約した日に八幡浜保健所へ出向いていただいた上で、担当者より説明を受け、血液を採血した後にドナー登録手続を行うことができます。八幡浜保健所でのドナー登録手続が行われるのは毎週月曜日となっており、先ほど申しましたように事前の電話予約が必要でございます。

また、市内等で実施しております献血においても、移動採血車での受付時にドナー希望を申し出ただけであれば登録手続を行うこともできます。

このほかに、県内では、大街道献血ルームは毎日、西条保健所が毎週月曜日、今治、宇和島の各保健所は毎週火曜日に受付を行っており、大街道献血ルーム及び各保健所でもドナー登録手続が行えます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

骨髄が一致した場合、ドナーとなる人の入院や通院、休業などに対する負担軽減はどのようなものがあるのかお尋ねします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

入院や通院、休業に対する負担軽減についてお答えをいたします。

実際にドナーとなった場合の入院や通院、休業に対する経済的補償についてのお尋ねと存じますが、骨髄等移植は通常3日から4日程度の入院が必要となります。この入院費は、骨髄等の提供を受けた相手方の保険から支払われますので、ドナーの負担は発生いたしません。この制度は善意に基づく骨髄、末梢血幹細胞の提供でございますので、ドナーが骨髄等を提供するために入院や通院の際に仕事を休まれても、日本骨髄バンクからの休業補償はありませんが、特別休暇制度を導入している官公庁や企業などもございます。自身が加入されている民間の医療保険の中には、仕事を休むことで収入が減るなどの負担をカバーする目的で、給付金を受け取ることができるものもございます。

また、ドナーの休業による経済的負担の軽減を図ることを目的に、助成制度を導入している自治体もございますが、西予市においては、ドナーの入院や通院、休業に対する助成制度は導入しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

市として助成制度がないということですが、県下の状況とその内容はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

県下の骨髄移植ドナー等助成制度の状況についてお答えをいたします。

現在、愛媛県内で骨髄移植ドナー等の助成制度を導入しているのは、20市町のうち8市でございます。

その制度内容はドナーの休業による経済的負担の軽減を目的とするもので、助成金につきましては、1回の提供で10万円を助成する場合や上限14万円として1日2万円を入院日数に乗じた費用を助成する場合、ドナー個人だけでなく、ドナーが就業している事業所にも休業補償を助成する場

合など、自治体によってさまざまでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

ドナー登録はもちろん善意のものではありますが、負担軽減やドナー登録啓発のためにも西予市も導入すべきではないかと思いますが理事者の考えを伺います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

西予市におけます助成制度導入についてお答えをいたします。

ここ数年で、県下においても骨髄バンクドナーに対する助成制度を導入する自治体が増え、愛媛県でも平成30年度に骨髄移植におけるドナー等助成事業補助金を制度化し、上限額が7万5000円ではございますが、県内の市町が助成した額の2分の1を補助しております。多くの患者が必要とする造血幹細胞の適合率を向上させるには、ドナー登録者を増やすことが不可欠であり、また、ドナー登録を希望される方が、いざドナーとなったときの社会的及び経済的負担を少なくし、ドナー登録への後押しをすることも必要と思われま

す。このことから本市におきましても、県下の市町の取り組みを参考にしながら、今年度中に骨髄移植ドナー支援のための助成制度の制度設計を行い、令和2年4月から実施できるよう検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

来年度から実施していただくと力強い答弁をいただき大変うれしく思いますが、西予市として、ドナー登録の推進や啓発等、発信方法をどのように考えているのかお尋ねします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

今後の推進、発信方法についてお答えをいたします。

骨髄バンク事業において、ドナー募集のための

普及啓発、広報や登録手続、検査用血液の採血などの取り組みは、愛媛県が主となり周知を進めておりますが、本市においても足並みをそろえ、引き続きドナー登録者募集のために、市のホームページや市の広報、パンフレットを活用した普及啓発を行い、ドナー登録の必要性や理解に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

重ねてにはなりますが、ドナー登録は善意のものであります。しかし、その善意で助かる命があります。今後、新しくできる負担軽減や支援も前面にアピールして、ドナー登録者が増えることを期待しています。

最後の質問に移ります。

10月1日から消費税が10%に引き上げられます。あと1カ月を切りましたが、軽減税率制度など混乱が起こらないか不安もあります。

そこで消費税率10%の引き上げと軽減税率8%に対する市内の商工業者への周知状況をお伺いします。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

令和元年10月1日からの消費税引き上げと同時に軽減税率制度が実施されます。社会保障と税の一体改革のもと、消費税率引き上げに伴い所得の低い方に配慮する観点から、酒類・外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結されている週2回以上発行される新聞を対象に消費税の軽減税率制度が実施をされます。

西予市におきましても、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起・下支えを目的としたプレミアム商品券を発行することとしており、6月上旬に、消費税率引き上げの周知及び商品券取扱店の募集を全商工会員、これまでの商品券取扱事業所へ郵送し、7月上旬に2回新聞折り込みも実施しております。

軽減税率制度につきましては、市ホームページでの周知、ポスターの掲示、チラシの配布、国による講習会やセミナー開催の支援を行っており

ところでございます。

以上、答弁といたします。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

軽減税率対策補助金制度でレジスター購入補助金がありますが、活用状況や市内対象事業者の把握はできておられるのか。それに加え、高齢事業者等へは、問い合わせ窓口や手助けが必要となってくるのではないかと考えますが理事者の考えを伺います。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

レジスター購入の補助金につきましては、8月7日現在で30件となっておりますが、昨日の愛媛新聞でもご承知のとおりレジの販売する会社ももう間に合わないというようなことになっておりまして、現実に10月1日にレジが導入できるかどうかいうところは不透明なところがございます。

それから、高齢者事業者への手助けが必要ではないかということでございますが、国が8月27日に補助金の支給要件を緩和すると発表したところであり、今後も引き続き西予市商工会などと協力をして、講習会の開催や申請者への支援を行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

宇都宮久見子君。

**○1番宇都宮久見子君**

商工会との連携もあり、講習会の開催や申請の支援も行っていただくということで少し安心しましたが、10月に入って以降もしばらく気軽に相談できる窓口などの対策をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時51分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、11番源正樹君。

源正樹君。

**○11番源正樹君**

おはようございます。議席番号11番源正樹で

す。

菊池議長より発言の許可を得ましたので、通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をさせていただきます。

本日も本当に多くの皆様に傍聴にお越しいただき心より感謝を申し上げます。

今回は、防災・減災についてと人口減少対策についてお尋ねをいたします。質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉の向上の一助となれば幸いに思います。

最初に、防災・減災についてお尋ねをいたします。

気象庁は、平成25年8月30日より特別警報の運用を開始しています。特別警報が対象とする現象は、1万8000人以上の死者、行方不明者を出した東日本大震災における大津波や我が国の観測史上最高の潮位を記録し5,000人以上の死者、行方不明者を出した伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした100人近い死者、行方不明者を出した平成23年の台風12号による大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、数十年に一度のこれまでに経験したことがないような重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、地元自治体の避難情報に従うなど適切な行動が求められます。

ことしも7月20日に長崎県の五島列島と対馬に、8月28日には佐賀県、長崎県、福岡県を対象として、いずれも大雨特別警報が発令されました。特に佐賀県では、河川氾濫により大きな被害が発生し、現在も懸命な復旧作業が続けられています。

また、南海トラフ地震の発生も予想されています。政府地震調査研究推進本部が公表している将来の地震発生の可能性は、地震の規模がマグニチュード8から9クラス、発生確率は、今後30年以内に70から80%、地震自体の平均発生間隔は88.2年とされています。昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震から既に72年超が経過しており、いつ地震が起きてもおかしくない状況であり、防災対策、減災対策が求められています。それには、ハード面、ソフト面、それぞれの整備が必要です。

そこで、防災・減災に係る諸課題について、個別・具体的にお尋ねをしたいと思います。

まず、災害発生時の保健医療についてお尋ねをいたします。

平成31年3月に策定されました西予市災害時保健医療救護活動要領により、災害発生時に必要に応じて救護所が設置されることとなりました。

この救護所について、設置基準や設置予定場所など、内容と設置することの意義についてお尋ねをいたします。

### ○議長

山岡医療介護部長。

### ○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

源議員のご質問についてお答えいたします。

源議員におかれましては、厚生常任委員会委員長、また西予市災害医療対策委員会委員としても、市民の立場にたった貴重なご提言をいただいているところでございます。7月16日に開催しました西予市災害医療対策委員会におきましても、市民は、救護所と避難所の区別がつきにくく、適切な周知が必要な点や大規模災害時に傷病者が市立病院に集中し機能が麻痺しないような対策が必要とご提言もいただいたところでございます。

議員のご質問にあります救護所の設置につきましては、西予市地域に大規模な災害が発生した場合に市民の生命、健康を守るため、西予市地域防災計画に基づき、市災害対策本部が発災時の地域の被災状況、傷病者の発生状況、医療従事者の状況等を勘案し、医療救護所の設置を決定することとしております。

救護所は、大災害などで同時に多数の患者が出たときに、傷病者の重症度により治療の優先度を決定するトリアージや軽症患者に対する応急処置を行うものとし、必要に応じ中等症・重症患者に対する収容を行わない初期救護医療に相当する応急処置等を行うこととしております。

また大規模災害発生の直後の混乱時に、救護病院へ傷病者が殺到することによる医療機能の混乱を防止することも目的の一つです。

設置箇所につきましては市内12カ所を予定しており、その内訳は、新明浜支所、俵津公民館、宇和中学校、宇和高等学校、野村中学校、惣川公民館、大野ヶ原小学校、しろかわ保育所、緑の交流館、三瓶中学校、旧下泊小学校、旧周木小学校としており、同要領において、配置医療機関及び看

護師配置職員についても定めております。

ただし、発災状況によりまして必要箇所には救護所を実際には設置するものとしております。大規模災害発生時において速やかに救護所を設置し対応できる体制を構築することは、市民の生命を守ることにとどまらず、被災者に安心を与えることになり大変意義深く、今後市が実施する防災訓練等とともに連携しまして、救護所の設置訓練も実施し、より実効性があるものにしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

源正樹君。

**○11番源正樹君**

それではちょっと何点か再質問をさせていただきますと思います。

専門用語というわけではないんですがこのたび新たに設置されるということで、ちょっと細かな語句についてお尋ねしたいんですけど、今の答弁の中に、救護病院へ傷病者が殺到することによる医療機能の混乱を防止することも目的の一つとありましたが、この救護病院というのはどの病院が該当されるのか。それと配置医療機関という言葉があったかと思いますが、この中に民間の医療機関も含まれるのでしょうか。その点について再質問いたします。

**○議長**

山岡医療介護部長。

**○山岡医療介護部長**

議員のほうから救護病院、また配置医療機関とはとのお尋ねにお答えをいたします。

まず、救護病院は、西予市立2病院、西予市民病院と野村病院、三瓶地域にあります医療法人立の三瓶病院の3病院でございます。

次に、配置医療機関とは、大規模災害発生時に市内に設置予定の最大12カ所の救護所に設置協力をいただく西予市医師会に加入されている市内17の民間医療機関で、災害の状況と必要に応じて、それに加えまして災害派遣医療チームDMATや災害支援ナースの要請も行い、適切な体制をとることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

源正樹君。

**○11番源正樹君**

今、救護病院ということで3つの病院の名前挙げていただきましたが、救護所というのは、恐らくは大規模震災を想定されて、今回設置を決められたというふうに感じております。やはり市民の皆さん、地震の場合倒壊もあるでしょうし、多数のけが人発生が予想されておりますので、こういったことの周知は本当に大事だと思いますし、民間の医療機関の協力なくしてこの救護所設置はできないだろうというふうに考えますので、その辺りの協力体制が今後一層進んでいけばいいなというふうに感じました。

もう1点、救護所の設置訓練を実施するとありました。設置できるかどうかとか、道路条件さまざま課題があるかと思いますが、訓練実施するというので、その時期や内容について決まっていることがありましたらお尋ねをしたいと思いません。お願いします。

**○議長**

山岡医療介護部長。

**○山岡医療介護部長**

議員から訓練についてのお尋ねについてお答えをいたします。

事前の訓練といたしまして、ちょうど週明けの9月9日に日赤から講師に来ていただきまして、救護所の設置運営、応急処置の対応等の訓練を職員、看護師等を対象に実施することとしております。職員も迅速な対応ができるよう今後も訓練を重ねながら、いつ来るかわからない災害に備えたいと思っております。

また今後は徐々に、訓練の対象を他の関係機関や団体などにも広げまして、実効性が上がるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

源正樹君。

**○11番源正樹君**

ちょうど訓練が実施されるということですが、恐らく8メートルのケースって、非常に実際どうなんかっていうのはわからない部分が多いと思いますが、これもやっぱり市民の皆様の安心・安全につながる大切な施策だと思いますので、今後とも進めていただきたいというふうに感じております。

それでは次の質問に移りたいと思います。

次に、乳児用の液体ミルクの備蓄についてお尋ねをしたいと思います。

国内メーカーが製造する乳児用液体ミルクの販売が平成31年3月に始まりました。乳児用液体ミルクとは、乳児に必要な栄養分を得られるように製造された調整乳状液のことです。製造時に滅菌処理されており常温で保存可能、海外では広く普及しています。国内メーカーが液体ミルクの製造に踏み切ったきっかけは、平成28年の熊本地震であると言われております。自然災害の現場では、ストレスで母乳が出なくなったり、清潔な水やお湯が手に入らず、ミルクをつくることはおろか哺乳瓶の洗浄もままならない事例が数多くあります。また、家族が離れ離れになってしまう事例もございます。こうした赤ちゃんのミルク確保が難しい状況に着目し開発をされたそうです。全国発売が3月11日であるのも東日本大震災に由来されるそうです。

全国の自治体では、東京都文京区、群馬県渋川市、大阪府箕面市が既に今年度当初予算で予算化され、現在備蓄が進められております。鳥取県では、県内全自治体で備蓄するとの方針が先月8月に定まり、順次備蓄品として導入を行われます。この方針では、現在、乳幼児の非常食として、市町村が備蓄している粉ミルクの2割相当を液体ミルクで備蓄し、あわせて、使い捨てできるような哺乳瓶等を備蓄し、来年令和2年6月ごろまでには全市町村で対応可能となるようです。

子育てしやすいまちとして選んでいただくために、災害に備え、乳児用液体ミルクを備蓄することは非常に重要ではないかと認識をしておりますが理事者の考えをお尋ねいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

ご質問にありました液体ミルクについてでございますけれども、議員からありましたとおり、ことし3月に日本でも店頭販売が開始されまして、紙パックやスチール缶を開けて哺乳瓶に移しかえるとすぐに授乳できるという手軽さから、子育て世代の負担軽減につながるほか、災害時の緊急物資として役立つと期待をされているところでございます。

しかし、この液体ミルクにつきましては賞味期限が1年間と非常に短く、行政備蓄としては適していないとの考えで購入の検討には至っていないという現状でございます。

現在、液体ミルクの保管場所を保育所等にし、賞味期限を迎える前にふだんの保育の中で使用するなどの備蓄方法を行っている自治体もあるというふうには伺っておりますが、現在当市におきましては、通常とアレルギー対応の粉ミルクを備蓄しておりますけれども、今後、液体ミルクの活用も含めて、ミルクの備蓄について検討を行ってまいりたいと考えております。

この液体ミルクは大手コンビニ等でも販売が開始されております。行政備蓄としてはまだまだ課題がありますけれども、家庭内での備蓄としては非常に効果的であると考えておりますので、今後、啓発等も行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

また検討いただけるとのことでしたので、他の自治体等の事例を参考にしながらまたよろしくお願いたします。

それでは続きまして、警戒レベルについてお尋ねをいたしたいと思います。

避難勧告等に関するガイドラインが、昨年の西日本豪雨災害を契機としまして、平成31年3月に改定され、住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示されました。この方針に従って、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることになっています。

これに対応するために、令和元年5月29日から気象庁が発表する各種警報がレベル化されております。この導入以降、避難勧告が市内においても数回にわたり発令されているかと思いますが、この警報レベルが市の避難勧告や避難指示等にどのように反映されているのかお尋ねをいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

ただいまご質問の中にございましたとおり、本年5月に国におけます「避難勧告等に関するガイドライン」が改定をされ、大雨や土砂災害などにより市が発令します避難情報が、これまでの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の文言だけではなく、警戒レベルに応じて5段階に分けることによって、住民によりわかりやすく伝えることとなりました。

警戒レベルは1から5までございますけれども、特に市民の皆様が気にとめていただきたいのがレベル3とレベル4になります。警戒レベル3が発令された場合は、高齢者など避難に時間がかかる方が避難を始めることとなります。そして、その他の方も避難する準備に取りかかります。警戒レベル4が発令された場合は、災害が発生する危険性が高まった地区の全員が避難を開始いたします。警戒レベル5では、既に災害が発生している状況になりますので、被害が発生する恐れが極めて高い状況である警戒レベル4の段階で、全ての方が避難を完了することを目指すこととなります。

当市といたしましては、国のガイドライン改訂後、このガイドラインに基づきまして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改定し、運用を行っているところでございます。

改定後、レベル4の避難勧告、避難指示の発令はございませんが、レベル3の避難準備・高齢者等避難開始につきましては6回発令をいたしております。発令の際には、避難情報発令の放送文、エリアメールの文面に警戒レベルの数字表記を用いる等反映を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

源正樹君。

### ○11番源正樹君

ただいまの答弁の中で、レベル4が発表された場合、対象地区の全住民に避難指示が出ると、避難しなさいと、直ちに避難せよということだったかと思いますが、その点で避難所の受け入れがどうなっているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

冒頭に述べた大規模地震発生の際には、住居が被災する可能性は非常に高く、数多くの方が避難

所に向かわれると想定されます。また、全員避難しろと言っても、避難所は受け入れ可能な人数に限りがございます。

全住民が避難対象となった場合、どのような形で対応されるのかお尋ねをいたします。

### ○議長

三好総務企画部長。

### ○三好総務企画部長

避難所の受け入れについてのご質問でございますけれども、この避難所の受け入れ可能人数には限りがあるがどのように対応するかというようなご質問であったかと思っておりますけれども、まず、市の指定します避難所選定の考え方につきましては、被災し、ご自宅での生活に支障が生じた方等が一定期間生活いただくことを想定いたしまして、公民館、学校等の公共施設を対象といたしております。

また、避難所開設につきましては、まず、避難準備・高齢者等避難開始の発令で、職員が常駐する公民館等を、その後、避難勧告・避難指示の発令に合わせて、小学校、中学校、高等学校等の収容規模の多い施設を順次開設することといたしており、避難後、状況が落ちついた段階で、ご自宅に被害が発生していない場合はご帰宅いただくこととなります。

仮に、ご自宅に被害があり帰宅できない場合は、一定期間避難所での生活をしていただくということとなります。

ご質問にあります全住民の避難につきましては、先ほどの質問にありましたレベル4の全員避難についての対応のことと思います。風水害時におけます全員避難に対する考え方につきましては、必ずしも居住者全員が避難するというものではなく、気象現象の状況に応じて土砂災害発生の危険性のある地域にお住まいの方、また、河川氾濫による危険性のある地域にお住まいの方で避難の必要がある方が対象ということとなります。避難情報、特にレベル4以上を発令する際には、どこの地区にどのような危険性があるかを加えて発令するということといたしております。

しかしながら、警戒レベルにつきましての運用は始まったばかりでございまして、今後も継続した防災啓発が必要であると考えております。

一方で、地震・津波等の大規模災害が発生し、

市民の大多数が避難する必要が生じた場合、人口が密集した地域におきましては、十分な避難所対応ができない可能性がありますし、避難所自体が被災する可能性も考えられます。その際は、市内の他の地域の避難所や市外への広域避難等で対応も検討するという事になるかと思っております。その際には、国・県との調整、協定締結自治体等の調整による対応も必要になると考えております。

市といたしましても、広域で災害特性の異なる西予市の現状を踏まえ、それぞれの地域で地域の災害特性に見合った地区防災計画策定の取り組みを今年度から大学等の有識者の支援も受けながら本格的に取り組むことといたしております。この取り組みにおいて、それぞれの地域で避難のあり方についても検討を行い、地域における自助・共助と公助が連携した地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

それではただいま施策区分の最後になります。最後に広報と周知についてお尋ねをいたします。

災害発生時には避難所や救護所の設置、救援物資の配布など、市民の皆様が必要となる情報を円滑に広報し周知する義務があります。特に、南海トラフ巨大地震の発生時には、津波が発生する可能性が極めて高く、緊急避難を呼びかける手段が必須であります。こういった大規模災害発生時には、停電や道路寸断など想定されますが、どのようにして広報、周知を行うかお尋ねいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議員ご質問のとおり、西予市はその地域の特性上、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した際は、道路・ライフラインが寸断される可能性が高く、昨年の豪雨災害時でもこのような状態が発生をいたしております。

西予市におけます災害時の情報伝達手段といたしましては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機を主要な伝達手段といたしまして構築をいたしており、情報伝達の多重化としてエ

リアメールの活用、孤立想定地区への衛星携帯電話等の配備を行っております。

防災行政無線につきましては、停電時でも使えるように屋外拡声子局につきましては72時間対応できる蓄電池を、戸別受信機につきましては乾電池での対応ができるようになっております。

しかし、復旧まで時間を要する場合もあるため、完全に対応できるとは限りません。このような状況が発生した場合、行政から発信する情報が途絶することも考えられます。行政機関や各種機関において早期復旧に向けた取り組みを行うことは当然ですが、情報の途絶の際、情報が入らない中での地域での対応、そのようなことも想定した訓練など、平常時に情報入手・伝達手段につきましても自主防災組織等を中心に地域において話し合っていたきたいと考えております。

また、各ご家庭におきましても、ラジオ等の情報入手手段の確保など、行政からの情報提供を待つだけではなく、入手手段につきましても家庭内備蓄の一環としてご検討いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

それでは、次の施策区分であります人口減少対策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、西予市人口ビジョンについてお尋ねをいたします。

人口減少という根本的課題に対応できる政策を検討し実施するために、平成28年3月に西予市人口ビジョンが策定されています。令和元年7月31日の西予市の人口は3万7546人ですが、この人口ビジョンにおける2020年、来年の基準値は3万7391人であり、非常に速いスピードで減少が進んでいることが鑑みられます。

まずはこのことについてどのように認識されているのか、これをお尋ねしたいと思います。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

人口推計と現状についてのご質問でございますけれども、人口の首都圏への一極集中、地方の人口減少問題につきましては、国も大きな課題と位

置づけており、平成30年の国の人口推計では、西予市の人口は2040年には最大40%の減少が予想され、社会情勢の変化に応じた施策の展開が求められているところでございます。

西予市では、今後目指すべき将来の方向を提示する西予市人口ビジョン及び、これを実現するため、今後5カ年の目標や施策、基本的な方向を提示する「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定をいたしております。西予市人口ビジョンは、2010年から2060年までの50年間の人口推移を5年ごとに予測しており、直近の予測値である2020年の基準予測人口は3万7391人としております。この予測に対して令和元年8月末の西予市の人口は、住民基本台帳に基づきますと3万7507人となり、若干ではありますが、予想を上回るペースで人口減少が進んでいると捉えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

それでは人口減少に関して、移住定住対策についてお尋ねをしたいと思います。

これに対応するため、全国各自治体が移住定住政策に取り組まれています。地方圏から東京圏への転出超過は、いまだ年間10万人以上の規模で続き、東京一極集中が続いています。

地域力の維持、強化を図るためには、地域づくりの担い手の育成確保が大きな課題の一つです。このためにも、都市部からの移住定住を促進する必要があります。

そこでまず、西予市において、移住定住の実績はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

移住定住の実績についてのご質問でございますけれども、国では、令和元年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2019」におきまして、引き続き地方への移住推進を掲げ、多くの地方の自治体が移住定住促進に対し精力的に施策を展開しているところでございます。

当市におきましても、国・県等の動きに呼応し

ながら、移住定住対策として各種取り組みを実践しているところでございます。

その実績といたしまして、平成29年度は31世帯40人、平成30年度は36世帯48人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

昨年4月に移住定住サイトもできましてさまざま形で取り組まれていると思います。

現在、移住定住を促進するためにどのような取り組みをされているのかお尋ねをします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

現在の取り組みといたしましては、情報発信や交流機会の充実、住まいや仕事の支援、暮らしの相談など、移住希望者が移住定住までのプロセスに応じたバランスのとれた支援を行っており、これらの移住支援が直接移住に結びついたケースも見られるようになってきたところでございます。

具体的には、平成29年度に移住定住ポータルサイトを構築し、移住に関するさまざまなイベント情報発信や制度紹介を行っているほか、西予市移住者等仕事情報紹介制度により申請のあった市内事業所の情報発信や市内空き家情報提供制度に登録のあった空き家情報の情報発信など、移住者にとって最も重要な決断の要素となる住まいと仕事の情報発信を行っているところでございます。

そのほかにも、明浜町狩江地区には狩浜移住交流体験住宅の整備や市内事業所のご協力のもと、移住交流インターンシップ事業を実施し、実際の西予市暮らしを体験していただく取り組みも行っております。

補助金制度といたしましては、愛媛県との連携事業として移住者住宅改修支援事業補助金制度を設けまして、移住者の住まいの確保に向けた支援を行っております。

また、地域おこし協力隊制度を活用した西予市版田舎で働き隊制度は、西予市独自の取り組みでございまして、地域づくり組織が具体的な移住者像を考え、呼び込む手段として、他の自治体からも注目を受けているところでございます。

これらの制度につきましては、移住定住ポータルサイトによる情報発信のみでなく、県外で開催されます移住フェアに参加をし、移住を希望される方へ対面での制度の紹介や西予市のPRを行っているところでございます。

特に今年度は、持続可能な移住交流促進の体制を整備するため、かねてから懸案となっておりました市民や事業所などから構成する西予市移住交流促進協議会を発足させるとともに、移住交流促進の関連事業を担う中間支援組織を育成するため、現在、その準備会議を開催し設立に向けた検討を市民の代表者を交えて進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

移住定住を促進するためにはやっぱり西予市の魅力をいかに発信していくかということが重要と考えます。

それに関連することにはなりますが、次の関係人口についての質問になるんですけども、交流人口の拡大という局面から関係人口の拡大へと国の政策自体が変化をしてくれております。関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない地域と多様にかかわる人々を指す言葉だとされております。

西予市にとどまらず、全国の地方圏に属する自治体は、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。昨年の速報値を見ると県内で人口が増えたのは東温市、松前町でございました。地域によっては、若年層を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待をされています。

今後、関係人口の拡大にどのように取り組まれるのかお尋ねをいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

関係人口について、当市の取り組みについてのご質問でございますけれども、関係人口とは地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するために、定住に至らないものの特定の地域

に継続的に多様な形でかかわる人口のことを指します。ここ近年、総務省におきましても、これからの移住・交流施策のあり方として、この関係人口の拡大・創出のモデル事業が展開をされておきまして、内閣府におきましても、まち・ひと・しごと創生総合基本方針の一つとして、関係人口の取り組みが掲げられていることから、西予市におきましても関係人口が人口減少対策及び地域づくりに貢献する存在になるものと期待をし取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、その地域に興味やかかわりを持った人々が人手不足に悩む地域のお祭りや行事に参加し、その地域になじみ、最終的に移住につながることを期待いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

私も具体的なアイデアがあるわけではないんですが、関係人口と考えるときが一番思いつくのはやっぱり地元の出身者であるのかなというふうに感じます。例えば高校の同窓会が関東であったり大阪であったりとか、5町のそれぞれの集まりがあるように聞いておりますが、ぜひ1回そういった方が、全員というのはなかなか難しいかもしれませんが、代表者なりとか、そういった方々が一度集まれるような機会とかあると、今後関係人口の拡大には非常につながっていくのではないかなというふうに考えておりますし、社会動態を見るとやっぱり市内から出て行くのは松山市がいまだに一番多いという現実もあると思います。松山にも西予市ご出身の方本当にたくさんいらっしゃるので、そのあたりの関係人口、遠いところじゃなくて本当に出身者が何かこう集えるような仕組みができないかなというふうに今、答弁をお聞きして思いました。余談にはなりませんがありません。

次に、同じ関係人口についてでシティプロモーションということについてお尋ねをしたいと思います。

地方活性化を進めるために、各自治体はさまざまな戦略を実施、検討しています。地元の特産品をアピールしたり、うちでしたらせい坊、地元のマスコットとしてゆるキャラをつくったりして、

地元地域を宣伝していくことはよく知られております。

シティプロモーションとは、このような自治体ごとの営業活動を総称して呼ぶ言葉です。近年、地域の魅力を探し出しイメージとして確立させることが地方活性化の秘訣になっていると言われております。地域の魅力を多くの方に知ってもらうためには、自治体が営業することが必要ではないでしょうか。

今までやっぱり営業という考え方は従来の自治体にはなじみがないかと思いますが、今では、県内でもシティプロモーション課という部署を設けている自治体もございます。地域を効果的に活性化させるためには、地元の魅力を売り込む営業活動であるシティプロモーションが重要なかぎを握ると考えます。

愛媛県内では西条市が平成30年3月に西条市シティプロモーション戦略を策定されております。知名度、都市イメージの向上を通じた移住、定住、交流、関係人口の獲得を目指し、選ばれるまち西条の実現に向け、基本となるコンセプトやターゲットの指針を定められております。シティプロモーションの展開に統一性や一貫性を持たせ、ターゲットに対する発信力、求心力を強化するため、西条市らしさ、西条市の魅力を実現するキャッチフレーズ、ロゴマークを多くの市民の皆様の参加と協力で策定されたと伺っております。

西予市の魅力を広く発信するためには、市全体を網羅し、包括的に広報するシティプロモーションの考えと取り組みが必要と考えます。これについて理事者の考えをお尋ねいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

シティプロモーションについてのお尋ねでございますが、当市におきましては、ジオパークを担い棒といたしまして対外的なPR等を行っているところではございますけれども、市の魅力をブランド化し包括的にシティプロモーションとして展開するにはまだいたっておりません。

そこで、シティプロモーションの目的の一つとして、地域住民に地元愛を持ってもらうということが挙げられますが、市民の皆様が自分たちの地域のみならず、市内全域のことを知る機会を増や

し、市内での交流人口を増加させることで、地元愛の醸成を行い、それによって、SNSなどの媒体を通じ、市民自らが西予市を自慢し、その魅力を発信していけるような状況をつくり上げていく必要があるかと思っております。

行政が幅広くPRを行うことにつきましては、予算や公平性の観点から限界がございますが、飲食店や特産品の情報など、市民の皆様方がPRしていただくことには限界はございません。

また、市の広報紙では、特集により市内で活動されているさまざまな団体や地域の特色ある特産品、イベントなどを紹介し、市民の皆様へ地元のことをもっと知っていただくための情報発信を行っております。

今後は、対外的なPRはもちろんのこと、市内の交流人口を増加させ、市民の皆様とともにシティプロモーションを展開してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

それでは最後になりますが、この持続可能なまちづくりについて最後お尋ねをしたいと思えます。

今人口減少についてお尋ねをしてみました。日本全体の総人口も8年連続で減少しております。西予市の人口も合併以来一貫して減少しております。

こういったさまざまな施策で減少速度を緩やかにすることは可能でも、減少すること自体は避けて通れないと考えます。

今後は、人口減少を緩やかにしていくことに最大限取り組むと同時に、減少することを見越し、それを前提としたまちづくりが必要であると考えますが理事者の考えをお尋ねいたします。

#### ○議長

管家市長。

#### ○管家市長

ただいま源市議から、人口減少を前提としたまちづくりについてどのように考えるかというご質問がありました。

議員が言われるように、我が国の人口、令和元年7月1日現在で1億2622万人という数字でござ

いまして、平成21年が人口のピークでありまして、その時と比べて200万人程度人口が減っております。本市におきましても、平成16年の合併以来約1万人の減少という数字はもう皆さんご承知のとおりであります。人口減少が続けているという現状がございます。少子化等を起因とした人口現象はなかなか下げられないという現状がございます。

国、そして地方が協力いたしまして、平成27年から本年の令和元年度を推進期間とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、この大きな社会問題に対して、克服に向けた政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示し、推進を今、現在進めているところでございます。

本市のことを考えてみますと、やはりこの人口減少及び人口構造の変化によりまして、まず集落の存続、消滅も含めたそういう問題、そして社会保障費の増加、それに反比例しまして税收の減少による財政収支の悪化等、さまざまな分野での影響を受けるということは必至であります。

これらの状況に対応するため、現在、市政懇談会で説明させていただいております小規模多機能自治の推進、三セクの改革、また、外国人の雇用促進、そして愛媛大学地域協働センターの誘致など、既存の価値観や前例にとらわれず、チャレンジ精神を持って各種分野において独創的で質の高い政策を推進し、人口減少に対応することができるまちづくりを私は進めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

源正樹君。

#### ○11番源正樹君

るるにわたり質問させていただきましたが、最後によく2040年日本全体が大変になるというのが、いわゆる消滅可能性都市の話であったと思うんですけど、鑑みてみると、そのときに、2040年日本全体で想定される高齢化率がたった35.3%、当市の場合は、ことしの8月31日時点、先ほど見ましたら既にもう42.5%あります。これ逆に考えると、我がまちってというのは日本全体の非常に先進的に進んでいる部分があると思いますし、我が市が今市長がおっしゃられたように、チャレンジ

精神をもって新たな独創的な取り組みを進めていくことが、もしかしたら本当の先進事例につながるんじゃないかという感じで最後の市長の答弁を聞かせていただきました。

行政だけでなく市民の皆様とともに力強いまちづくりが進むことを私自身も尽力することをお誓い申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

#### ○議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時56分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

次に、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

#### ○議長

日程第2、議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第134号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

議案第133号の明浜観光施設の件についてお伺いをいたします。

行政報告会の説明会の中で、今回新しくできる施設の入浴施設が今までと同じように塩風呂であるというふうなことをお聞きいたしました。過去の塩風呂運営の中で、海水による故障、そのための修理の維持管理費が増大することによる経営圧迫という現状がございました。今回、今市も取り組んでおりますけれども、三セクの改革という点、また、新たな指定管理者が経営の足かせにならないような対策ができていますのかどうか、1点お伺いをいたします。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

お尋ねの指定管理者に対する配慮でございますが、協議会の中でも申し上げましたように、今ま

でどおり塩風呂とすることが決まっておるわけですが、今回の補正で上げさせていただいておりますように、今までの上の今ある塩風呂に向いての配管を利用して、今回の建設をする手だてもあったわけですが、今回は、やっぱり新しい施設を修理が必要でない、せめて10年ぐらいは修理が必要でないですよというような配管にしたという考えで、補正予算を2000万近く組まさせていただきますし、今回の塩風呂にするのかそれとも真水にするのかという部分につきましては、相当専門の設計屋さんや今まで修理に当たってくれた業者にも確認をしながらやってきました。今まで多かったのが塩を使うので、海水なので故障が多いということもありましたが、明浜独特の石灰岩の地下水を使っていたという部分も修理に物すごくお金がかかっていたというのも分析した結果出ましたので、今回は、真水は上水道、それと海水はなるだけ近くで配管できるように新しい配管をさせていただきます、施設を開館できるように今準備をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

ほかにありませんか。

14番中村敬治君。

#### ○14番中村敬治

議案の132号と133号それぞれ関連がありますので順番にお尋ねいたします。

132号は、三瓶の授産場跡地にできるということで全くの新規施設ということであるようですが、133号は現存の施設を大規模改築するというような内容ですので若干似てはおりますけれども違うんじゃないかと思っておりますので、まず132号からお尋ねしますが、この条例による施設は三瓶町の津布理ということが条例の中にありますが、4条の中で、これは指定管理者による管理をやっていくというようなことが規定されておりまして、継続費が総事業費2億3000万弱ということを中心として3月の補正予算で説明を伺っております。その中で、地方創生拠点施設整備事業補助金ということで、国から補助金が2分の1いただけるというようなことで、今回せいよチャレンジ・スペース事業として補正予算の中にも計上されております。

このようなことで、施設の管理を委託する

ということで、今の西予市の指定管理施設の委託料を見ますと、年間、ことしで1億8000万に上る当初予算の委託料を計上されておりました、施設としては37施設あって、そのうち支援をしておるのが25施設と、ことしは被災をして乙亥会館が休んでおりますから1つ減になっておりますけれども、支援してないところが12施設ということで、市からの支援が莫大な金額と、そして数に上っておるわけです。

ですから、こういうことを考えますと新たにこういう指定管理施設を設けるというようなことにこれつながっていくわけですがけれども、市としましてはこういうことではいけないということで西予市の公共施設等総合管理計画というようなものも作られまして、市の保有施設を総量縮減ということに取り組みまれているわけです。

また議会としてもことしの6月18日から、私はメンバーに入っていないんですけれども、西予市指定管理施設調査検討特別委員会という委員会が議員9名でスタートしております。

そういうような中で、今後市の財政負担とならないような形で管理運営していただきたいわけです。独立採算がとれるような体制をどう構築されていくのか、その見通しについてお伺いしたいと思います。

以上です。また133号についてはその答弁を伺ってから質問させていただきたいと思っております。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井福祉事務所長

福祉事務所長として中村議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

今回整備する施設につきましては、就労及び健康づくりと交流の場を提供して、地域の相互扶助によりまして、誰もが活躍できる地域共生社会の拠点施設を目指しております。施設の運営に関しましては、議員ご指摘のとおり、市直営ではなくて指定管理者による運営としておりまして、3月の行政報告会で市長からも申しましたように、指定管理料のないように運営をしてみたいと考えております。

この条例が本会議においてご承認いただいた後に、指定管理者の公募を行いまして、審査会を経て、指定管理者として決定した事業者と詳細な運

営について協議を行ってまいりますので、現時点での市の考えを質問のお答えとさせていただいたらと思います。

現在、市では、議員のおっしゃるとおり、第三セクターや指定管理者における改革に取り組んでおります。今後、指定管理施設となるこの施設の運営につきましても、施設利用者や安定した収益を持続的に確保することが重要になってまいります。

今回、計画の一部を変更いたしましたして、作業スペースにおいてパンを製造するためのスペースを設け、パン製造に必要な備品購入に係る補正予算を計上いたしました。

これは三瓶町に唯一営業されていまして製パン業者が事業主の高齢化によりまして、本年4月に廃業されたことによりまして、市内の保育所等へのパンの支給ができない状態、状況と今なっております。この施設でパンの製造を行うことで、確実な販路を確保することができ、安定的な収入とパン製造の技術を取得した障がい者の方々の雇用を見込むこともできると考えております。

また、地元ならではの物産を加工して販売することも現在考えております。さらに、運動器具やボルダリングを設置しまして、多くの方に楽しんでいただくことで、交流人口を図りその使用料金を収入の一つとして期待しているところでございます。

指定管理者が決定した後は、指定管理者の裁量においてさまざまな取り組みがなされてまいります。指定管理料の必要のない安定した経営を行うには、市と指定管理者が知恵を絞出すことはもちろんでございますが、まずは、地域の方々が、この施設を西予市、特に三瓶町の地域共生社会の拠点施設として、さまざまな活動に利用していただき、皆さんで盛り上げていただくことが最も重要ではないかと考えております。

中村議員を初め、市議会議員の皆様におかれましてはこのせいよチャレンジ・スペースが市民にとって、地域共生型交流拠点施設となりますよう今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。ご回答とさせていただいたらと思います。

#### ○議長

中村敬治君。

#### ○14番中村敬治

それでは132号につきましては、藤井部長からしっかりとした答弁をいただきましたので、しっかりとこれから継続して新しい事業でございますので、独立採算が可能となるようにしっかりと頑張っていたらと期待しております。

それでは議案の133号についてでございますが、これも内容を見ますと、第4条に指定管理をしますよということでございますが、これは明浜町大早津での既存施設の大幅改修ということで、名称がジオリゾート整備事業ということで今回の補正予算の中にも名称が上がってきております。それで、顧みますとことし3月に総事業費4億円ぐらいで、国の2分の1の補助でやりたいということで急遽スタートしたように記憶しております。私もジオパークを活用して、交流人口の拡大などを図って、地元の雇用の拡大や特産品の販売など、これは地域活性化に直結するような事業でございますので、大変大切な事業ではないかと思っております。やはりこういう明浜の大早津の風光明媚なところで、のんびりとリラックスしながら、この場所がリゾートに大変ふさわしいところではないかとも思っているところでございます。

しかし、この条例の4条にありますように指定管理者は引き続いて、あけはまシーサイドサンパーク株式会社が管理運営していくということになりますと、今までの明浜オートキャンプ場、そして明浜塩風呂、明浜民宿故郷、明浜ふるさと創生館とこの4つの施設を委託されておるんですが、この直近の5年間でも毎年1830万の管理委託料を払われております。こういうような状態が相当前から100%出資の市の出資法人でございます、3000万円市は出資してあけはまシーサイドサンパークというのを平成13年に設立して委託しとるわけですが、この会社が引き続いてやると、まだ、なかなかこういう実態で独立採算がとれないという中で、その原因はさまざまなものがあるんじゃないかと私も推察するわけですが、城川町では三滝ロッジなんかは、これ立派な施設ですけども、かれこれ前から誰も引き受け手がないと、もったいない話でございます。そして宝泉坊ロッジでもなかなかうまくいかないで毎年158万1000円管理委託料を市から出しております。

また明浜の民宿故郷、今回取り壊しをされますけれども、ここの宿泊施設、食事をするところでもあります。毎年340万ほど出しております。ですからこういうような実態を踏まえたときに、これらの教訓が今後どう生かされて、今後それらを生かしてどう取り組まれるのか、つくったものが、また休止とかいうようなことになって、市民にはそれでは説明がつかないんじゃないかと思っております。

独立採算に向けての今後の取り組み方針、新たなリニューアルに基づく立派な施設ですので、しっかり頑張ってくださいと思っておりますがその方針をお伺いいたします。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

中村議員のお尋ねにお答えをしたいと思いません。

まず、今回の施設を新築するという前に、昨年度から、このあけはまシーサイドについては、観光施設の中でも一番問題児というか、一番お金がかかっていたという部分で、明浜支所と、そして経済振興課と、本庁と支所が手を組みまして一生懸命復活するような形で、儲けれる、儲けれるとか市に迷惑のかからない施設になるように一生懸命取り組んで来ておったところでございます。

その中で、やはり今までの経営の仕方ではなかなかうまくいかんのではないかとというようなところで、今1次産業で大変活躍をしておられます無茶々園の天津社長に社長就任を要請いたしまして、なかなか難産ではございましたが引き受けていただきまして、まさしく改革を進めていたときに、この地方創生の補助金によって4億円ぐらいを上限に2億円ぐらいの補助金があるよという話がありまして、この施設に着手したところです。

ちょうど国も繰越事業によりまして物すごく早く申請を出しなさいというようなことで一生懸命まちづくり推進課の子が、確か正月も返上で申請書をつくってくれたと思うんですけど。そういうふうなことで進んできた施設でございます。

その中で、経営のプロとしての天津社長の手腕を期待していたところでございますが、中身を見ただけですと、やっぱり経営陣を一新しなく

てはいけない。それと職員の教育を徹底しなくてはならない、それからコスト削減を徹底するというようなことでずっと今現在もしていただいているところでございます。

そして、今回の施設は、塩風呂と故郷民宿あたりが離れておりましたが今回は一体化することで、従業員の持ち回るスペースも狭くなりますので、そういう意味では1人でも2人でも従業員が要らなくなるというようなコンパクトな施設で最大限の削減をして、この施設を運営するというようなことで今頑張ってくださいと思っておりますし、また、そこの部分で例えば2、300万、400万ほどの赤字が出た場合にでも、天津社長はオレンジジュースを販売するプロでございます。今も残ってあった在庫を既に処分をいただいておりますし、黒字に転じてくると思いますので、その辺でカバーもしていただきながら、今回の施設はうまくいく、運営をしていただくもんだと信じております。

ある意味大切な、今までも大切な施設ではございましたが、経営的には、本当に失敗した施設であるのはもう間違いないと思いますが、今回は夢と希望を持った施設として生まれ変わるように施設の従業員もみんな頑張ってくださいと思っておりますし、皆さんも期待をいただいで、大いに利用していただくというようなことで応援をしていただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

中村敬治君。

#### ○14番中村敬治

ありがとうございました。

今やはりあそこは三滝ロッジとおんなじように、非常に交通の不便なところに立地しておりますのでございますが、先ほど説明ありましたように、従業員の意欲向上と、そして地域の方々のしっかりとご支援を期待しながら、軌道に乗れることを期待しておりますので頑張ってください。

よろしく申し上げます。

#### ○議長

ほかにございませんか。

17番小野正昭君。

**○17番小野正昭君**

議案第134号についてお伺いをします。長くなったらごめんなさい。

この件については先の一般質問並びにこの後我々の勉強会でありますけれども、対象者の身分に関することやら市民の方々は大変なんのことがよくわかりませんので、3点ほど質問をさせていただきます。

これは平成29年5月17日に29年度の法律29号で公布をされたと認識をしておりますけど、まず1点目に、令和2年4月1日より施行されますけれども、今後の方法、対象者のどういうふうなことで周知をされるのか、またそのスケジュールについて、さらに、4月1日よりの対象人員は何名ぐらいになるのかまずお聞きをしたいと思います。

**○議長**

山住総務課長。

**○山住総務課長**

小野議員からのご質問につきまして私から答弁させていただきます。

まず、今後の予定でございますけれども、現在各課からの来年度に向けての任用の要求を取りまとめさせていただいております。今月末には各課とのヒアリングをしまして、来年度必要となる人員数については、確認調整を行う予定といたしております。

なお、この募集の手續等につきましては、11月以降から対象となる職員の方への周知等を行いまして、年末、年明けにかけまして試験、また、採用の決定等を行う予定といたしております。

以上でございます。

**○議長**

小野正昭君。

**○17番小野正昭君**

この件は行政の効率化もさることながら、臨時職・嘱託職員に対しては身分のことですので、遺漏のないような対応をしていただきたいなと思います。

それで2点目ですけれども令和2年6月の期末手当は適用されるのかどうか。もしその対象人員で適用される場合はその条件その人員はどの程度になるのかお伺いをします。

**○議長**

山住総務課長。

**○山住総務課長**

来年、令和2年6月1日に会計年度任用職員として任用されていた職員につきましては、そのときの勤務条件によりまして期末手当を支給することといたしております。

ただし、人数等につきましては先ほど申しあげましたとおり、来年度の採用計画については今後詰めていくところという予定としておりますので、具体的な数字については今のところ把握できておりません。そのあたりにつきましては、機会がありましたらまたお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長**

小野正昭君。

**○17番小野正昭君**

最後の質問になります。

今の山住課長の答弁では人員等がはっきりしてないので、詳しい数字はわからないという答弁でしたけれども。ざっくり、この条例が改正されることによって、2款1項の4節と7節はこれ賃金と福利厚生だと思うんですが、それとあわせて、退職金の支給を合わせた総額はどのぐらいになるのかお伺いをします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま総務課長が申しましたとおり、これからヒアリングをして、実際の人数を確定していきますが、今の状態で移行した場合については、その人件費相当分は約2億というふうに見込んでおります。

以上でございます。

**○議長**

ほかにございませんか。

21番酒井宇之吉君。

**○21番酒井宇之吉君**

傍聴に来ていただいた方から元気を出してやりなさいよという言葉がありましたので、元気を出して質問をさせていただきます。

今回134号でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入ということでございま

すが、この背景につきまして、時代背景、働き方改革だとか、最低賃金だとか、いろんな問題があると思いますが、その背景について認識してあるところを説明願いたいと思います。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ただいまの酒井議員のご質問にお答えしたいと思います。

この件に関しましては加藤議員の一般質問にも一部触れさせていただいておりますけれども、現状の臨時・非常勤職員の任用につきましては任用根拠が曖昧であったりとか、自治体によりましては制度の趣旨に合わないような任用が行われていたりとか、また労働者性が高いものに対する処遇上の問題、例えば、給料でありますとか、給料の支払科目でありますとか、期末手当の不支給など、こういったことが全国的に指摘をされておりました。

今回の法改正でございますけれども、この制度の趣旨といたしましては、ご案内のとおり、地方公共団体におけます行政需要、本当に私も経験しておりますけれども合併後、かなりの事務事業が増えている状況がございます。そういった需要の多様化等に対応しまして、公務の能率的かつ適正な運営を推進するためには、現在の臨時・非常勤職員についての処遇の改善、また職に応じた適正な任用の確保が必要になってこようかと思っております。

そういったことも背景でございますし、会計年度任用職員制度の明確化を図ることが背景にあると理解をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

酒井宇之吉君。

**○21番酒井宇之吉君**

この背景につきまして、国の背景といいますかそういうものにつきましてちょっと私なりで。これは働き方改革が国で非常になされておまして、それによって最低賃金も変わっておりますし、最低賃金多分今度は愛媛県は790円になると思います。そうして東京都とははや200円以上違うようになってまいります。そういうことを是正したり、いろんなことを是正するためにこのよう

な制度を設けたというように解釈しておりますが、先ほどから質問がありましたように、人権の人の問題でございますので、なかなか難しいところがあったというふうに解釈いたしております。

しかし、私が思いますのは、この平成の大合併から実際は、地方分権の門戸で事業量がどんどん増えている。そして、合併後、人口減少、少子高齢化の中で、住民サービスは今までどおりしなければいけない。そして地方自治体としては、事業量の増大、そして県・国のそういう分権の仕事が多くなっている。そして市民のほうは、職員を減らせ、そういう言い方をします。実際減ってないと思います、実質。正規職員は減らしたようになっているけれども、今度制度に入る臨時職員、嘱託職員は増えていると、このような形の現状になっている。

考えてみますと、合併のときに議員は78名いたんですよ。それが議員は、現在21名、次期からは18名、議会改革はしっかりとやとるんです。その中で、このような制度が設けられるということは、今度は権利はできますけれども、責任と義務が生まれてきます。

この中でお尋ねいたしますけれども、職員数の推移については、昨日の加藤議員の一般質問の中でもありましたけれども、20時間を超えたとか、そして雇用保険がかけられたとかということ、まことに申しわけないんですけれども、合併前と少し比べて、ひとつ説明願います。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

非正規職員の人数でございますけれども、週20時間以上の勤務の雇用保険に加入している職員の数でございますけれども、平成17年に410名、それが平成31年におきましては526名ということで116名増加しております。

以上でございます。

**○議長**

酒井宇之吉君。

**○21番酒井宇之吉君**

人口減少の中で、合併後、事業量の多くなっているのは、災害だとか、いろんなことでわかります。

そして、今回の制度に適用される人数が116名

も増えております。これらについて、今回の制度を利用して、議会もそうでしたから、数よりも質に転換していく方法をいかに考えておるか、そして議会は身を切る思いで、やっぱり78名、次は34名、次は24名減らしてきて、来期から18名まで減らします。そして住民の意向、そういう意見を行政につなぐ役がしっかりと少人数の中でやっているわけです。そのあたりも含めまして、数よりも質の向上を、この制度が来年度から始まるのに対して、どのような考え方をしているのか、市長というわけにもいきませんので副市長どうですか。最後になりますので。

#### ○議長

宗副市長。

#### ○宗副市長

ただいまご指名をいただきましたのでお答えさせていただきます。いただいたらと思いますが、議員おっしゃるように、この制度の改正によって、行政内部においても改革をしていかないといけないということは十分に承知をしておるところでございます。

これまでも、行政改革、行政評価等のシステムを取り入れまして、行政改革を行ってまいりましたけれども、実際のところは十分な改革に至っていないところもございます。

それは合併当時ございました事業がそのままの事業として継続をされてきたというふうなこともございますし、また施設等につきましても、合併当時の施設が、その後、そのままの状態維持管理がされておるといふ面もございます。

これからにつきましては、さらに、そういったところの行政改革を進めていかないといけないというふうに思っておりますし、議員ご指摘のとおり、職員の資質、能力、それを高めていかないといけないということもございます。それは、いろんな研修、外部研修も含め、また、内部でそれぞれの職階に応じた研修等も含めまして、職員の資質、能力を高めることによって、行政効率を高めていきたいというふうに思っておりますし、何よりもコンパクトな市役所の体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、今後とも、またご指摘、ご指導願ったらたというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第134号は総務常任委員会へ、議案第132号は厚生常任委員会へ、議案第133号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程3)

#### ○議長

次に日程第3、議案第135号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」から、議案第140号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第135号及び議案第136号の2件は総務常任委員会へ、議案第137号から議案第139号までの3件は厚生常任委員会へ、議案第140号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

#### ○議長

次に日程第4、議案第141号「市道路線の廃止について」及び議案第142号「市道路線の認定について」までの2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第141号及び議案第142号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

#### ○議長

次に日程第5、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗。

**○15番二宮一朗君**

2点ほどお伺いをいたします。

予算書20ページ、7款4項の商工費、4目の観光費のわらアートの市観光PR事業15万6000円でございますけれども、これで行かれる方の人数、またはどういう方が行かれるのかというのをお聞きしたいのが1点でございます。

2点目は予算書23ページ、8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費の中の災害公営住宅整備事業2億7989万の説明では一ノ瀬団地というふうにたしか書いてあったと思うんですけれども、一ノ瀬団地であればですけれども、水没後使用停止になっていて、その周辺を買われて整備をするというふうな説明かなと思うんですけれども、使用停止になってからかなり長い間放置をされております。1回担当課にも連絡したことがあるんですけれども、草ぼうぼうになっったり、そこによそからごみを持ってきて置かれたりという状況があったんですけれども、古い建物の管理の状況と取り壊し予定がもしわかれば教えていただきたいと思っております。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

わらアートの件につきましてお答えをさせていただきます。

実施協力団体の中から3名の予算を確保しておりますが、2泊3日のパックで取らせていただきまして5万円の3名、それから日当の2,000円。これは行われるのは岐阜県でございます。

以上でございます。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

私から住宅管理費の予算のことについて回答させていただきます。

二宮議員が言われました災害公営住宅整備事業の補正予算については野村の災害公営住宅にかか

る予算でありまして、一ノ瀬団地につきましては、その上の地域住宅交付金事業269万6000円の補正予算であります。

一ノ瀬団地につきましては災害で水没して10戸ありました住宅は今も使えない状態が出ていただいております。今回予算を上げておりますのは宅地を増設する設計委託料とその鑑定の委託料を上げております。来年度以降から解体、造成をして新しく住宅を建てるというようなことになっております。解体はことし予算を計上しております。

以上でございます。

**○議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

すいません金額間違っております失礼しました。

その管理状況なんですけれども、一度担当課に10月以降に取り壊しというのはお聞きしたんですけれども、管理状況が大変なので1回見に行っていて、早目に取り壊しができないかというお願いは1回したんですけれども、その時期がもしわかりましたらお願いしたいと思います。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

この団地につきまして6月補正予算でアスベストがあるということでその対策の予算を計上させていただきます。その対策が完了した後に解体しますのでちょっとははっきりした時期は今申し上げられませんが、早急に解体に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長**

14番中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

14番中村ですが、23ページの今、二宮議員が質問されたページですが、1番上の住宅管理費というところで右側の事業概要では上から2番目の災害公営住宅整備事業2億7989万8000円と金額が大変大きいので、1点だけ質問させていただきます。

これは9月2日に財政課長からの説明では、30戸予定しておりましたがヒアリングしたところ

41戸になったと、11戸増えたというようなことでこの予算を計上しておりますという説明だったんですが、それではちょっとわかりづらいのでお尋ねするわけなんですけれども、今後2億8000万弱の事業費で、野村消防裏の復興団地、そしてまた太田地区の災害公営住宅、こちら両方とも建物を建てられると思うんですが、この予算だろうと思っておりますが、今後、こういう入居に至るまでのスケジュール、そしてまた入居したいという人の入居条件とか、あるいは家賃など、そして入居しても災害公営住宅ですから無制限にいつまでも災害公営住宅であり続けるわけではないと思いますが、何年間ぐらいそういう災害公営住宅、復興団地なんかは、その金額で利用させていただけるのか。その辺、簡単に市民の方にも合わせてご説明いただけたらと思います。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

それでは災害公営住宅についてご回答させていただきます。

当初予算のときには、想定で30戸の予算を計上しておりましたが、個別に仮設住宅に入られている方とか、公費解体された方でヒアリングしたところ、必要戸数が41戸必要になったということで、太田地区に戸建て住宅を17戸、消防署の西側に集合型の住宅を24戸建てることとしております。

予算につきましては、太田地区につきましてはヒアリングの結果、3DKの平屋建てを8戸、2DKの二階建てを7戸、2DKの平屋を2戸の17戸予定しております。消防署の西側につきましては、集合の3DKを6戸、2DKを18戸というような形でヒアリングに基づいて家の広さ等も決めているような状況です。

住宅につきましては、答弁いたしておりますように来年の3月ごろから住宅の建設を着手するようなことにしておりますので、それまでに入居に係るさまざまな要件の整備をしていきたいと思っております。

災害公営住宅に関しましては、災害が起きてから3年間は災害公営住宅としての取り扱いとなっておりますので、それ以降につきましては一般の方でも入居できるような形になります。家賃につ

いてでございますけど、今回家賃についても検討しておりますして、入居から5年をかけて、基準家賃を入居の年数によって、段階的に緩和していくような形で、5年間をかけて家賃を減額する、段階的に減額するような取り組みを考えておりません。

以上でございます。

**○議長**

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第143号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

**○議長**

次に日程第6、議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から、議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの9件を一括議題といたします。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第145号は総務常任委員会へ、議案第144号、議案第146号から議案第148号及び議案第152号の5件は厚生常任委員会へ、議案第149号から議案第151号までの3件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程7)

**○議長**

次に日程第7、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、決算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、認定第1号は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程8)

**○議長**

次に日程第8、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第12号までの11件については、決算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第12号までの11件は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程9)

**○議長**

次に日程第9、請願第1号「山田薬師巨石の保存を求める請願書」から、陳情第4号「「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について」までの4件を一括議題といたします。

請願2件及び陳情2件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております請願文書表及び陳情文書表をご参照ください。

本件につきましては、常任委員会付託表のとおり、請願第1号及び陳情第4号の2件を総務常任委員会へ、請願第2号及び陳情第3号の2件を産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議

案、請願及び陳情について十分に審査を行い、各常任委員会については9月20日の本会議において、特別委員会については最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月20日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時58分

第 4 日

9月20日（金曜日）

令和元年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- |                              |             |  |             |
|------------------------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 令和元年9月20日   | 野 村 支 所 長                              | 土 居 眞 二     |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場     | 城 川 支 所 長                              | 篠 藤 義 直     |
| 1. 開 議                       | 令和元年9月20日   | 三 瓶 支 所 長                              | 片 山 勇 一     |
|                              | 午前10時00分    | 消防本部消防長                                | 佐 藤 克 也     |
| 1. 散 会                       | 令和元年9月20日   | 総 務 課 長                                | 山 住 哲 司     |
|                              | 午前10時55分    | 財 政 課 長                                | 宇 都 宮 明 彦   |
| 1. 出 席 議 員                   |             | 監 査 委 員                                | 正 司 哲 浩     |
| 1 番                          | 宇 都 宮 久 見 子 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 |             |
| 2 番                          | 信 宮 徹 也     | 事 務 局 長                                | 富 永 誠       |
| 4 番                          | 加 藤 美 香     | 議 事 係                                  | 三 好 祐 介     |
| 5 番                          | 中 村 一 雅     | 1. 議 事 日 程                             | 別 紙 の と お り |
| 6 番                          | 河 野 清 一     | 1. 会 議 に 付 し た 事 件                     | 別 紙 の と お り |
| 7 番                          | 佐 藤 恒 夫     | 1. 会 議 の 経 過                           | 別 紙 の と お り |
| 8 番                          | 山 本 英 明     |  |             |
| 9 番                          | 竹 崎 幸 仁     |  |             |
| 10 番                         | 小 玉 忠 重     |  |             |
| 11 番                         | 源 正 樹       |  |             |
| 12 番                         | 井 関 陽 一     |  |             |
| 13 番                         | 菊 池 純 一     |  |             |
| 14 番                         | 中 村 敬 治     |  |             |
| 16 番                         | 兵 頭 学       |  |             |
| 17 番                         | 小 野 正 昭     |  |             |
| 18 番                         | 宇 都 宮 明 宏   |  |             |
| 19 番                         | 森 川 一 義     |  |             |
| 20 番                         | 藤 井 朝 廣     |  |             |
| 21 番                         | 酒 井 宇 之 吉   |  |             |
| 1. 欠 席 議 員                   |             |  |             |
| 3 番                          | 宇 都 宮 俊 文   |  |             |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗     |  |             |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |             |  |             |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  |             |  |             |
| 市 長                          | 管 家 一 夫     |  |             |
| 副 市 長                        | 宗 正 弘       |  |             |
| 教 育 長                        | 松 川 伸 二     |  |             |
| 総 務 企 画 部 長                  | 三 好 敏 也     |  |             |
| 会 計 管 理 者                    | 山 口 正 人     |  |             |
| 医 療 介 護 部 長                  | 山 岡 薫 彦     |  |             |
| 産 業 部 長                      | 酒 井 信 也     |  |             |
| 建 設 部 長                      | 清 水 昭 広     |  |             |
| 生 活 福 祉 部 長 兼                |             |  |             |
| 福 祉 事 務 所 長                  | 藤 井 兼 人     |  |             |
| 教 育 部 長                      | 宇 都 宮 裕     |  |             |
| 明 浜 支 所 長                    | 上 中 保 博     |  |             |

議 事 日 程

- |   |         |   |            |  |
|---|---------|---|------------|--|
| 1 | 議案第132号 | 西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                 | 議案第147号    | 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                     |
|   | 議案第133号 | 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について                  | 議案第148号    | 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)                        |
|   | 議案第134号 | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について                  | 議案第149号    | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                    |
|   | 議案第135号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について  | 議案第150号    | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                     |
|   | 議案第136号 | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について                            | 議案第151号    | 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)                      |
|   | 議案第137号 | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について                | 議案第152号    | 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)                  |
|   | 議案第138号 | 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について    | 請願第 1号     | 山田薬師巨石の保存を求める請願書                                 |
|   | 議案第139号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 陳情第 3号     | 愛媛県県道29号地方道宇和野村線(西予市野村町鎌田から西区間)におけるトンネル開設の促進について |
|   | 議案第140号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について         | 陳情第 4号     | 「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について                          |
|   | 議案第141号 | 市道路線の廃止について                                       | 追加 意見書案第1号 | 家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について                      |
|   | 議案第142号 | 市道路線の認定について                                       |            |  |
|   | 議案第143号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)                             |            |  |
|   | 議案第144号 | 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)                  |            |  |
|   | 議案第145号 | 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)                    |            |  |
|   | 議案第146号 | 令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第                          |            |  |

	本日の会議に付した事件				2号)
1	議案第132号	西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第147号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	議案第133号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	議案第148号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	議案第134号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	議案第149号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案第135号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第150号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	
	議案第136号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案第137号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	
	議案第138号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	請願第1号	山田薬師巨石の保存を求める請願書	
	議案第139号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	陳情第3号	愛媛県県道29号地方道宇和野村線(西予市野村町鎌田から西区間)におけるトンネル開設の促進について	
	議案第140号	西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	陳情第4号	「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について	
	議案第141号	市道路線の廃止について	追加	意見書案第1号	家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について
	議案第142号	市道路線の認定について			
	議案第143号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)			
	議案第144号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)			
	議案第145号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)			
	議案第146号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第			

開会 午前10時00分

**○議長**

ただいまの出席議員は19名であります。

これより本日の会議を開きます。

清水建設部長。

**○清水建設部長**

9月6日の質疑の際に、中村敬治議員からの災害公営住宅家賃についての答弁の中で、5年間をかけて家賃を段階的に減額するような取り組みと答弁いたしました。5年間で段階的に基準家賃に近づけていく取り組みに訂正し、おわびを申し上げます。

**○議長**

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○議長**

日程第1、議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの21件及び請願第1号「山田薬師巨石の保存を求める請願書」、陳情第3号「愛媛県県道29号地方道宇和野村線(西予市野村町鎌田から西区間)におけるトンネル開設の促進について」、陳情第4号「「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長、佐藤恒夫君の報告を求めます。

佐藤恒夫君。

**○佐藤総務常任委員会委員長**

総務常任委員会審査報告を行います。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案5件及び請願1件、陳情1件について、9月13日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案5件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。また、請願1件、陳情1件については、それぞれ採択と決定いたしました。

議案第134号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」では、制度の移行に伴い、西予市が任用する会計年度任用職員の任用形態をフルタイムとパートタイムに分け、当該職員に給付する給与、手当、または報酬等に関して定めるものであり、職種に応じて、一般職の正規職員の給料表を適用し、前歴等により加算される号給格付に基づく給与または報酬となるとの説明がありました。

議案第136号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」では、自動車税及び軽自動車税において、それぞれ環境性能割が創設され、現行の自動車税を自動車税種別割、軽自動車税を軽自動車税種別割とし、令和元年10月1日から施行されることになっている。

今回の改正は、軽自動車税環境性能割の賦課徴収については、当分の間県が行うこととなっているため、市町の軽自動車税環境性能割に係る非課税対象車両の範囲を県の自動車税環境性能割の対象車両と同一の取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の総務常任委員会所管について抜粋して報告をいたします。

消防総務課所管分では、災害時における消防団のより効果的な救助活動を行うための資機材等の購入費用1554万1000円を増額計上するもので、財源は、国庫補助金518万円、一般財源1036万1000円を計上、うち8割に特別交付税措置が講じられるとの説明がありました。消防団にチェーンソー及びトランシーバーを購入するというところであるが、数量はどの程度なのかとの質疑があり、チェーンソー103台、各詰所に1台配備することとしている。トランシーバーは420台購入予定であり、台数については、各方面隊からの要望に応じた配備数で、基本的に各方面隊の各部に4台、各分団の正副分団長、そして、団本部の必要数としているとの答弁がありました。また、チェーンソーは必要だと思いが、使用後の手入れなど管理の徹底や安全に使えるような指導を行うようとの意見がありました。

財政課所管分では、地域振興基金繰入金の4つの充当事業のうち、城川堆肥センター運営事業に1000万8000円の基金を取り崩して充当している

が、何のために必要なのかとの質疑があり、城川堆肥センターへの充当事業については、大規模な修繕が計画的に行われており、今回、その財源の一部として財政課が所管する基金を充当したものであり、通常の委託料ではないとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、市内高等学校教育の衰退がさらなる人口流出を招き、悪循環に至ることを大変危惧しており、そこで市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努めるとともに、人口流出の抑制や移住定住促進につなげるため、市内3校と連携した公営塾の開設を目指す委託料において、高校魅力化事業として198万円を増額補正するものであるとの説明があり、流出する中学校の生徒を呼び戻そうという考え方はよいと思うが、かなり状態が悪化している状況であり、高等学校、地元、教育委員会を交えて、会議が開かれていると思うが、今後の取り組み方針についての協議内容を説明願いたいとの質疑があり、3高校の魅力化合同プロジェクトを3校で立ち上げて事業を展開されており、平成29年度から西予市も連携、情報共有という形でかかわり、年2回程度の会議に市も参画させていただいている。情報共有をする中で、学校側から公営塾開設についての要望を受け、来年度から着手していきたいと考えているとの答弁がありました。

危機管理課所管分では、災害用資機材施設整備事業により、せいよチャレンジ・スペースを地震津波災害時の三瓶支所現地対策本部として使用するための経費として201万円を計上するものであるとの説明があり、チャレンジ・スペースを整備した後の管理運営は、どこがどのように担当するのかとの質疑があり、施設自体の運営は指定管理者でしていただくことになる。現地対策本部に関しては、三瓶支所総務課が指揮をとることになるため、その後の現地対策本部の運営訓練も含めて三瓶支所総務課で行うこととしている。なお、現地対策本部としての職員派遣は、津波災害等が発生した場合となるとの答弁があった。

また、自主防災組織活動育成補助金事業では、新設された愛媛県自主防災組織活性化支援事業補助金として、1組織当たりの補助上限額30万円、4組織分120万円を計上している。補助額30万円のうち2分の1を県が、残りの2分の1を市が負

担するものであるとの説明があり、100%補助ということで、いろんな資機材が拡充できるのではないと思うが、30万円で4組織では、今後、68ある自主防災組織の組織力向上をどのように計画されているのかとの質疑があり、4組織については、県の補助金を策定する予算の段階で、県のほうで各20市町の状況を見て、割り当てという形で西予市に4組織いただいている。この事業は、3カ年事業の予定であるため12組織しかカバーできない。しかし、この事業でのノウハウを他組織にも波及させ、市単独の補助金も活用いただきながら、より地域に即した地域防災計画の策定支援を行う考えであるとの答弁がありました。

請願第1号「山田薬師巨石の保存を求める請願書」については、宇和町西山田区長から提出され、9月13日に現地を訪れ、請願者から説明を求め、委員会を再開し審査を行いました。

この請願については、同内容で市長あてに陳情書として提出されており、四国西予ジオパークの見どころとしてガイドブックに掲載されており、ジオサイト整備保全支援事業の対象となる旨の回答が行政から出ています。委員会としては、貴重なジオパークの見どころとして保全していただきたい。また、市の支援事業を活用され保全することに賛成であるなどの意見があり、審査において、当請願内容は妥当なものであり、全会一致で採択することに決しました。

陳情第4号「「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について」は、家庭教育を支援推進する愛媛県民の会から提出され審査を行った。家庭教育は、それぞれの家庭が責任を持ってやるというのが基本であるが、それをやろうと思っても、現代の社会では社会構造が大きく変化し、コミュニティーが薄れ、周りの関係が非常に希薄化している。そして、孤立した家庭が増えているということが、いろいろな事件等にもつながっていると考えられる。子どもたちのしっかりとした成長を応援するためにも、家庭は社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基礎になっていくことは陳情のとおりだと考えます。教育基本法にもあるように、支援をしていくことは非常に大切なことであり、その支援方法については慎重に考えなければならないが、審査において、当陳情内容は妥当なもので、全会一致で採択することに決しま

した。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和元年9月20日、総務常任委員会委員長、佐藤恒夫。

#### ○議長

次に、厚生常任委員会委員長、源正樹君の報告を求めます。

源正樹君。

#### ○源厚生常任委員会委員長

ただいまより厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議で当委員会に付託されました議案10件について、9月12日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

条例制定1件、条例改正3件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算5件については、お手元に配信のとおり全て全会一致で原案可決決定をいたしました。

これより審査の過程で各委員より出された質疑や意見並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」では、実際に作業をされる方の収入見込みについて質疑があり、せいよチャレンジ・スペースでは、パン工房を設置してパン販売を予定しており、現在の試算では、1カ月当たり4万5000円程度の工賃が利用者に払えると考えているとの答弁でありました。

議案第137号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、旧氏を使用しながら活動する女性が増えたことにより、さまざまな活動の場面で使用しやすくなるよう、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票の記載事項に旧氏が加えられたことに伴い、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるための改正であるとの説明がありました。実印登録は、今後旧姓で行えるかという質疑があり、法の施行日である11月5日以降は、旧姓の実印で登録することが可能になるとの答弁でありました。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、所管課ごとにご報告

申し上げます。

長寿介護課所管分では、游の里健康センター運営委託事業407万円について、2カ所ある源泉のうち、第1源泉ポンプが故障したため、水中ポンプを取りかえるための修繕費を増額補正するものとの説明がありました。

子育て支援課所管分では、10月から始まる幼児教育・保育無償化の保護者等への周知について質疑があり、8月初旬から保護者へ説明しており、保育園、幼稚園に現在通われていない方もおられるため、今後も周知の徹底に努めたいとの答弁がありました。また、昨年被災した明浜地区の学童保育施設の再開見通しについて質疑があり、現在、おれんじクラブは、俵津集落総合施設の2階で学童保育を実施している。崩落した裏山の復旧工事がなかなか進んでいないという状況があり、地元の方、保護者の方、中学校等と協議をし、再開に向けてどのような形で進むのがよいのか改めて検討し、少しでも早く再開できるよう努めたいとの答弁でありました。

福祉課所管分では、せいよチャレンジ・スペース整備事業2402万7000円について、パンの1日の製造個数と利益、販売先などについて質疑があり、1日100個から200個を製造する予定で、1カ月の売り上げを35万程度、販売先については、まずは保育園に給食として納品し、軌道にのったら販路を広げていきたいとの答弁でありました。また委員より、駐車場の整備方法については、砂利敷きとアスファルト舗装の金額を比較し、近隣の住民から意見を聴取した上で、アスファルト舗装について再度検討するよう意見がありました。

医療対策室所管分では、外国人材活用推進事業173万8000円について、技能実習生2名を雇用するための準備に必要な受け入れ調整のコーディネート料や生活支援の報奨金、旅費、パンフレット作成委託料などであるとの説明がありました。委員から関連として、今回の補正予算は、つくし苑で雇用する技能実習生に対する費用となっているが、今後、市全体で働いている外国人労働者に対する支援を広げていってもらいたいという意見があり、相談窓口設置や監理団体市内設置に向けての研究・検討や市内受入事業所の連携会議などのソフト事業の取り組み予算などを一部含んでおり、まちづくり推進課とも庁内で連携して進めて

いくとの答弁がありました。

議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第146号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第147号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第148号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、前年度繰越金が確定したことによる補正であるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年9月20日、厚生常任委員会委員長、源正樹。

### ○議長

次に、産業建設常任委員会委員長、宇都宮久見子君の報告を求めます。

宇都宮久見子君。

### ○宇都宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案8件、陳情1件について、9月12日に委員会を開き審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告のとおりであり、議案8件は原案のとおり可決、陳情1件は原案のとおり採択いたしました。

その内容について、抜粋して報告いたします。

議案第133号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について」、新たな観光拠点の施設が稼働し始めた場合の入込み客数の試算はどれくらいかとの質疑があり、シーサイド全体で年間実績7万人から7万5000人程度、宿泊施設には2,000人弱から3,000人強の宿泊客があり、同規模を維持する観光客の誘客を見込んでいるとの答弁がありました。また温浴施設については、海水を使うことで浄化槽が小さくなり、設置費用及び保守管理料は安くなると考えられるが、どのような試算であるかという質疑に対し、海水を13トン、上水を32トン、合計1日当たり45トンを使用し、浄化槽に流入する量が減ることで、浄化槽の設置費用が約570万円安くなる。保守管理料についても年間約13万円安くなる試算であるとの答弁でした。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正

予算（第2号）」のうち、林業課所管分、補正額582万9000円の増額については、平成31年4月1日から施行されている森林経営管理法に基づく適切な森林管理の推進体制整備や産官学が共に検討を行い、林業成長産業化を図るための森林コンサルタント委託料などの経費であるとの説明がありました。委員から、委託先についての質疑があり、国内で森林林業のコンサルタント業務専門とされる3業者を県及び林野庁等の指導を受けながら検討をしたいとの答弁でした。

建設課所管分については、災害公営住宅整備事業2億7989万8000円について、災害公営住宅の工事費並びに実施設計料と工事監理料を増額する経費であるとの説明で、当初予算の計上時には、災害公営住宅の建設戸数は30戸を想定していたが、4月から5月にかけて個別ヒアリングを行い、被災された方々の要望を伺った中で、最終的に西予市消防署野村支署の西側に集合住宅3棟24戸、太田団地に木造戸建住宅17戸、計41戸を建てるように計画しているとの説明でした。

また、市道朝立14、15、55号線の道路維持修繕事業の測量設計委託料については、三瓶地区バス路線の再編に伴う新路線となる市道の舗装部分の損傷が著しく、透水性舗装の排水機能が低下しているため、舗装並びに道路側溝の排水改修を行う経費との説明がありました。委員から、舗装の耐用年数についての質疑があり、舗装の耐用年数は10年を見越しており、透水性、耐用年数、路面の乾燥の速さ、終末の水路をどこにつなげるかなど踏まえた中で、委託を出して検討したいとの答弁がありました。さらに委員より、三瓶町の主要道路であるため、舗装工事は十分な精査を行うよう意見がありました。

議案第150号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の繰越金6万円の減額について、委員から減額理由について質疑があり、公共下水道の受益者負担金が未納のため減額になったとの答弁がありました。

陳情第3号「愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の推進について」鎌田から坂石までの道路は今までも崖崩れがあり、昨年度の災害と同規模の幅100メートル高さ90メートルの大規模な崩落が起こる可能性が多分にあり、トンネルを掘

ることが抜本的な解決になるとのことで、県にトンネル開設推進を求めることとし、全会一致で採択することに決しました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和元年9月20日、産業建設常任委員会委員長、宇都宮久見子。

#### ○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第132号から議案第134号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第132号「西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第134号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」までの3件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第132号から議案第134号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第135号から議案第140号までの6件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第135号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」から、議案第140号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの6件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、議案第135号から議案第140号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第141号及び議案第142号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第141号「市道路線の廃止について」及び議案第142号「市道路線の認定について」の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、議案第141号及び議案第142号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第143号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第143号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第143号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第144号から議案第152号までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第144号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から、議案第152号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの9件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第144号から議案第152号までの9件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号「山田薬師巨石の保存を求める請願

書」は、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号「愛媛県道29号地方道宇和野村線(西予市野村町鎌田から西区間)間におけるトンネル開設の促進について」は、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第4号「「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について」は、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって陳情第4号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時39分)

**○議長**

再開いたします。(再開 午前10時50分)

ただいま佐藤総務常任委員会委員長から提出されました意見書案第1号「家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

**○議長**

追加日程第1、意見書案第1号「家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤恒夫君。

**○佐藤総務常任委員会委員長**

「家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

近年、核家族化の進行や地域社会のきずなの希薄化など、我が国の家庭環境を取り巻く社会的な変化は著しく、子どもに対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘される極めて憂慮すべき事態となっています。

厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は、平成29年度より2万件以上増加し、平成30年度には15万9850件を超えて深刻さを増し、また若い父親、母親の出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で、孤立してしまう状況も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への応援体制が必要とされています。

未来社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。教育基本法第10条にも、父母等の保護者は子の教育について第一義的責任を有し、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定しています。

よって、国において、家庭教育支援法を制定されるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長**

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10月10日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時55分

第 5 日

10 月 10 日（木曜日）

令和元年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

- |              |             |  |             |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年10月10日  | 明 浜 支 所 長                              | 上 中 保 博     |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場     | 野 村 支 所 長                              | 土 居 眞 二     |
| 1. 開 議       | 令和元年10月10日  | 城 川 支 所 長                              | 篠 藤 義 直     |
|              | 午後 2時00分    | 三 瓶 支 所 長                              | 片 山 勇 一     |
| 1. 閉 会       | 令和元年10月10日  | 消 防 本 部 消 防 長                          | 佐 藤 克 也     |
|              | 午後 3時19分    | 総 務 課 長                                | 山 住 哲 司     |
| 1. 出 席 議 員   |             | 財 政 課 長                                | 宇 都 宮 明 彦   |
| 1 番          | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員                                | 正 司 哲 浩     |
| 2 番          | 信 宮 徹 也     | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 |             |
| 3 番          | 宇 都 宮 俊 文   | 事 務 局 長                                | 富 永 誠       |
| 4 番          | 加 藤 美 香     | 議 事 係                                  | 三 好 祐 介     |
| 5 番          | 中 村 一 雅     | 1. 議 事 日 程                             | 別 紙 の と お り |
| 6 番          | 河 野 清 一     | 1. 会 議 に 付 し た 事 件                     | 別 紙 の と お り |
| 7 番          | 佐 藤 恒 夫     | 1. 会 議 の 経 過                           | 別 紙 の と お り |
| 8 番          | 山 本 英 明     |  |             |
| 9 番          | 竹 崎 幸 仁     |  |             |
| 10 番         | 小 玉 忠 重     |  |             |
| 11 番         | 源 正 樹       |  |             |
| 12 番         | 井 関 陽 一     |  |             |
| 13 番         | 菊 池 純 一     |  |             |
| 14 番         | 中 村 敬 治     |  |             |
| 15 番         | 二 宮 一 朗     |  |             |
| 16 番         | 兵 頭 学       |  |             |
| 17 番         | 小 野 正 昭     |  |             |
| 18 番         | 宇 都 宮 明 宏   |  |             |
| 19 番         | 森 川 一 義     |  |             |
| 20 番         | 藤 井 朝 廣     |  |             |
| 21 番         | 酒 井 宇 之 吉   |  |             |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
会 計 管 理 者	山 口 正 人
医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	清 水 昭 広
生 活 福 祉 部 長 兼	
福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇 都 宮 裕

- | 議 事 日 程 |   | について  |
|---------|---|---|
| 1       | 認定第 1 号 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 2 号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 3 号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 4 号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 5 号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 6 号 平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 7 号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 8 号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第 9 号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第10号 平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について<br>認定第11号 平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について<br>認定第12号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | 議案第156号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第3号）<br>議員派遣の件について |
| 2       | 委員会の閉会中の継続審査の件  |   |
| 追加      | 議案第153号 西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について<br>議案第154号 せいよ東学校給食センター建築工事請負契約について<br>議案第155号 西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定   |   |

- |    |   |         |                       |
|----|---|---------|-----------------------|
|    | 本日の会議に付した事件                                   |         | について                  |
| 1  | 認定第 1 号 平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について            | 議案第156号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第3号) |
|    | 認定第 2 号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |         | 議員派遣の件について            |
|    | 認定第 3 号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について   |         |                       |
|    | 認定第 4 号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |         |                       |
|    | 認定第 5 号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |         |                       |
|    | 認定第 6 号 平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |         |                       |
|    | 認定第 7 号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |         |                       |
|    | 認定第 8 号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |         |                       |
|    | 認定第 9 号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |         |                       |
|    | 認定第10号 平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について               |         |                       |
|    | 認定第11号 平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について               |         |                       |
|    | 認定第12号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について       |         |                       |
| 2  | 委員会の閉会中の継続審査の件                                |         |                       |
| 追加 | 議案第153号 西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について             |         |                       |
|    | 議案第154号 せいよ東学校給食センター建築工事請負契約について              |         |                       |
|    | 議案第155号 西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定              |         |                       |

開会 午後2時00分

### ○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

### ○議長

日程第1、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長小玉忠重君の報告を求めます。

小玉忠重君。

### ○小玉決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告を行います。

令和元年9月6日に付託されました認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの特別会計及び公営企業会計11件について、当委員会は9月24日、25日、27日の3日間にわたり分科会を開催し、市理事者の出席を求め、慎重に決算審査を行い、10月3日の特別委員会において全て認定と決しました。

審査の概要について、お手元の報告書より抜粋して報告いたします。

まず、認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」危機管理課所管分の自主防災組織活動育成補助金事業では、防災訓練を実施している組織が減っており、形骸化している組織も出てきている。防災訓練未実施の組織に対する訓練の指導や対策は考えているかとの質疑があり、これまで継続して訓練に努めている地域、昨年の豪雨災害を受け新たに訓練を実施した地域などさまざまであり、いまだ訓練に結びついていない地域もあるが、一部の地域では、自主防

災組織の垣根を越えて、合同で訓練を行っているところも出てきている。未実施組織については、出前講座などを行い、まずは防災についてどのように考えていくかということから話を初め、訓練に結びつけていけたらと考えているとの答弁でありました。また委員から、豪雨災害時のそれぞれの自主防災組織活動を検証し、南海トラフ巨大地震を想定した自主防災組織の育成事業を進めるよう意見がありました。

税務課所管分では、決算書に基づく市税の収入済額、未済額、不納欠損額に対する説明がありました。委員から、愛媛県の滞納整理機構に依頼して回収した実績について質疑があり、平成30年度に滞納整理機構へ移管した件数は30件、845万8018円で、そのうち64.75%に当たる547万6481円を徴収したとの答弁がありました。また、平成30年度7月豪雨災害による市税の減免金額はどの質疑に対し、平成30年度においては、固定資産税2037万900円、個人市民税826万2400円、国民健康保険税1637万8300円を減免したとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分の姉妹市町交流事業では、合併して16年を迎えるが姉妹都市を拡大し連携する考えはないかとの質疑があり、旧野村町時代にブナが縁で北海道黒松内と姉妹都市として提携しているが、合併後に新たに姉妹都市は締結していない。早急な締結の目途はたっていないが、今後、防災面も含め幅広い交流が必要であると考えており、お互いがウインウインの関係になるような幅広い視野の中で交流事業を進めていきたいとの答弁でありました。また委員から、西予市から積極的に姉妹都市交流を持ちかけることで、移住定住や交流人口を増やすような事業展開を進めるよう意見がありました。

移住交流促進事業では、お試し住宅について空き家を改修するのではなく、市営住宅や教員住宅の空きを利用し、無駄のないやり方をとの質疑に対し、市政懇談会において、市営住宅や教員住宅の空き家を利用するようご意見をいただいております。担当課と調整し移住者のニーズに合った形をとりたいとの答弁でありました。

バス路線維持対策事業では、民間事業者へ補助金を交付することでバス路線を維持し、市民の通院、通学、買い物など、市内の地域間の移動や市

内から市外への移動手段を確保して、市民の暮らしを支えるもので、平成30年度は17路線を運行し、利用者は21万882人であった。この運行に対し、経常収益が補助対象経常費用に達していないバス路線の赤字額9906万9000円を補填し、路線の維持確保に努めているとの説明がありました。委員から、毎年1億円近い財源を支出しているため、市内17路線の運営について、市が運営した場合を試算し、委託費用との比較を行うよう意見がありました。

西予市生活交通バス運行事業では、游の里が民営化された後の運行について質疑があり、当事業は、地域の生活者の交通空白地帯を解消するという目的であるため、民間事業者に移管されても維持する予定であるとの答弁でありました。

消防総務課所管分の消防団管理運営事業では、平成30年7月豪雨災害に対する消防団員への危険手当について質疑があり、豪雨災害では延べ3,956人の消防団員が出動し、災害危険手当として971万1000円を支給したとの答弁でありました。また、消防団員の確保について質疑があり、事業所を訪問し協力を求めたり、市内高校を訪問し未来の消防団員を加入促進している。少子高齢化等による団員の確保に苦慮しているため、機能別消防団員の加入などを含め、今後も定数維持に努めていきたいとの答弁でありました。

教育総務課所管分の小学生夢チャレンジサポート事業では、応募した子どもの夢が大きな場合の対応について質疑があり、予算額を超えるような夢の応募があった場合に審査会で協議することになるが、予算額100万円ということを学校に提示しており、基本的にはその金額に見合った内容で応募していただいているとの答弁でありました。委員からは、子どもの夢チャレンジであり、夢の大きさにかかわらず、子どもが抱いた夢をサポートできるような予算を検討するよう意見がありました。

学校教育課所管分の地域子ども学び場事業では、平成30年度は新しく野村、城川、三瓶地区で開講し、市内5カ所で実施することができました。それに伴い、利用者数も大幅に増加となったとの説明がありました。委員から、地域指導者の確保はできているのかとの質疑があり、各会場に3から6人の地域指導者が登録され、事業を実施

しているとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分の文化的景観保護推進事業では、平成30年度に文化庁から国重要文化的景観として選定され、今後市外からの観光客も増えると思うが、選定により、視点場までの道路整備もできるようになるのかとの質疑があり、道路整備は含まれておらず、視点場へ行くサインやガードレール部分を景観にマッチしたものにすることで整備になるとの答弁でありました。また委員からは、ジオパークや移住定住を含め進めていくよう意見がありました。

環境衛生課所管分の可燃ごみ処理委託事業では、委員から、昨年の豪雨災害における災害廃棄物処理について総括し、今後発生する恐れのある南海トラフ巨大地震に向けた備えを進めるよう意見がありました。

健康づくり推進課所管分の温泉巡回バス事業では、昨年の豪雨災害で温浴施設が被災し、施設再開までの期間運休したことにより、利用者が減少したとの説明がありました。委員から、市内温浴施設が民間移譲される計画であるが、今後の温泉巡回バス運用の見直しはどの質疑があり、バスも老朽化しており近年修繕費が増加している。これまで温泉巡回バスの利用料は無料としていることもあり、市内温浴施設の民間移譲にあわせて、令和2年度までに運用の見直しも含め検討したいとの答弁がありました。

福祉課所管分の福祉避難所機能強化・整備促進事業では、西予市内にある16カ所の福祉避難所のうち、どの程度整備が進んでいるのかとの質疑があり、平成29年、30年度に各5カ所ずつ整備し、残り6カ所となっているとの答弁でありました。

子育て支援課所管分の乳幼児・児童医療費助成事業では、昨年度から開始した小・中学生の医療費助成の周知について質疑があり、小学校新1年生に対して通知したり、医療機関にポスターで掲示したりしているとの答弁でありました。委員からは、県内他市町でも小・中学生の医療費負担免除というところも出てきており、子育てしやすいまちを掲げている当市においても、来年度の医療費無料化に向けた検討を行うよう意見がありました。

放課後児童健全育成事業では、希望者が増えて、従来の施設では運用が難しく、一部では従来

の施設から公民館に変更し利用している現状から、施設の拡充を含めた待機児童の解消に向けた検討を行うよう意見がありました。

長寿介護課所管分の緊急通報事業では、1年間の実績について質疑があり、実際に設置者から連絡があり、救急車などを呼んで対応した正報件数は12件であるとの答弁でありました。また委員から、消防署がスマートフォン用の救急アプリを導入している。そのアプリを利用した運用ができないか消防署と連携して調査研究を進めるよう意見がありました。

経済振興課所管分のふるさと就業創出奨励事業では、市内に住所を有し、市内の中学及び県内の高校・特別支援学校を卒業後、市内企業に就職した方を対象に奨励金を交付するもので、交付額は1人当たり1カ月1万円とし、申請年度最終月に申請者が提出する実績報告に応じて1年分をまとめて交付するものであり、最長3カ年継続して申請可能であるとの説明がありました。委員から、奨励金額拡充について質疑があり、都市部と地方部の給料の差額分を検討し、月1万円を奨励金として交付している。平成28年度から事業を開始しており、奨励制度については、他の自治体の制度も調査しながら、市内の実情を勘案した上で、来年度見直しをしていく予定であるとの答弁でありました。

市観光PR事業では、インバウンドで観光客が増えている松山市内に店舗を借りて、アンテナショップを設置するといったアイデアは考えていないかとの質疑に対し、愛媛県観光物産協会が、松山ロープウェイ街でPRできる店舗の準備を進めていると聞いており、西予市も出店する方向で、前向きにそうした施設を活用しながら市のPRに励みたいとの答弁がありました。委員からは、県の施設を活用することもいいが、市独自で行うことに意味があり、西予市と同規模の自治体が東京都心にアンテナショップを設置し、頑張っているところもある。PRに向けた積極的な挑戦をするよう意見がありました。

農業水産課所管分の養蚕振興対策事業では、養蚕農家が減少している現状に対し、地域ブランド産品である伊予生糸を残していくため、養蚕で生活ができるような農家の育成に向けて、市も取り組んでいくよう意見がありました。

農業後継者育成事業では、農業者に対する育成支援となっているが、漁業の後継者育成事業は行っているかとの質疑があり、農業後継者育成補助金を参考にしながら、漁業後継者育成に対しての支援も検討していきたいとの答弁でありました。

林業課所管分のバイオマスペレット生産利活用促進事業では、顧客の新規開拓について質疑があり、現在は製造量に対し需要量を確保できているが、将来的にはペレット使用をやめられる可能性もあるため、指定管理者と協議しながら徐々に新規開拓を進めていきたいとの答弁でありました。また委員から、ペレットの販売促進を図るためにも、間伐材出荷促進対策事業と関連を高めた取り組みを進めていくよう意見がありました。

有害鳥獣捕獲対策事業では、イノシシの捕獲実績が大幅に減少していることについて質疑があり、イノシシの実数が減少しているということではなく、昨年は7月豪雨災害の影響を受け、山に入らなかったことが捕獲減少の要因の一つだと考えているとの答弁でありました。また委員から、有害鳥獣の捕獲について、有害鳥獣捕獲隊の連携や協力体制の充実を深め、捕獲実績を上げるような指導を行うよう意見がありました。

建設課所管分の危険空家除却事業では、危険空家除却に対する補助の市町配分方法について質疑があり、愛媛県が県内20市町の要望に基づき配分しており、昨年度の議会からの提言を受け、補助枠の拡大を県に要望した結果、令和元年度は35件の補助枠となったとの答弁でありました。また、危険度判定は誰が行っているかとの質疑があり、危険度判定は実施要綱に基づいて、建設課の職員が評点し、100点以上を危険空家と判定しているとの答弁でありました。

がけ崩れ防災対策事業では、入札不調の原因について質疑があり、設計し入札準備ができた工事を逐次入札しているが、豪雨災害に伴う復旧工事等で、土木工事業者の手持ち工事がいっぱい落札することができず不調となっている現状であるとの答弁がありました。委員からは、がけ崩れ防災対策は市民の生命、財産を守る大事な事業であるため、調整して早期の工事開始を望むとの意見がありました。

上下水道課所管分の三瓶地区雨水公共下水道事業に関して、日吉崎地区ポンプ場建設について、

民地を買収して、ポンプ場を設置する計画になっているが、近くの市有地に十分なスペースがあるため、市有地内にポンプ場を設置できないか計画を精査するよう意見がありました。

認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、滞納者への今後の方針について質疑があり、債務者の経済的な理由による債務不履行などが原因となっており、今後も本人の死亡や行方不明などが出てくることも予想されることから、自宅訪問や個別相談を小まめに行い、少しでも収納を上げるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。委員から、貸付金の償還については、他市の動向にかかわらず、西予市独自の考えで回収を進めるよう意見がありました。

認定第3号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」では、連帯保証人を含めた未償還金の解消に向けた取り組みについて質疑があり、育英会の理事会でも毎回議論になっている点だが、電話等で返済状況等の説明を行い、分割払いの金額を減らしての返還などを促すことで、少額ではあるが返還を始めた人もいます。連帯保証人へ償還を促すことまではしていないが、未償還者の連絡先がわからなくなるような追跡調査を行っているとの答弁でありました。

認定第4号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、昨年の豪雨災害の被災者に対して行っている医療費の減免措置について質疑があり、7月24日現在で315件、2155万9466円の減免措置を行っている。医療費の減免措置については、県の補助金があるため、今年度12月末まで延長しているとの答弁でありました。また、ジェネリック医薬品の使用割合について質疑があり、平成30年度の使用率は71.3%となっているとの答弁でありました。

認定第5号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」では、被保険者数の今後の推移について質疑があり、団塊の世代が対象となり始める令和3年度から増え始め、令和6年度にはピークを迎えると見込んでいるとの答弁でありました。

認定第7号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、

農業集落排水処理施設は、宇和地区の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間、野村地区の長谷、岡成、阿下の10処理区が稼働しており、平成30年度は主に施設維持管理費用を執行したとの説明がありました。

認定第8号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、平成28年度末に宇和处理区の事業の拡張認可を受け、平成30年度は主に宇和处理区及び野村処理区の維持管理費用、宇和处理区の上松葉地区を中心に管路整備工事費用を執行したとの説明がありました。

認定第9号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、簡易水道の現状において、宇和、野村、城川において102施設を管理運営しており、平成30年度末の給水人口は、前年度から184人減少し6,726人となっている。市内には小規模な水道施設が山間部に数多く点在するのが特徴で、行政区内の人口に対する簡易水道等の普及率は17.8%、上水道施設とあわせた水道普及率は98.4%となっているなど、多岐にわたる説明がありました。

認定第10号「平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について」では、平成30年度において西予市水道事業の経営の柱となる給水収入が、7月豪雨災害及び給水人口の減少等により、前年度比2.9%、1646万8061円減収となったことについて説明がありました。委員から、水道使用料の収納率について質疑があり、平成31年3月末時点で98.75%であるとの答弁でありました。

認定第11号「平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、昨年度の議会からの提言に対し、病院改革プランにおいて、西予市民病院に2次救急を集約する計画であるが、医師や看護師の確保等を考えると計画どおりには難しいという意見が両病院から上がってきている。避けては通れない問題であることから、令和4年の集約に向けて調整するよう引き続き検討しているとの説明がありました。

認定第12号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」では、流動資産の未収金について質疑があり、利用者負担金未収金が50件で907万6620円、連合会から入る介護報酬等未収金が5890万3915円などであるとの答

弁がありました。

その他各分野で多岐に渡り詳細に質疑応答が行われ、平成30年度の決算の総括と次年度に向けた意見が交わされました。

以上、当委員会の審査の概要について申し上げましたが、理事者におかれましては、審査の過程で指摘した事項及び今回提出する提言書に掲載の25項目に対し、新年度の予算編成において可能な限り対応、検討するとともに、歳入決算で見受けられる不納欠損額や収入未済額の縮減に努め、歳出での不用額が生じている科目については、予算措置のあり方などを十分に精査する必要があります。そして、引き続き限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、費用対効果の見きわめと健全財政の堅持に努められたいと思います。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年10月10日、西予市決算特別委員会委員長小玉忠重。

#### ○議長

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成30年度西予市野村介護老

人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第12号までの11件は原案のとおり認定いたしました。

(日程2)

#### ○議長

次に、日程第2「委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から委員会において審査中の請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」について、会議規則第110条の規定により、お手元に配信いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

本申し出について、産業建設常任委員会委員長宇都宮久見子君の説明を求めます。

宇都宮久見子君。

#### ○宇都宮産業建設委員会委員長

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」については、9月12日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。

本件に関しましては、委員からは、町民の方々の熱意は理解できるが、現段階において本請願に対し結論を出すことは難しいのではないかと。今後、議論を深めていく必要があるという意見が大勢を占めたことから、今回継続審査とすることに決しました。

以上、審査の経過並びに申し出の説明といたします。

#### ○議長

委員長の説明は終わりました。

これより本申し出に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、請願第2号については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時35分)

**○議長**

再開いたします。(再開 午後2時37分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第153号「西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について」から、議案第156号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第3号)」までの4件、並びに「議員派遣の件について」本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって本案5件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

**○議長**

追加日程第1、議案第153号「西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

議案第153号「西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜観光交流拠点施設は、ジオリゾート整備事業として、市民の健康増進と本市における観光振興と交流促進を図るための拠点施設として整備するものでございます。当施設は木造2階建

て、一部鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積908.87平方メートルの建物で、木造の使用箇所には西予市産材を利用し、レストラン、浴場、宿泊の機能を備え、四国西予ジオパークの魅力を生かした滞在型観光宿泊施設となっております。

本工事につきましては、工品質を確保するため、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の専門事業者別に発注をする分離発注を採用し、令和2年3月16日の完成を予定しております。

建築工事につきましては、去る10月1日、事前審査型一般競争入札の開札を行い、中央総合建設株式会社 代表取締役 松山清氏と工事請負金額2億2165万円で、10月2日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。なお、本工事に係る概要等につきましては別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

議案153号の工事概要というのが次のページについておるわけですが、この中で工期というのが、契約締結の日の翌日から令和2年3月16日ということに設定されておりますが、こうなりますと実質5カ月ぐらいしかないわけですが、この問題は次の154号の野村の学校給食センターも同じであります、工事関係につきましては舗装工事とか土木工事、建築工事というような形で、それぞれ算定方法が定められておまして、標準工期というのがあろうと思うんですが、この工期が来年3月16日というのが、いかにも前倒しされた、年度内に完成したいという気持ちはわかるわけですし、繰り越しという手続も当然あると思いますが、お尋ねしたいのは標準工期ですね、発注側の都合で4月1日からオープンして華々しくやりたいという気持ちは、我々市民としても大いに結構なことだと思いますけれども、本来の標準工期はいつぐらいになるのか。その辺をまずお尋ねしたいと思います。

**○議長**

清水建設部長。

**○清水建設部長**

中村議員から今回の工事の標準工期についてお尋ねがありました。

今回の工事につきましての標準工期は8.4カ月としておりますが、今回につきましては約5カ月の工期を設定しております。地方創生拠点整備交付金の性質上、年度内の完成とする必要があることから、今回の工期を設定しているものであります。

ご指摘のとおり短期間の工期とはなりますが、工期を含めた工事内容をご理解いただいた上での応札をしていただいたものと認識をしているところでございます。

**○議長**

中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

国の補助事業ですからそういう制約があるのも十分わかるわけですが、そういうことであれば、もっと手際よく発注の手続をして、十分工期がとれるように努めるべきではないかと思うわけですね。平成17年に品質の確保法というのが制定されております。それらについては皆さん十分ご承知のことと思いますが、社会資本整備の重要なものの一つになりますので、給食センターにおきましてもそうですけれども、やはり工事期間が短いということになりますと、通常考えられるのは手抜き工事とか、工事中の事故とか、いろいろ元請業者、下請業者へしわ寄せがいく、十分な利益も確保できないという弊害があるわけですが、そういうことを考えますと、働き方改革などもあるように週休2日もとれないまま仕事をせざるをえないというようなことにもなってくるわけですので、しっかりと標準工期はとるべきではないかと思っておりますので、今後こういう点については、諸手続について、迅速に対応していただきたいと思うわけです。よろしくお願いいたします。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時45分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午後2時47分）

ほかにありませんか。

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

今ご説明の中で、西予市産材をたくさん使っているというご説明があったんですけども、西予市産材の使用率がもしわかりましたらお答えいただきたいと思います。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

ただいまの二宮議員のお尋ねでございますが、現在資料を持ち合わせておりませんので後ほどお知らせをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長**

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第153号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第153号「西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第153号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

**○議長**

次に、追加日程第2、議案第154号「せいよ東学校給食センター建築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

議案第154号「せいよ東学校給食センター建築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の整備につきましては、昨年の豪雨災害により被災いたしましたせいよ東学校給食センターを野村中学校グラウンドの一部に再建をするものであります。安心、安全でおいしい学校給食を提供する基本理念のもと、配送が困難な大野ヶ原小学校、惣川小学校を除いた野村小・中学校、城川小・中学校に給食を提供することとしております。

本工事につきましては、工事品質を確保するため、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の専門工事業者別に発注する分離発注を採用し、令和2年7月20日の完成を予定しております。

建築工事につきましては、去る10月1日、事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社東部総合建設 代表取締役 広瀬裕次郎氏と工事請負金額3億910万円で10月2日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。なお、本工事に係る概要につきましては別紙の参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

## ○14番中村敬治君

先ほど一つ前の議案と同じ質問になりますが、この3億900万円の建築工事につきまして、実際標準工期をとりますといつになるのか。ここでは7月20日ということで、これを見ますとやはり発注側のご都合で9月から、2学期から給食を開始したいということがよく見てとれるわけですが、当然それに間に合うのが一番望ましいわけですが、そうすることによって請負業者のほうに先ほど言いましたようなしわ寄せがいくおそれがたくさんあるわけです。ですから担当される人は皆さん公務員でございますので、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのが、先ほど言いましたように平成17年からスタートしており

ますので、大事な社会資本整備を図る上では、その辺も十分考慮して取り組んでいただきたいと思いますので、工期のほうをどうなっておるのか説明願ったらと思います。

## ○議長

清水建設部長。

## ○清水建設部長

給食センター建築工事における標準工期は8.4カ月であります。工期を7月20日までとしておりますので、おおむね一般的な期間を有していることと考えております。これにつきましては予算が継続費ということもありまして、この工期を設定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

## ○議長

ほかにありませんか。

酒井宇之吉君。

## ○21番酒井宇之吉君

昨年度7月7日の災害がありましたけれども、それに間に合わなかった什器・備品、そして食器類、そういうものにつきましては、どういう扱いをして、どういう予算計上して、どういうような処理にされるのかお尋ねをいたします。

## ○議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

今ほどのご質問でありますけれども、厨房設備関係でありますけれども、既に購入等を、前年度の、以前被災をしました施設の関係で購入済みでありまして、厨房設備につきましては、城川町にあります市所有の倉庫に保管をしているという状況であります。ただ、保管をしておりますものを、今度完成しましたらでありますけれども、運搬いたしましたり、また設置、調整をする必要がございます。それにつきましては、来年度の当初予算で計上させていただいたらと考えておるところであります。よろしくお願いたします。

## ○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第154号は、会議規則第37条第3項の規定

により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めそのように決定いたしました。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第154号「せいよ東学校給食センター建築工事請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第154号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

**○議長**

次に、追加日程第3、議案第155号「西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

議案第155号「西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定について」提案理由をご説明申し上げます。

西予市游の里健康センター、西予市游の里ふれあい広場及び西予市デイサービスセンターは、市民に健康と保養並びに交流の場を提供し、かつ地域福祉の充実を図る施設として、平成18年度から指定管理者による運営を行ってまいりました。

しかしながら、当該施設の運営につきまして、公益性と収益性の観点から、今後の経営見通しに懸念があることから、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、運営事業者の公募をいたしました。

その結果、先般、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会におきまして、全会一致で株式会社あ

りがとうサービスが最優秀提案者として選定されました。

今後、所要の進めを進めるため、令和2年4月1日を施行日として、西予市游の里健康センター条例、西予市游の里ふれあい広場条例及び西予市デイサービスセンター条例を廃止するものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第155号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第155号「西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第155号は原案のとおり決定いたしました。

(日程)

**○議長**

次に、追加日程第4、議案第156号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

## ○管家市長

議案第156号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第3号）」について、今回の補正予算についてご説明をさせていただきます。

まず、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁の点検・補修に要する経費、復興まちづくり計画に基づきます被災空家の解体支援に要する経費のほか、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業に要する経費、災害対策に要する人件費を計上するものでございます。

それでは、予算書の款別にご説明を申し上げます。

まず、総務費では卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業において、駅前トイレ移設移転補償費を減額し、JR四国所有の電気設備の支障移転経費等を増額調整し、補正額としては640万円を増額計上するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金の交付内示を受けまして、橋梁長寿命化修繕計画策定事業では、橋梁点検委託料を2100万円、橋梁補修事業では、橋梁補修設計委託料と補修工事費を7500万円増額計上するものであります。また、平成30年7月豪雨災害により浸水被害を受けた空き家の除去を速やかに進めるため、対象となる空き家の除去経費に対する補助金として800万円を新規に計上するものであります。

消防費では、災害対策及び防災対策関連事業に係る職員の時間外勤務手当として403万円を増額計上するものであります。

これらの経費の財源につきましては、土木費国庫補助金6035万2000円、市債4170万円のほか、財政調整基金1237万8000円を繰り入れております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億1443万円を増額し、歳入歳出予算の総額を345億9031万4000円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、旧合併特例事業債と過疎対策事業債の限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

## ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

## ○14番中村敬治君

8ページの橋梁新設改良費というところでございますが、目では、右側の事業概要の中で、橋梁長寿命化修繕計画策定事業費2100万円、橋梁補修事業費7500万円となっておりますが、長寿命化に向けての橋梁点検をやられたというように伺っておるわけですが、平成26年から平成30年の5カ年で一斉点検が終了したということで、その計画に従って、それぞれこういう事業を展開されるようでございますが、緊急輸送路とか市道でも重要な路線につきましては、橋梁ばかりではなくて、橋梁というのは一応2メートル以上の分が橋梁ということでございますので、ざっぱな見方をするとけたの長さが2メートル以上というようなことになりまして、2メートル未満のところはどうなっているのかなど。一路線として機能するためには2メートル以下も落橋したり、破断したりいろいろすれば、消防車も通れないし、いろんな支障が起こるわけです。幅が1メートルぐらいであれば鉄板でもパッと持って行って敷けば、それはそれに対応は早いんかもしれませんけれども、その辺考えますと、重要路線については、市の職員でもしっかりと点検をしていただきたいと。そんなに技術的な問題はないと思いますので、コンクリート床版の下に入ってみれば、目視ですぐわかりますので、その辺しっかりと点検していただいて、一路線として、橋梁だけではなくて、一路線が機能できるような形の体制を十分とっていただきたいなと思っております。それについての対応をお願いします。

## ○議長

清水建設部長。

## ○清水建設部長

橋梁の点検についてお答えいたします。

市内の2メートル以上の橋梁は672橋ありまして、今回26年度から30年度までの5カ年をかけて、点検してその状態を調べているところであります。

今中村議員から、法定外水路等にかかる、小さな短い水路にかかる橋についても点検等補修をする必要があるのではないかというお問い合わせだ

ったかと思えます。

建設課所管分、橋梁台帳に載っている分につきましては、先ほど述べました橋梁でございまして、法定外公共物につきましては、建設課は所管外にはなろうかと思えますけど、そういう小さい橋につきましても、交通を維持するためには必要でありますので、随時点検して維持管理はしていく必要があるかと思えます。それを順次またこれから検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

再質問になりますけれども、しっかりと一路線として機能するためにはつながっていない意味ないわけですので、そういう意味から、橋梁2メートル未満のものにつきましてもしっかりと点検していただいて、計画的に整備をしていただきたいと思えますので、引き続き頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○議長**

ほかにありませんか。

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

同じく8ページの卯之町「はちのじ」事業費の分ですけれども、先ほどの全協での説明で、卯之町駅のトイレの補償金1000万円が交渉によってなくなったというふうなことをお聞きいたしまして、ここの予算にもマイナス1000万円載っております。そのことについては、本当によく交渉していただいたなというふうに感謝をしておりますけれども、トイレの補償金があったのであれば、例えば卯之町駅の駅舎の建てかえ、また、高架橋の移転等、これ以外にもJRに支払うべき補償金というのがあるのかなのかということで、今回トイレの補償金についても、私自身は、きょう初めてお聞きしたということなんで、ほかにあるのかなのかお伺いをいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回この当初予算に計上しておりましたトイレのことにつきましては、当初予算を計上するとき

にJRと交渉いたしまして、移転補償費がいるということで計上させていただいております。そのほかの分につきましては現在のところございません。ただ一部用地を今後整備していく上で、用地の交換については、今後発生するかどうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第156号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第156号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第156号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

**○議長**

次に、追加日程第5「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしま

した。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

#### ○管家市長

令和元年第3回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしました本定例会の会期中、議員各位には、上程をいたしました案件に関しまして慎重な審議を賜り、条例の制定、改廃及び補正予算、決算認定などの重要な案件を、いずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では、代表質問を含め5名の議員の皆様より貴重なご意見、ご提言を賜りました。今後、十分な協議検討を重ね市政発展のため、生かしていきたいと考えております。今後とも、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当会中には、国でも大きな政策が動き始めました。10月1日からは、消費税が10%に改定されたほか、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、私たちの身近な暮らしに影響を与えるものが多く、戸惑われている方も多いのではないかとお察しいたします。私たちは、今までにない少子高齢化社会の荒波と地方の衰退という現実と直面をしております。しかし、そこで手をこまねいているのではなく、その社会変化にどのように対応をしていくかの知恵を出し、汗をかき、すばらしい西予の未来を見失わないように、復興事業とともにスピード感を持った政策を展開してまいります。

さて、野村町出身のシンガーソングライター Y u r i c a。さんが歌う西予市歌「いつの日も」が10月1日から通信カラオケDAMで配信さ

れ始めました。私も配信当日に早速歌ってまいりました。西予市のみんなで歌う市歌は、とても心地よいものであります。これから、いろんな親睦会や旅行、出張等で市外に出られる際など、さまざまな場面で西予市歌を歌っていただき、全国に広めていただければと思います。

今回の議会では、市の温浴施設、游の里健康センターを貸し付けるため、設置条例の廃止を行いました。また、ほわいとファームやクアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジについても、先日から運営事業者の公募を開始いたしました。今回の取り組みに関しましては、一般財源の乏しい当市においては、指定管理委託料の増加は、非常に大きな負担となってまいりますので、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、民間事業者の企画力やノウハウを生かしながら、地域経済の活性化、人の流れの促進等を目的に事業者の参入を広く求めることとしたものであります。今後も、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、宇和米博物館内に設置準備を進めておりました愛媛大学地域協働センター南予であります。このほど完成し、10月14日には、南予9市町関係者の出席をいただき開設記念行事が予定されております。この施設は、愛媛大学の全学部が、南予地域の産業や人材育成、まちづくりなどを中心とした課題解決に向け、研究や活動を展開する拠点機関として運営されます。市といたしましては、当施設の稼働により、地域の活性化だけではなく、地域経済の活性化、産官学金の連携や人材育成にも大いに期待をしているところであります。

今週末は大型台風が接近する予報となっております。当市だけではなく、全国各地で被害がないことを祈るばかりでございますが、昨年の7月豪雨災害を教訓に、市民の皆様にも早め早めの備えをお願いしたいと思います。

議会開会日は、まだ酷暑の頃でございます。ほ場の稲穂も実り、こうべを垂れておられましたが、本日は時折涼やかな風も吹き、本格的な秋の到来を感じております。このような時期体調を崩しやすい季節でございます。議員各位におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長**

これをもって、令和元年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

# 付 録

令和元年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月2日（月）～10月10日（木）

（会期39日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9月2日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午前9時開会）</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑</li> <li>・即決議案採決</li> </ul>
9月3日	火	休 会	
9月4日	水	休 会	
9月5日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表質問</li> <li>・一般質問</li> </ul>
9月6日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・質疑・委員会付託</li> </ul>
9月7日	土	休 会	
9月8日	日	休 会	
9月9日	月	休 会	
9月10日	火	休 会	
9月11日	水	休 会	
9月12日	木	常任委員会	
9月13日	金	常任委員会	
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	
9月17日	火	休 会	
9月18日	水	休 会	・討論通告不切
9月19日	木	休 会	
9月20日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午前9時開会）</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> </ul>
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	
9月23日	月	休 会	
9月24日	火	特別委員会	・決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月25日	水	特別委員会	・決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月26日	木	休 会	
9月27日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会）
9月28日	土	休 会	

月 日	曜日	日 程	備 考
9月29日	日	休 会	
9月30日	月	休 会	
10月1日	火	休 会	
10月2日	水	休 会	
10月3日	木	特別委員会	・決算審査特別委員会
10月4日	金	休 会	
10月5日	土	休 会	
10月6日	日	休 会	
10月7日	月	休 会	
10月8日	火	休 会	・討論通告〆切
10月9日	水	休 会	
10月10日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午後1時開会）</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> <li>・即決議案採決</li> </ul>

令和元年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 131号	野村復興住宅団地用地の取得について	01. 9. 2	原案可決
議案第 132号	西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 133号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 134号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 135号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 136号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 137号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 138号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 139号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 140号	西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 141号	市道路線の廃止について	01. 9. 20	原案可決
議案第 142号	市道路線の認定について	01. 9. 20	原案可決
議案第 143号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 144号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 145号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 146号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 147号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 148号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 149号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 150号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 151号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 152号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	01. 9. 20	原案可決
議案第 153号	西予市明浜観光交流拠点施設新築工事請負契約について	01. 10. 10	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 154号	せいよ東学校給食センター建築工事請負契約について	01.10.10	原案可決
議案第 155号	西予市游の里健康センター条例等を廃止する条例制定について	01.10.10	原案可決
議案第 156号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第3号）	01.10.10	原案可決
諮問第 9号	人権擁護委員候補者の推薦について	01.9.2	原案同意
認定第 1号	平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 2号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 3号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 4号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 5号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 6号	平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 7号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 8号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 9号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 10号	平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 11号	平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について	01.10.10	認定
認定第 12号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	01.10.10	認定
承認第 5号	専決処分第5号の承認を求めることについて	01.9.2	原案同意
報告第 8号	平成30年度西予市一般会計継続費精算報告について	01.9.2	報告
報告第 9号	平成30年度健全化判断比率の報告について	01.9.2	報告
報告第 10号	平成30年度資金不足比率の報告について	01.9.2	報告
報告第 11号	西予市土地開発公社の経営状況について	01.9.2	報告
報告第 12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	01.9.2	報告
報告第 13号	株式会社エフシーの経営状況について	01.9.2	報告
報告第 14号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	01.9.2	報告
報告第 15号	株式会社どんぶり館の経営状況について	01.9.2	報告
報告第 16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	01.9.2	報告
報告第 17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	01.9.2	報告
報告第 18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	01.9.2	報告
報告第 19号	西予CATV株式会社の経営状況について	01.9.2	報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
請願第 1号	山田薬師巨石の保存を求める請願書	01. 9. 20	採 択
請願第 2号	野村町に温浴施設の存続を求める請願書		継続審査
陳情第 3号	愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について	01. 9. 20	採 択
陳情第 4号	「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について	01. 9. 20	採 択
意見書案第1号	家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）の提出について	01. 9. 20	原案可決
発議第 6号	西予市決算審査特別委員会の設置について	01. 9. 2	原案可決
選任第 6号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	01. 9. 2	議長指名
	委員会の閉会中の継続審査の件	01. 10. 10	原案可決
	議員派遣の件について	01. 10. 10	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月11日	議 長	全国市議会議長会定期総会
6月12日	議 長	市議会議員共済会第118回代議員会
	議 長	西予市交通安全協会定期総会
6月14日	議長・産建委員長	第23期染織講座開講式
6月17日	全 議 員	令和元年第2回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
6月18日	全 議 員	令和元年第2回定例会 一般質問
6月20日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
6月21日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
6月22日	議 長	東宇和農協第22回通常総代会
6月24日	議 長	第16回西予市遺族会総会
	議 長	西予地区防犯協会定期総会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
6月25日	議 長	西予市身体障害者協会総会
6月27日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	関 係 議 員	西予市指定管理施設調査検討特別委員会
6月28日	議長・産建委員長	株式会社エフシー第24期定時株主総会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和元年第2回定例会 閉会
7月1日	議長・産建委員長	国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	宮城県東松島市議会視察受入
7月2日	議 長	愛媛県市町村職員年金者連盟西予支部総会
7月3日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月5日	議 長	行政連絡協議会代表者会
7月6日	議長・産建委員長	大早津海水浴場海開き
7月7日	全 議 員	平成30年7月豪雨災害西予市追悼式
7月8日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議 長	道路期成同盟会による県知事要望
7月10日	議 長	長野県飯田市議会視察受入
	議 長	天皇陛下御即位奉祝愛媛県委員会令和元年度総会
7月17日	議 長	西予市商工会懇談会
7月18日	議 長	全国森林環境税創設促進議員連盟第26回定期総会（～19日）
7月23日	議 長	岡山県総社市議会視察受入

月 日	出席者	行事名
7月23日	議長	令和元年度国土交通省四国地方整備局要望（～24日）
	関係議員	厚生常任委員会行政視察（～24日）
7月24日	議長	うわじま牛鬼まつり
7月26日	議長・関係議員	(株)ちぬやホールディングス四国工場内覧会・祝賀会
	議長・関係議員	松葉寮納涼祭
7月28日	議長・関係議員	第25回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
7月29日	関係議員	総務常任委員会行政視察（～31日）
7月30日	関係議員	産業建設常任委員会行政視察（～8月1日）
8月1日	議長	第19回四国土砂防災ネットワーク
8月4日	議長・関係議員	かっぱMATURI サマーIN明浜2019
8月5日	議長・関係議員	西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
8月9日	正副議長	第41回四国西南地域市議会議長会懇談会
8月13日	議長・関係議員	西予市明浜支所開庁式
	議長・関係議員	奥地の海のかーにばる
8月18日	全議員	西予市民体育祭
8月20日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
8月21日	全議員	愛媛県市議会観光議員連盟定期総会
8月22日	議長	愛南町議会視察受入
8月23日	関係議員	議会運営委員会
8月25日	議長	南予少年剣道錬成大会
8月26日	関係議員	地域防災体制特別委員会行政視察（～27日）
8月29日	関係議員	議会運営委員会
9月1日	議長	地域視覚障がい者福祉研修会
9月2日	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和元年第3回定例会開会

令和元年9月13日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第134号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	原案可決
議案第135号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
議案第136号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第143号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第145号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和元年9月12日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

厚生常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第132号	西予市地域共生型交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第137号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第138号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第139号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第143号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第144号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第146号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第147号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第148号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第152号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	原案可決

令和元年9月12日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 久 見 子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第133号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第140号	西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第141号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第142号	市道路線の認定について	原案可決
議案第143号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第149号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第150号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第151号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和元年10月3日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

決算審査特別委員会

委員長 小 玉 忠 重

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
認定第1号	平成30年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	平成30年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第7号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第8号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第9号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第10号	平成30年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	平成30年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第12号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定

令和元年9月13日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
請願第1号	山田薬師巨石の保存を求める請願書	採 択
陳情第4号	「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について	採 択

令和元年9月12日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 久 見 子

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第3号	愛媛県県道29号地方道宇和野村線（西予市野村町鎌田から西区間）におけるトンネル開設の促進について	採 択